

大学機関別認証評価

自 己 評 価 書

平成19年6月

京都大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	3
III	基準ごとの自己評価	
基準 1	大学の目的	5
基準 2	教育研究組織（実施体制）	13
基準 3	教員及び教育支援者	24
基準 4	学生の受入	32
基準 5	教育内容及び方法	41
基準 6	教育の成果	60
基準 7	学生支援等	66
基準 8	施設・設備	73
基準 9	教育の質の向上及び改善のためのシステム	77
基準 10	財務	83
基準 11	管理運営	90

I 大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 京都大学
- (2) 所在地 京都府京都市
- (3) 学部等の構成

学部：総合人間学部，文学部，教育学部，法学部，経済学部，理学部，医学部，薬学部，工学部，農学部

研究科：文学研究科，教育学研究科，法学研究科，経済学研究科，理学研究科，医学研究科，薬学研究科，工学研究科，農学研究科，人間・環境学研究科，エネルギー科学研究科，アジア・アフリカ地域研究研究科，情報学研究科，生命科学研究科，地球環境学堂・地球環境学舎，公共政策連携研究部・公共政策教育部，経営管理研究部・経営管理教育部

附置研究所：化学研究所，人文科学研究所，再生医科学研究所，エネルギー理工学研究所，生存圏研究所，防災研究所，基礎物理学研究所，ウイルス研究所，経済研究所，数理解析研究所，原子炉実験所，霊長類研究所，東南アジア研究所

関連施設：学術情報メディアセンター，放射線生物研究センター，生態学研究センター，地域研究統合情報センター，放射性同位元素総合センター，環境保全センター，国際交流センター，高等教育研究開発推進センター，総合博物館，国際融合創造センター，低温物質科学研究センター，フィールド科学教育研究センター，福井謙一記念研究センター，こころの未来研究センター，保健管理センター，カウンセリングセンター，大学文書館，埋蔵文化財研究センター，アフリカ地域研究資料センター，女性研究者支援センター，附属図書館，高等教育研究開発推進機構，環境安全保健機構，国際イノベーション機構，国際交流推進機構，情報環境機構，図書館機構

- (4) 学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

学生数：学部13,216人，大学院9,228人

専任教員数：2,836人

助手数：7人

2 特徴

京都大学の歴史は，明治30年の京都帝国大学の設置に始まる。開学に際した第一回宣誓式で，初代総長は「自重自敬」という語を用いて京都帝国大学の大学人の持つべき自主性の意義を説いているが，この自主性を重んじる精神は時代が変わり，京都帝国大学から京都大学へと移り，開学以来100年を越える現在に至っても，本学の最も重要な学風「自由の学風」として脈々と受け継がれている。

京都大学では開学以来の自主性の精神や自由の学風のほかにも，本学の発展の中で培われてきた有形・無形の素晴らしい伝統を受け継いでいる。21世紀を迎えて大学改革が進む中，過去の伝統に安住するのではなく，本学のこれまでの学風や伝統を再確認して，本学のこれからの向かうべき目標を広く世間に掲げて教育研究活動を行うことが必要との判断にいたり，平成13年12月に「京都大学の基本理念」を制定している。

京都帝国大学に始まる本学の100年以上の歴史を再確認した上で，これからの京都大学が向かうべき目的は，本学が「地球社会の調和ある共存に貢献する」ことであり，京都大学はこの崇高な公共的目的の達成のために研究と教育を行うのである。このためには，京都大学の研究者は卓越した知の創造を目指して研究を遂行し，そこで得られた成果や知見を背景とする教育によって卓越した知の継承を行うのである。

京都大学の最も顕著な特徴の一つは，その研究活動における学問水準の高さであろう。本学は思想面では西田哲学を生み出し，またノーベル賞やフィールズ賞の他，内外の極めて顕著な顕彰の受賞者を多数輩出している。これは本学で行われる研究の独創性の高さを示すものであり，その背景には自由な発想で研究を行うことを尊重する本学の学問土壌が見えてくる。本学の学問の特徴は，既成の分野の中で学問技術の点からの問題解決を図るのではなく，新たな学域を開拓しながら卓越した知の創造を行うことである。このような活動は，学問の自由の真の意味を理解して初めてなし得るものであり，本学の自由の学風とは不可分なものと言えよう。

本学の教育上の特徴は，学生の自学自習に重きを置いている点である。本学の目指す教育は，既成知識や技術の，教員から学生への伝授ではない。我々は様々な体験を通し，自らの力で得たものだけが将来に繋がること

を知っているが、学問も例外ではない。自らの努力で得られた知見だけが、次の学問展開に繋がるのであり、これこそが本学の目指す卓越した知の継承である。様々な調査により、社会において本学出身者は教養が深く、応用力のある人材との評価を受けているが、これは本学が伝統的に行ってきた自学自習を重視した教育の賜物と言えよう。

また本学では学問の多様性を尊重し、学問の自由を何より大切にすることを、学部・研究科等の研究組織の自治を尊重した運営を行っていることも、その特徴の一つと言えよう。昨今はリーダーシップの重要性が強調されているが、多様性に配慮しないリーダーシップがどのような不幸を生み出すか、我々は人類の歴史を通して十分に知っている。京都大学では各研究組織の持つ特性や多様性を尊重し、その自治と大学全体の調和を図ることこそが大学における学問発展の礎と考えている。自治や自由は自分に許されると同様に、他者にも同様に許されるべきものである。相互の立場を理解し尊重しあい、価値観の多様性を認め合うことで、初めて自治や自由の調和が生まれる。社会の立場で言えば、ボトムアップとトップダウンの調和とも言えよう。

京都大学が自由の学風を守りながら地球社会の調和ある共存に寄与しようとするのは、まさにこの多様な価値観の中で、自由と調和を理解することが学問のみならず人類の発展に資すると考えるからである。

京都大学では、100年を越える歴史の中でこのような特徴を育み、伝統として守り、またこれを次の世代に発展的に継承しようとしている。またこの一つ一つが「京都大学の基本理念」を形成している。京都大学の基本理念こそが本学の特徴を記述していると言えよう。

II 目的

京都大学は、明治30年6月18日の勅令第209号により、帝国大学令(明治19年)に則って、京都帝国大学として設置されたことからその歴史は始まっている。帝国大学令によれば、大学の目的は我が国の社会に必要な学問・技術の教育を図ると共にそれらの研究を行うこととされ、特に本学については既に開学されている東京(帝国)大学と切磋琢磨して研究水準及び卒業生の質の向上を図ることが求められていた。

明治30年の開学の際の第一回宣誓式において、初代総長は「自重自敬」という言葉を用いて大学人の自主性の重要性を説き、本学においては教員も学生も教育・研究・学修において自発的に活動することが強く求められている。この自主性を重んじる精神は100年以上経た現在に至るまで本学の根幹であり、創立以来の「自由の学風」はまさに学風として脈々と受け継がれ、この精神の下で独創的であって高い水準の研究と、それに基づく質の高い教育が行われている。

昭和24年の国立学校設置法による京都帝国大学から京都大学への移行の後には、本学は国の一機関であり、固有の目的を成文化して持つことはなかった。しかし大学改革が進行する中、本学の理念や目的を再確認して広く世間に周知することは重要との判断に至り、開学以来の学風・伝統を再検討し、平成13年12月に「京都大学の基本理念」を制定している。

京都大学の基本理念は、研究・教育・社会との関係・運営の4項からなっており、その全文は以下の通りである：

「京都大学の基本理念」

京都大学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多元的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、自由と調和を基礎に、ここに基本理念を定める。

●研究

1. 京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。
2. 京都大学は、総合大学として、基礎研究と応用研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる。

●教育

3. 京都大学は、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養につとめる。
4. 京都大学は、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成する。

●社会との関係

5. 京都大学は、開かれた大学として、日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える。
6. 京都大学は、世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

●運営

7. 京都大学は、学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに、全学的な調和をめざす。
8. 京都大学は、環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

この基本理念は、本学が学校教育法に定められる大学・大学院の要件を満たすことを規定する以上に、本学の創立以来の学風を受け継ぎつつ、21世紀の我が国の大学のあるべき姿をも示すものとなっている。京都大学には、昭和8年の滝川事件に代表されるように、学問の自由を擁護するために闘ってきた誇るべき伝統があり、また自由な発想による創造的研究から卓越した研究成果を挙げてきたことなどは、広く知られる通りである。「自由の学風」は京都大学の輝く個性として今後も継承・発展させるべきものであるが、ここでいう「自由」とは決して独り善がりなものであってはならない。「自由」は、それぞれの立場を尊重してあるべきものであり、価値観の多様性を認め合うことが前提にあらねばならない。京都大学の目的とする「自由」は、21世紀に相応しい、多元的な価値観を尊重し、人類共同体との関係を視野において捉えられるべき「責任ある自由」であり、この点を基本理念では「自由と調和」という言葉で述べ、本学の礎と位置付けている。

また、我々の住む地球は人類だけのものではなく、人類は動植物を含む多くの生命とこの地球で共存している。21世紀の人類の繁栄を目指すためには、資源の枯渇、土壌汚染や地球温暖化、森林の減少、水資源の活用等の重要諸問題を避けては通れないが、これらの問題を人類の視点だけから捉えることでは、決して満足する解決は得られないであろう。基本理念の冒頭に述べられる「地球社会」はこのような考えを背景としており、京都大学は単に人類社会の発展を目指すのではなく、卓越したレベルの研究と教育を通して、地球社会の調和ある共存に貢献することをその究極の目的としている。

教育においては、創立以来の「自重自敬」の精神を尊重し、既成の知識や技能を教員から学生へ一方的に伝授するのではなく、対話を根幹とした教員と学生の双方向の授業展開の中で、学生の自学自習を促すことをその根幹にしている。これは決して無責任な放任を意味するものではなく、本学の体系的な教育課程に基づき、各学部・研究科等と個々の教員が計画と運営に責任をもって教育に当たることがその前提である。卓越した水準の研究業績を持つ本学の教員が責任をもって教育することによってのみ、高い教養の涵養と卓越した知の継承が教育において図られるものである。これらを通して行われる本学の教育は、学生個々人の利益を目指すものではなく、本学が理想とする「地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成」することが目的であり、ここには本学の卒業・修了者には、高い自覚を持って地球社会の調和ある共存に寄与して欲しいという本学からのメッセージも含まれている。

研究においては、研究の自由だけではなく、自主性と倫理性が強調され、人類の繁栄に資する世界的に卓越した知の創造を目的としている。またその研究成果は象牙の塔の宝物として飾られるのではなく、本学で得られた成果や知見は、様々なレベルの社会連携を通し、その知を社会に伝えていくことも基本理念として掲げられている。

平成16年7月に定められた「京都大学の教職員像」においても、その一文において、「学問の自由は、これを遂行するための最も基本的な要件であり、社会規範や倫理に十分な配慮を払いつつ、教育・研究のすべての場において尊重される。」と明確に述べられている。京都大学は学問の自由を何にもまして尊重する大学であり、本学においては教員も職員も、全ての構成員が学問の自由を尊重してその活動を行っている。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-1： 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点到る状況】

京都大学は、明治 25 年 12 月 24 日に長谷川泰らによって当時の衆議院に提出された「関西ニ帝国大学ヲ新設スル建議案」（資料 1-A）によりその創設が提案され、明治 30 年 6 月 18 日の勅令第 209 号により、帝国大学令（明治 19 年）に則って京都帝国大学として設置された。帝国大学令によれば、大学の目的は我が国の社会に必要な学問・技術の教育を図ると共に、それらについての研究を行うものとされている（資料 1-B）。また上述の建議案によれば、本学は既に開学していた東京（帝国）大学と切磋琢磨し、研究及び卒業生の質の向上を図ることが求められている。

明治 30 年の京都帝国大学第一回宣誓式の式辞においては、本学と東京帝国大学との違いが述べられると共に、「自重自敬」という言葉で自主性が重んじられ、本学の教員も学生も教育・研究・学修における自発的活動が求められている（資料 1-C 及び資料 1-D）。昭和 24 年の国立学校設置法の施行後は、京都帝国大学の時代から脈々と受け継がれてきた教育・研究における自由と自主性の精神を“学風”として遵守し、昭和 22 年に制定された学校教育法の第 52 条及び第 65 条を実現する国の機関としてその活動を続けた。新制大学としての京都大学は国の機関として法令によって設置されたため、永らく固有の“大学の目的”を成文化された形では持たないままであった。その中で、開学以来の自主性を重んじた“自由の学風”をまさに学風として尊重しながら高い水準の教育と研究を続けていたが、大学改革が進行する中では本学の理念や目標を再確認し、内外に広く周知することが必要との判断に至った。これにより、平成 13 年 12 月に「京都大学の基本理念」（資料 1-E）を制定した。

各学部・大学院（研究科等）では、開学以来の本学の学風や新たに制定された基本理念に沿い、それぞれの部局の関係する学域を踏まえて、当該部局の目的がそれぞれに定められており、これらは当該部局の便覧等にも記載されている（別添資料 1-1-1）。本学の基本理念の制定後について言えば、例えば法学部や医学部では平成 15 年 3 月に部局の基本的目標を取り纏めており、また最近では平成 18 年 4 月に文学部において教育研究目的が成文化した形で策定された。各部局の教育・研究の目的を実現するための具体的な施策は、現在進行中の国立大学法人京都大学中期目標・中期計画の中に盛り込まれている。

資料 1-A

関西ニ帝国大学ヲ新設スル建議案 一八九二（明治二五）年一二月二四日

我帝国内ニ唯一ノ帝国大学ヲ東京ニ置キ頗ル完全ナルカ如シト雖モ情ヲ其実況ヲ觀察スルニ他ニ競争者ナキカ為メ其教員タル者斬新ノ学理ヲ発見スルノ傾キ知ラス識ラス退却シ大学ノ大目的タル学理ノ蘊奥ヲ発見シ我帝国ノ光ヲ外国ニ輝カスコト能ハス從テ其教員ノ學術漸々退歩ニ傾キ之カ教育ヲ受クル処ノ生徒ノ學業進歩上ニ不易ナル關係ヲ起シ其結果トシテ卒業生ノ学力薄弱ナル可キハ数ノ免レサル処ナリ又他ニ之カ競争者タル大学ナキカ為学生ハ學問ノ講究上知ラス識ラス怠慢ニ傾キ其極學士ノ称号ヲ帶ヒサル者ヨリモ劣等ナル情況ニ陥ルヘキハ数ノ免レサル処ナリ故ニ東京帝国大学ノ外更ニ関西ニ一ノ大学ヲ設立スルハ教育上最須

要ナルコト、信スルナリ

(出典：『京都大学百年史』資料編二 P91)

資料 1-B

帝国大学令 勅令第三号 一八八六（明治一九）年三月一日（官報三月二日）

第一条 帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス

(出典：『京都大学百年史』資料編一 P4)

資料 1-C

第一回宣誓式（一八九七年九月一三日）における木下総長の式辞（抄）

（略）当大学は（略）全く独立の一大学なり已に一大学とせば固有の生存を有せざる可らず固有の生存を為すには独特の資性を具へざる可らず（略）尋常中学及高等学校に於ては年齢及資格に於て他の扶助を要すと雖も大学々生に在ては自重自敬を旨とし以て自立独立を期せざるべからず故に諸君は既に後見を脱したる者として吾人は諸君を遇する也因て平素の事は細大注入の主義に依らず自得自発を誘導することを務めんと欲す其自得自発の誘導者及奨励者は諸教授諸君の自ら任ずる所也（略）

(出典：『京都大学百年史』資料編二 P928)

資料 1-D

「自重自敬」の額



(出典：『京都大学百年史』写真集 P19)

資料 1-E

京都大学の基本理念

京都大学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多元的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、自由と調和を基礎に、ここに基本理念を定める。

研究

①京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。

②京都大学は、総合大学として、基礎研究と応用研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる。

教育

③京都大学は、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養につとめる。

④京都大学は、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成する。

社会との関係

⑤京都大学は、開かれた大学として、日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える。

⑥京都大学は、世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

運営

⑦京都大学は、学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに、全学的な調和をめざす。

⑧京都大学は、環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

(平成 13 年 12 月 4 日制定)

(出典：京都大学ホームページ http://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/01_rinen/rinen.htm)

別添資料 1－1－1

各学部・研究科等の目的

【分析結果とその根拠理由】

現在の京都大学の目的は、平成 13 年 12 月制定の「京都大学の基本理念」において明確に述べられている。そこでは京都帝国大学の第一回宣誓式の式辞で述べられた「自重自敬」にその源をもつ「自由の学風」の発展と継承が冒頭に述べられ、研究と教育における自主性が強調されている。また明治 19 年の帝国大学令に端を発する大学の使命として、我が国をリードする人材の輩出を念頭に置き、教育・研究面における「卓越した知」の継承と創造的精神の必要性が謳われている。また豊かな教養を背景とする人間性や責任感を持ち、さらに環境を含む社会との調和を目指した本学が理想とする人間像が述べられ、京都大学が育成・輩出しようとする人材像が明確に記されている。

観点 1－1－2： 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

平成 13 年に制定された「京都大学の基本理念」(資料 1－E) は、教育、研究、社会との関係、運営に分けて、8 つの項目からなっており、特に教育では本学が多様であってしかも調和のとれた教育体系(資料 1－F) を持って「卓越した知の継承と創造的精神の涵養」を行うことが述べられている。また研究面では「世界的に卓越した知の創造」という表現で専攻学術の深い研究に言及する一方で高い倫理性も求め、さらに基礎研究と応用研究、文科系学術と理科系学術の多様な発展と統合が目的として記されている。精神面においては教養が豊かで人間性が高く責任を重んじる人間を理想像として掲げ、それに向けた教育を目的としている。社会との関係では環境や社会との調和を求め、大学運営においては人権への配慮も謳っている。

資料 1－F

教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

(出典：京都大学通則第 15 条第 1 項)

【分析結果とその根拠理由】

新制の京都大学は昭和 22 年施行の学校教育法に則り、昭和 24 年の国立学校設置法第 3 条により設置されており、形式的には学校教育法第 52 条及び第 65 条を実現する国家の一機関としてその活動を行っていた。一方、本学が国立大学法人に移行する前の平成 13 年 12 月に制定された「京都大学の基本理念」は、学校教育法の第 52 条及び第 65 条を包括する内容と考えられ、本学の目的は同第 52 条の規定する大学一般に求められる目的と十分合致するものと判断される。

実際、本学の基本理念の教育に関する記述では、本学は多様かつ調和のとれた教育体系によって「卓越した知の継承と創造的精神の涵養」に務め、これによって教養が豊かな優れた研究者や高度の専門能力をもつ人材の育成を目指している。これは学校教育法第 52 条の要請する広い知識と深い専門学術の教育を行うことと合致するものである。また卓越した知に裏付けられた創造的精神は、結果として、知的・応用的能力の展開を図るものとも判断される。さらに豊かな教養を身に付けた上で高い人間性や責任感を重んじるという本学が理想とする人間像は、我が国の一般的な道徳に叶うものと言える。研究においては「世界的に卓越した知の創造」を目指しているが、これはそれぞれの専攻学術において深い研究を目指すことを本学の目標として述べるものになっている。

観点 1－1－3： 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

京都大学は学部組織と大学院組織の両方を兼ね備える総合大学として教育・研究活動を行っており、その基本理念は学部と大学院に共通するものと位置付けられている。ここでは教育においても研究においても「卓越した知」という表現が用いられ、本学が目標とする教育と研究の水準の高さが示されている。教育の成果としては、「優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材」の輩出が目的とされているが、これは大学院についても該当するものである。本学では、大学院教育は本学で行われている多様な研究と表裏一体のものと考えており、研究面についての本学の基本理念は直ちに大学院教育の理念へと結びつくものでもある。研究面では、総合大学としての特性を活かし、基礎と応用、文科系と理科系の多様な発展と統合を目指すことが基本理念の中で述べられており、これは本学の大学院教育に通底するものとも考えられる。本学は本学と社会との関係の在り様についても基本理念の一つとし、本学で得られた研究成果を教育及び社会連携を通して社会に還元し、基本理念の冒頭に掲げる「地球社会の調和ある共存に貢献」することを目指してその活動を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

京都大学の基本理念は、学校教育法第 65 条の規定の主旨を十分包括するものであり、本学の大学院の目的は大学院一般に求められるものと合致していると判断される。基本理念の中では基礎研究と応用研究、文科系学術と理科系学術の多様な発展と統合を求める一方で、その水準としては「世界的に卓越した知」を要求している。この高い水準での研究が大学院教育と表裏一体であることを考慮すると、本学の大学院が学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めることを目標としているものと考えられる。また基本理念に謳われる輩出する人材像は「優れ

た研究者と高度の専門能力をもつ人材」であり、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う教育活動が、多様かつ調和のとれた教育体系によって、本学大学院において行われるべきことをその基本理念において述べていると考えられる。これらの教育研究活動を通して本学が地球社会の調和ある共存に貢献することは、我が国のみならず、世界全体の文化の進展に寄与するものと考えられる。以上を総合し、京都大学の基本理念は大学院一般に求められる目的と十分に合致していると判断される。

観点 1-2-1： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

「自由の学風」は本学の基本理念の根幹の一つであるが、これは京都帝国大学の時代より脈々と受け継がれ、この言葉と共にその解釈が歴代総長の様々な挨拶等の中で触れられている。例えば平成 19 年度は 1・2 回生全員に配付される「全学共通科目履修の手引き」（資料 1-G）の総長談話の中で、本学の基本理念の精神と共にこの「自由の学風」について述べられている。

資料 1-G 挨拶：「21 世紀の指導者になるあなたに 総長 尾池和夫」

21 世紀に入り、はや数年が経過しました。みなさんは今世紀が人類にとってどのようなになると予測していますか。京都大学に入学し学問に従事しようとしているみなさんは、近未来を予測しながら学習し、目指す分野で研究することになります。

京都大学は、「自由の学風」を継承し発展させ、地球社会の調和ある共存に貢献することを、基本理念に掲げています。また、教育の目的の一つに、「教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成する」と謳っています。人々が、基本的人権を守り、自分の権利を大切に、他人の権利を尊重することにより、人類は地球社会の調和ある共存を築いていくことができるのです。

（出典：「全学共通科目履修の手引き 平成 19 年度」）

本学の基本理念の全文は、本学公式ホームページのトップページの「大学の紹介」中の冒頭（資料 1-H）に、日本語及び英語にて、学内・学外に向けて広く発信されていると共に、学部・大学院の新入生全員に配付される「学生便覧」にも冒頭に掲載されている。特に学部新入生については、新入生ガイダンスの際に学生便覧の配付に加え、教養教育の理念と絡めて、基本理念の教育に関する事項が高等教育研究開発推進機構長により説明されることが通例となっている。しかし、大学院においては内部進学者が多いこともあり、学生便覧の配付以外の積極的な説明周知に取り組む部局は 5 つに留まっている（表 1-1）。

教職員については、新採用の際に「京都大学概要」が配付されるが、この冊子にも基本理念の全文が掲載されている。特に新採用の正職員については、採用時研修において理事等からその内容について説明が行われている。ただし、新採用の教員及び研究員を含む非常勤教職員の研修は各部局に任されており、採用と同時に本学の基本理念についての説明が十分に行われているとは限らない。

資料 1-H

http://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/01_rinen/rinen.htm

（出典：京都大学ホームページ「京都大学の基本理念」の日本語版の URL）

表 1-1

基本理念の大学院新入生への説明状況

研究科名	学生への説明		(学生へ説明している場合)			
	あり	なし	説明を行った場面	説明を行った部分		
				全文	教育部分	その他
文学研究科		○				
教育学研究科		○				
法学研究科		○				
経済学研究科	○		入学時のガイダンス		○	
理学研究科		○				
医学研究科		○				
薬学研究科	○		入学ガイダンス、新入生合宿研修	○		
工学研究科		○				
農学研究科		○				
人間・環境学研究科		○				
エネルギー科学研究科	○		入学時ガイダンス	○		
アジア・アフリカ地域研究研究科	○		新入生オリエンテーション	○		
情報学研究科		○				
生命科学研究科		○				
地球環境学堂		○				
公共政策教育部		○				
経営管理教育部	○		入学時のガイダンス		○	

【分析結果とその根拠理由】

学部・大学院の新入生ならびに新採用の教職員には、京都大学の基本理念の全文を掲載した冊子をそれぞれに配付しており、形式的には、本学の基本理念は全ての学生と教職員に対して周知が図られているといえる。しかし、個々の学生・教職員に対して、基本理念の浸透度を追跡調査したことはこれ迄になく、情報伝達が一方的になっている側面は否定できない。

一方で、本学の教員には本学出身者が多数居り、基本理念の根幹の一つである「自由の学風」をそれぞれの教育研究活動の中で、まさに学風として伝えている。歴代総長がその挨拶等の中で「自由の学風」に触れてきたのと同様に、各教員もそれぞれの立場で、この「自由の学風」を各自の教育の場でしばしば言及している。さらに「自由の学風」について言えば、この象徴とも言える「滝川事件」は広く知られる史実である。これは、京都帝国大学時代の昭和8年に、国家による自由主義・民主主義的な学問や思考の弾圧に対し、当時の法学部教授会が抵抗したものであるが、その内容は高等学校の日本史の教科書にも記述されている（資料1-I）。実際、本学学部入学生に対して入学直後のガイダンス時に実施される意識調査を纏めた報告書「新入生アンケート報告書（平成18年度版）」（<http://www.z.k.kyoto-u.ac.jp/pdf/link/link0262.pdf>）にも、本学の学問に対する自由な雰囲気について憧れて本学を志望した旨の回答が少なくない。

このような事情から、京都大学の基本理念の文言の一つ一つの周知程度については差異があると考えられるが、学生・大学院生に対しては京都大学の基本理念の根幹の一つである「自由の学風」は十分に周知されていると判断される。

資料1-I

抜粋：「詳説 日本史（平成18年）」（山川出版） P326

（略）わずかに社会主義を守り続けた鈴木茂三郎らの日本無産党なども、1937（昭和12）年には弾圧されて活動を停止した。

思想・言論の取締りも強化され、共産主義ばかりでなく、自由主義・民主主義的な学問への弾圧事件もつぎつ

ぎにおこった。(略)

- ③ 1933 (昭和 8) 年, 自由主義的刑法学説をととなえていた滝川幸辰京都帝大教授が文相鳩山一郎の圧力で休職処分を受けたのに対し, 同大法学部教授会は全員辞表を提出して抵抗したが, 結局敗北した (滝川事件)。

観点 1-2-2 : 目的が, 社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の基本理念は本学のホームページ (資料 1-H) で日本語及び英語で広く公表されると同時に, その全文を掲載した「京都大学概要」 (http://www.kyoto-u.ac.jp/notice/05_kohou/kohho_siryo.htm) は毎年改訂され, 平成 18 年度は 10,000 部が作成されて広く一般に配布されている。この概要は, 学内では新採用者のほか希望者に配付されると共に, 学外では他大学や本学学部への志願者の多い高等学校等に配布されている。

また, 高等学校生徒を対象とした「知と自由への誘い 京都大学案内」 (別添資料 4-1-1) が本学志願者向けの広報資料として作成 (平成 17 年度は 42,000 部, 平成 18 年度は 45,000 部) されているが, ここにも京都大学の基本理念の全文が掲載されている。この冊子は 8 月上旬に開催されるオープンキャンパスの際に参加者約 8,000 人に配付されるほか, 受験産業の主催のものも含めて各種の入試ガイダンス等を利用し広く配布されている。さらに本学志願者に対する「京都大学学生募集要項」には, 基本理念の教育に関する部分が抜粋掲載されている。

本学では広く一般を対象とした多くの公開講座や講演会等が行われているが, 本学の教育紹介を兼ねた講演の際には, しばしば基本理念の教育に関する部分が言及される。例えば平成 19 年 3 月に情報学研究科が主催した公開講座「夢のある情報教育にむけて」では, 本学での教育事例の紹介の際にこの基本理念に沿った説明が行われた。

【分析結果とその根拠理由】

本学ホームページのトップページ (<http://www.kyoto-u.ac.jp/top.htm>) から入る「大学の紹介」ページの冒頭に「京都大学の基本理念」は掲げられ, 分かりやすい形で学内・学外・世界に向けて公表されている。また, 本学志願者に対する入試情報の発信の際にもこの基本理念は併せて公開されており, 情報発信という点では公開状況は十分と考えられる。しかし, これらの公開は本学に関心を持つ者に対する公開という側面は否定できず, この意味では限定的と言わざるを得ない。一方で, 読売新聞は学長インタビューの形式で「自由な学風 変えない」を特集 (平成 18 年 9 月 15 日) しており (別添資料 1-2-2), 京都大学の基本理念の根幹の一つである「自由の学風」については, 高等学校教科書等の記述も併せて, 広く社会に知られていると思われる。

別添資料 1-2-2

「自由な学風 変えない」 (読売新聞 平成 18 年 9 月 15 日)

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

京都大学は明治 30 年の開学時の式辞に見られる「自重自敬」に源を持つ自主性と自由さを学風として, 教育・研究活動を続けてきた。平成 13 年にはこの学風の継承と発展を目指して成文化した「京都大学の基本理念」が取

り纏められ、学内・学外に広く公開されている。この基本理念では、本学の究極の目的は地球社会の調和ある共存への貢献と明確に述べられ、そのための自由と調和の重要性が述べられている。価値観が多様化した現在の社会において、自由と調和に基づくこの崇高な本学の理念の実現は、単に本学のみならず地球社会における人類の平和と繁栄に資するものである。

【改善を要する点】

崇高な内容の基本理念を取り纏めてはいるものの、基本理念の本学からの周知公開の方法は、現状では本学に関心を持つ者に限定されている可能性が否定できない。また学内に限っても、基本理念の学生・教職員に対する浸透についての追跡調査が行われていない。さらに、基本理念の根幹の一つの「自由の学風」のみに焦点が当てられ過ぎている嫌いもある。今後は、外国も含めて、一層の適切な情報発信に心掛け、「京都大学の基本理念」の社会への浸透を図ることが望まれる。

（３）基準 1 の自己評価の概要

京都大学は自由と自主性を重んじた教育研究活動を明治 30 年の開学時より続けており、この伝統ある学風を「京都大学の基本理念」として平成 13 年に取り纏め、学内及び外国を含む学外に広く公開して現在の活動を行っている。この基本理念では、自由と調和を尊重し、卓越した知を目指して教育研究活動を行い、地球社会の調和ある共存へ貢献することが本学の目的として明確に述べられている。この内容は、学校教育法が要請する大学及び大学院の目的を包括するものでもある。またその内容は、公式ホームページ、各種便覧、受験者向け情報、各種報道等を通し、学内・社会に広く公開され周知が図られている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2-1-1： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学の基本理念には、「多元的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献する」旨が述べられ、併せて、教養と人間性を身に付けつつ、卓越した知を継承すると共に創造的能力、高度な専門知識を有する人材の育成を目指すことが謳われている。この理念の実現のため、文科系と理科系、基礎研究と応用研究に配慮し、総合人間・文・教育・法・経済・理・医・薬・工・農の10学部が設置され、総合大学として構成されている。

学科編成については、広い分野に柔軟に対応する人材を養成する観点から、工学部では6学科が置かれる一方、自然科学の総合的な修得を目指して理学部は1学科制がとられるなど、本学の理念の達成に向けてそれぞれの学部が独自の判断を行っている（表2-1）。

表 2-1

10 学部の学科及びコース構成

学部	学科	コース等	学部	学科	コース等
総合人間学部	総合人間学科	人間科学系 認知情報学系 国際文明学系 文化環境学系 自然科学系	医学部	医学科	分子生物学 細胞学・組織学 発生学・遺伝学 人体構造機能学 臨床入門医学 環境・社会医学
文学部	人文学科	哲学基礎文化学系 東洋文化学系 西洋文化学系 歴史基礎文化学系 行動・環境文化学系 基礎現代文化学系			内科学 外科学 眼科学 婦人科学・産科学 小児科学 皮膚科学 形成外科学 泌尿器科学 耳鼻咽喉科学 整形外科 精神医学 放射線医学・核医学 麻酔学
教育学部	教育科学科	現代教育基礎学系 教育心理学系 相関教育システム論系			臨床神経学 臨床検査医学 口腔外科学 看護学専攻 検査技術科学専攻 理学療法専攻 作業療法専攻
法学部	(学科制を導入していない)	基礎法学 公法 民刑事法 政治学		保健学科	物理・薬化学 生物・分子薬学 生命・臨床薬学 創薬科学 医療薬科学
経済学部	経済学科	理論・情報 経済史・思想史 財政・金融 産業・労働 国際経済			土木工学コース 資源工学コース 環境工学コース 建築学コース 機械システム学コース 材料科学コース エネルギー理工学コース 宇宙基礎工学コース
	経営学科	経営 会計			電気電子工学コース 計算機科学コース 数理工学コース 創成化学コース 工業基礎化学コース 化学プロセス工学コース
理学部	理学科	数理科学系 物理科学系 地球惑星科学系 化学系 生物科学系	薬学部	総合薬学科	物理・薬化学 生物・分子薬学 生命・臨床薬学 創薬科学 医療薬科学
				薬科学科 薬学科	土木工学コース 資源工学コース 環境工学コース 建築学コース 機械システム学コース 材料科学コース エネルギー理工学コース 宇宙基礎工学コース
			工学部	地球工学科	電気電子工学コース 計算機科学コース 数理工学コース 創成化学コース 工業基礎化学コース 化学プロセス工学コース
				建築学科 物理工学科	資源生物科学 応用生命科学 地域環境工学 食料・環境経済学 森林科学 食品生物科学
				電気電子工学科 情報学科 工業化学科	資源生物科学 応用生命科学 地域環境工学 食料・環境経済学 森林科学 食品生物科学
			農学部	資源生物科学科 応用生命科学科 地域環境工学科 食料・環境経済学科 森林科学科 食品生物科学科	資源生物科学 応用生命科学 地域環境工学 食料・環境経済学 森林科学 食品生物科学

【分析結果とその根拠理由】

現在の学部構成は平成4年度の総合人間学部設置以降は変化していない。一方で、学部内の学科制については、教育における達成目標の変化に応じ、学科構成の適切化に向けての改編等が適宜行われており、本学の基本理念と各学部の目的の達成に向けての取組が行われている。また、新しい研究課題や知見の増大といった学術的要請や、法学部・経済学部のように専門職学位課程の設置を含む大学院教育改革を学部教育に反映させるため、学士課程の適切化を目指したカリキュラム改善の努力が行われている（表2-2）。

以上より、本学の学部及び学科の構成は、京都大学の基本理念に基づく学士課程の教育研究の目的を達成する上で適切と判断できる。

表2-2

平成15年度以降の学科等改編・カリキュラム改善

学部	学科・コース制等の改編		カリキュラムの改善	
	有・無	「有」の場合、その概要	有・無	「有」の場合、その概要
総合人間学部	有	人間学科、国際文化学科、基礎科学科、自然環境学科の4学科のもとに13大講座23専攻が置かれていたが、平成15年4月に大学院人間・環境学研究科に直結する学部として再編された。それに伴い、専門分野の細分化を避けて時代適応性の高い1学部1学科制をとり、総合人間学科の下に、人間科学系、国際文明学系、文化環境学系、認知情報学系、自然科学系の5学系構成とした。	有	旧カリキュラムにおいては、専攻分野が細分化されすぎており、「たこつぼ化」の弊害が危惧され、また一部の専攻分野に学生が集中するアンバランスが生じた。そこで新カリキュラムにおいては、1学科制（総合人間学科）をとり5学系を設置して、旧カリキュラムよりも幅広い学習を可能にした。（平成15年度）
文学部	無		有	卒業要件として、全学共通科目のA群、B群それぞれ8単位以上修得しなければならない。（平成15年度以降入学学生適用）
教育学部	無		無	
法学部	無		有	1. 開講科目・単位・学年配当の変更（平成16年度） 2. 各学年毎に履修できる単位数に上限を設けるキャップ制の導入（平成16年度） 3. 卒業に必要な専門科目の単位数の変更（平成16年度）
経済学部	無		無	
理学部	無		有	○平成16年度以降物理科学系カリキュラムにおいては、専攻する領域全ての学生に共通して履修が望ましい基幹科目とやや専門性の高い科目等の関連性並びにその履修時期等を明確にしたより一貫性ある教程を提示した。 ○化学系においては、3回生時の配当科目数が過度に集中していたものを2回生4回生に分散させる等のカリキュラムの再編を平成19年度に実施した。
医学部（医学科）	無		有	・教養科目（全学共通科目）修得要件の変更、導入科目の増設（平成15年度） ・教養科目（全学共通科目）修得要件の変更、導入科目の増設（平成18年度）
医学部（保健学科）	—	※ 保健学科は平成15年10月に設置	無	
薬学部	有	平成18年度入学 薬科学科（4年制） 基礎創薬科学の研究者養成を中心に4年制学部教育を担当する。 薬学科（6年制） 高度な医療を担う薬剤師、医療薬学研究者、技術者の養成を中心に6年制学部教育を担当する。	有	平成18年度入学 薬科学科（4年制） 化学・物理・生物・医療系のバランスのとれた必修科目の上に、自由度の高い選択科目を開講し、カリキュラムを先端科学の研究者養成に最適化した。 薬学科（6年制） 医療系科目を大幅に増設して、十分な医学知識に基づく薬剤師、医療薬学関係者養成のためのカリキュラムとした。
工学部	無		有	平成15年度：科目の配当学年・配当期の変更、科目の新設・分割・統合・廃止、科目名変更、区分変更、単位数変更 平成16年度：科目の配当学年・配当期の変更、科目の新設・分割・統合・廃止、全共科目指定科目の増加、必修科目の追加、単位数変更 平成17年度：科目の配当学年・配当期の変更、科目の新設・分割・廃止、科目名変更、科目の単位数変更 平成18年度：科目の配当学年・配当期の変更、科目の新設・廃止、区分変更、卒業最低修得単位を134単位に増加 平成19年度：科目の配当学年・配当期変更、科目の新設・分割・廃止、科目名変更、科目名変更
農学部	無		無	

観点2-1-2： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

教養教育の重要性は基本理念の教育の項でも謳われている。教養教育の実施は総合人間学部（旧教養部）を責任部局として行われてきたが、この実施体制を抜本的に見直し、教養教育を含めた本学の教育を全学的な立場から企画・運営・情報交換を行うための高等教育研究開発推進機構が、平成 15 年度に設置された。これにより、教養教育の体制は全面的に刷新され、現在は「全学共通科目」として運営されている。全学共通科目の運営では、同機構の下で研究所・センターを含む学内全ての部局が協力して科目提供を行い、全学共通教育システム委員会の企画の下で、体系的かつ多様なカリキュラムを実現している（図 2－3、表 2－4、別添資料 2－1－2－①、②）。一方、全ての学部は、主として 1・2 年次に教養科目をバランスよく履修することを学生に要求し、A～D 及び EX 群の全学共通科目の履修という形で各学部の卒業要件の中に明記している（資料 2－A）。

図 2－3

全学共通教育システム委員会組織図

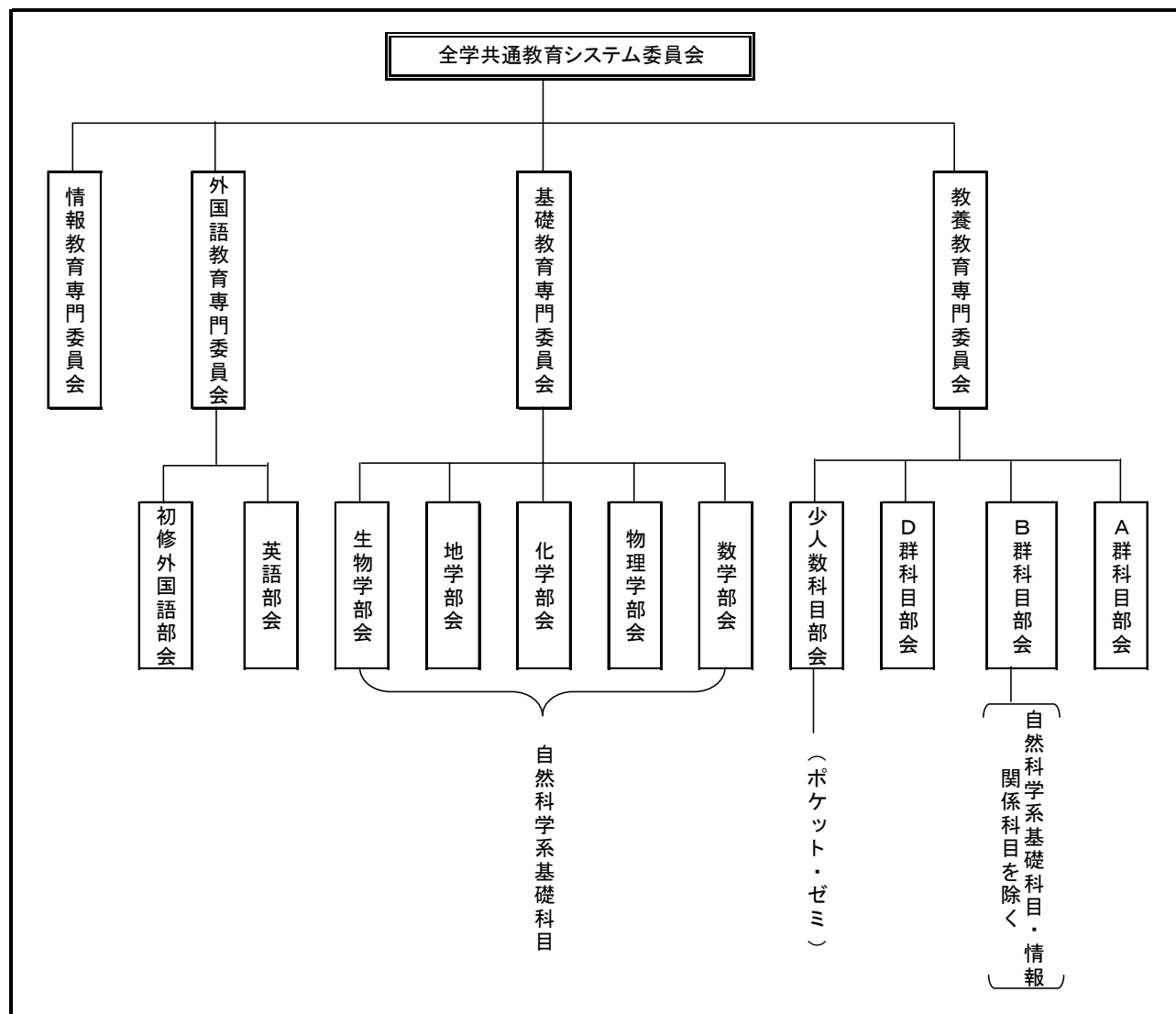


表 2-4

部局の全学共通科目への科目提供状況 (平成 19 年度)

提 供 部 局	科 目 数				コ マ 数				(参考)ホ ケット・ゼミ コマ数
	通年	前期	後期	計	通年	前期	後期	計	
学部・研究科	29	333	335	697	728	869	836	2433	95
研究所・センター等	0	69	55	124	0	74	57	131	52
実施責任部局関係分以外の部局計	29	402	390	821	728	943	893	2564	147

別添資料 2-1-2-①

各部局の全学共通科目への科目提供状況 (平成 19 年度)

別添資料 2-1-2-②

全学共通科目の開講科目数と担当者 (平成 19 年度)

資料 2-A

各学部の全学共通科目の卒業要件における位置付け

学 部	A 群	B 群	C 群	D 群	EX群	備 考
	人文科学及び社会科学系科目	自然科学系科目	外国語科目	保健体育科目	大学コンソーシアム京都単位互換科目	
総合人間	特に定めなし。		EDFCRISKAののうちから12単位以上 ※ただし、1外国語から6単位、 その他の1または2外国語から6単位とする。	特に定めなし。		※C群科目(外国語科目)の履修方法については、「全学共通科目履修の手引き」に掲載されている「8. 外国語の履修について」の内容に従って、科目を選択してください。 ※A・C群科目をC群科目として履修する場合は、各科目2単位のうち1単位を認定する。また、「日本語」を選択できるのは留学生だけとする。
文	A群、B群、D群、EX群から自由に36単位以上 (ただし、A群、B群はそれぞれ8単位以上修得し、EX群は平成18年度以降入学者のみ卒業に必要な単位として認める)		※EDFCRISKののうちからEDFLいずれか一つを含め2外国語それぞれ8単位以上、計16単位以上	A群、B群、D群、EX群から自由に36単位以上 (ただし、A群、B群はそれぞれ8単位以上で修得し、EX群は平成18年度以降入学者のみ卒業に必要な単位として認める。)		※C群でEを修得する場合、8単位のうち2単位については文学部提供全学共通科目「文学部英語A・B」で修得しなければならない。
教育	16単位以上 上記を含め計36単位以上	8単位以上	EDFLいずれか一つを含め2外国語それぞれ8単位以上、計16単位以上 ただし、留学生のみ日本語4単位を認める	A群、B群、D群から自由に4単位		※C群で英語を履修する場合、8単位のうち2単位は「英語(教育学)」を履修すること
法	20単位以上	8単位以上	E6単位、およびDFCRISのうち、いずれか1外国語8単位以上 計14単位以上	講義2単位 実習2単位 ※		※A群またはB群の単位で代替可能(部分的代替可能)
経済	16単位以上	12単位以上	※EDFCRISKAののうちから2外国語それぞれ8単位以上 計16単位以上 ただし、日本語は留学生のみ認める	講義2単位 実習2単位 ※ 計4単位		※C群でEを修得する場合は、8単位のうち2単位については「経済英語A・B」(各1単位)を修得しなければならない。 ※A群、B群、C群科目の中からそれぞれの最低必要単位数以外に計4単位で代替可能(部分的代替不可)
理	16単位以上 (24単位まで卒業に必要な単位として認める。)	理学部理学部科目の専門基礎科目とB群科目などから理学部が専門基礎科目に指定したものを24単位以上。 (32単位まで卒業に必要な単位として認める。)	EDFRのうち1外国語について6単位以上、それ以外の前記外国語から合計6単位以上、総計12単位以上。 ただし、日本語は留学生のみ認める。	選択(4単位まで卒業に必要な単位として認める。)		
医	20単位以上 ※(医学科) 16単位以上(保健学科) ※各専攻ごとに指定科目がある	数学、物理学、化学、生物学の4領域の中から少なくとも3領域を選び、必須科目「医学概論」4単位、選択必修科目6単位以上を含む20単位以上。(医学科) 18単位以上(保健学科) ※各専攻ごとに指定科目がある	12単位以上(「科学英語(医学)」2単位を含む英語8単位以上、及びD又はFから4単位以上)(医学科) E6単位以上 DFCRISKAののうちから1外国語4単位以上 計10単位以上(保健学科)			※必要単位数のうち、2単位はD群科目で代替可能
薬	20単位以上	必修科目10単位 選択必修科目12単位以上 選択科目(必修科目及び選択必修科目以外の科目)4単位以上 計26単位以上	第1外国語(英語)8単位以上 必修科目 科学英語A・B(薬学部開講)2単位 選択科目 6単位以上 第2外国語 英語以外の外国語 4単位以上 計12単位以上			※薬科学科、薬学科共通
工	16単位	28単位以上 〔 地球工学科 建築学科 情報工学科 工業化学科 〕 30単位以上 〔 物理工学科 電気電子工学科 〕	E7単位以上、その他の外国語1外国語4単位以上 計11単位以上 (地球工学科) E6単位以上、その他の外国語1外国語4単位以上 計10単位以上 (建築学科 電気電子工学科) E6単位、その他の外国語1外国語4単位計10単位 〔 物理工学科 情報工学科 工業化学科 〕	選択(4単位まで卒業単位数に算入)		※B群とC群のその他の外国語は、各学科ごとに指定科目があるので、工学部履修要覧を参照してください。
農	16単位以上 〔 資源生物科学科 応用生命科学科 地域環境工学科 森林科学科 食品生物科学科 〕 18単位以上(食料・環境経済学科)	20単位以上 〔 資源生物科学科 応用生命科学科 地域環境工学科 森林科学科 食品生物科学科 〕 18単位以上(食料・環境経済学科) 〔 ただし、各学科推薦科目から12単位以上を含む必要がある。 (資源生物科学科、食品生物科学科を除く) 〕	12単位以上 〔 「科学英語(農学)A・B」2単位を含む英語8単位以上及び その他の外国語1外国語4単位以上 日本語は留学生のみ認める。 〕			

C群の略号は次の通りです。E…英語、D…ドイツ語、F…フランス語、C…中国語、R…ロシア語、I…イタリア語、S…スペイン語、K…朝鮮語、A…アラビア語、日…日本語(留学生対象)

出典：「平成 19 年度ダイジェスト版 全学共通科目履修の手引き (新入生用) (5～6 ページ)

【分析結果とその根拠理由】

学部・研究科以外に多くの研究所・センターをもつ大規模な総合大学という本学の特性を教養教育に明確に反映させるため、高等教育研究開発推進機構が全学組織として設置され、機構長は副学長（現在 11 人制）の一人として位置付けられている。この体制は、多様性の理解とその調和を目指す本学の基本理念の教育課程における実現であり、基本理念に含まれる教養の修得や人間性の向上にも資すると考えられる。また、同機構の全学共通教育システム委員会の下で各学部・研究科等が協力し、専門部会による評価に基づく適切な全学共通科目の科目設計が継続的に行われている。また各学部が卒業要件等において全学共通科目の履修を義務付けていることは、本学の教養教育重視の発現と考えられる。これらを総合し、本学の教養教育の体制は適切に整備されており、機能していると判断できる。

観点 2-1-3： 研究科及びその専攻の構成（研究科，専攻以外の基本的組織を設置している場合には，その構成）が，大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学の基本理念には「総合大学として、基礎研究と応用研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる」と明記されており、それを専門分野の研究教育により「卓越した知の継承と創造的精神の涵養」を図るため、文学、教育学、法学、経済学、理学、医学、薬学、工学、農学、人間・環境学、エネルギー科学、アジア・アフリカ地域研究、情報学、生命科学の 14 の研究科が設置されている。各研究科の専攻は表 2-5 の通りである。これらの研究科ではそれぞれの目的に応じて研究と教育が相補的な関係で行われ、本学基本理念の「高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う」ことの達成に向けた努力が続いている。またこれらの研究科の他、研究科に準じる大学院組織として、地球環境学堂・地球環境学舎も設置されている。さらに基本理念の「日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える」ことを教育として実現するため、専門職学位課程として公共政策連携研究部・公共政策教育部ならびに経営管理研究部・経営管理教育部も設置されている。なお、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部は主として運営のための組織であり、地球環境学舎、公共政策教育部及び経営管理教育部は主として教育のための組織である。

各研究科等は専任教員の他、必要に応じて、学内の研究所・センター等の教員から構成される「協力講座」を置いて大学院教育の一層の適切化を目指している。

【分析結果とその根拠理由】

本学は大学院に重点を置く大学として、各研究科は学際的かつ最先端の研究を実施し、それを教育に活かす組織となっている。これらの組織構成は、京都大学の基本理念の中でも特に「世界的に卓越した知の創造を行う」機関と考えられ、各研究科等の自己点検・評価によれば「多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養」に努めるべく教育活動が行われているが、これは同時に大学院設置基準とも合致するものである。さらに、基本理念の「専門能力をもつ人材を育成する」という観点から、専門職学位課程も設置されている。

以上のことから本学大学院の構成は、京都大学の基本理念と大学院設置基準の両観点から適切なものと判断される。

表 2－5

各研究科等の構成

研究科等	専攻		
文学研究科	文献文化学	思想文化学	歴史文化学
	行動文化学	現代文化学	
教育学研究科	教育科学	臨床教育学	
法学研究科	法政理論	法曹養成	
経済学研究科	経済システム分析	現代経済学	経済動態分析
	ビジネス科学	現代経済・経営分析	
理学研究科	化学	数学・数理解析	物理学・宇宙物理学
	地球惑星科学	生物科学	
医学研究科	医科学	生理系	病理系
	内科系	外科系	分子医学系
	脳統御医科学系	社会健康医学系	医学
	人間健康科学系		
薬学研究科	創薬科学	生命薬科学	医療薬科学
	医薬創成情報科学		
工学研究科	電気工学	原子核工学	材料工学
	電子工学	材料化学	物質エネルギー化学
	分子工学	高分子化学	合成・生物化学
	化学工学	社会基盤工学専攻	都市社会工学専攻
	都市環境工学専攻	建築学専攻	機械理工学専攻
	マイクロエンジニアリング専攻	航空宇宙工学専攻	
農学研究科	農学	地域環境科学	生物資源経済学
	森林科学	応用生物科学	応用生命科学
	食品生物科学		
人間・環境学研究科	共生人間学	共生文明学	相関環境学
エネルギー科学研究科	エネルギー社会・環境科学	エネルギー基礎科学	エネルギー変換科学
	エネルギー応用科学		
アジア・アフリカ地域研究研究科	東南アジア地域研究	アフリカ地域研究	
情報学研究科	知能情報学	社会情報学	複雑系科学
	数理工学	システム科学	通信情報システム
生命科学研究科	統合生命科学	高次生命科学	
地球環境学舎	地球環境学	環境マネジメント	
公共政策教育部	公共政策		
経営管理教育部	経営管理		

観点 2－1－4： 別科，専攻科を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 2－1－5： 全学的なセンター等を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学には，13 の研究所，4 の全国共同利用施設，10 の学内共同教育研究施設，3 の学内施設，6 の機構があり，

本学の基本理念の下にそれぞれの設立理念を持ち、設定された領域における研究あるいはサービスの提供を遂行している。さらに全学共通科目の担当のほか協力講座の制度により一部の学部・大学院教育にも関与している（表 2-6）。

例えば、環境保全センターは、本学の教育研究等の活動に伴い発生する廃棄物の適正な処理を通して環境保全を図ると共に、廃棄物処理等に関する研究を行っている。その研究成果に基づき、環境安全保健機構の行う業務の支援と工学研究科の教育を行っている。

表 2-6

学部・研究科等以外の学内組織一覧

		部局名	全国共同利用機能	協力講座相手先学部・研究科等
研 究 所		化学研究所		理学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科
		人文科学研究所		文学研究科
		再生医科学研究所		理学研究科、医学研究科、工学研究科
		エネルギー理工学研究所		エネルギー科学研究科
		生存圏研究所	○	理学研究科、工学研究科、農学研究科、エネルギー科学研究科、情報学研究科
		防災研究所	○	理学研究科、工学研究科、情報学研究科
		基礎物理学研究所	○	理学研究科
		ウイルス研究所		理学研究科、医学研究科、工学研究科、生命科学研究科
		経済研究所		経済学研究科、情報学研究科
		数理解析研究所	○	理学研究科
		原子炉実験所	○	理学研究科、工学研究科、農学研究科、エネルギー科学研究科
		霊長類研究所	○	理学研究科
		東南アジア研究所		医学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科
教 育 研 究 施 設 等	全 国 共 同 利 用 施 設	学術情報メディアセンター	○	総合人間学部、工学部、工学研究科、情報学研究科
		放射線生物研究センター	○	生命科学研究科
		生態学研究センター	○	理学研究科
		地域研究統合情報センター		
	学 内 共 同 教 育 研 究 施 設	放射性同位元素総合センター		
		環境保全センター		工学研究科
		国際交流センター		
		高等教育研究開発推進センター		総合人間学部、教育学研究科、工学研究科
		総合博物館		理学研究科
		国際融合創造センター		理学研究科、工学研究科、エネルギー科学研究科
		低温物質科学研究センター		理学研究科
		フィールド科学教育研究センター		理学研究科、農学研究科
		福井謙一記念研究センター		工学研究科
		こころの未来研究センター		総合人間学部、教育学部、人間・環境学研究科
		保健管理センター		
		カウンセリングセンター		
		大学文書館		
機 構		高等教育研究開発推進機構		
		環境安全保健機構		
		国際イノベーション機構		
		国際交流推進機構		
		情報環境機構		
		図書館機構		

【分析結果とその根拠理由】

17 の教育研究施設等の機能は、(1)全学的な教育及び教育支援 (2) 学内教育研究支援 (3) 産学連携 (4) 研究推進に分けることができるが、研究を主目的とする 13 の研究所と共に、本学の基本理念を達成する上で必要な個別の役割を担っており、その構成は大規模総合大学である本学の実情に沿って適切であると考えられる。これらの研究所・センター等は、総合して本学の教育及び研究環境の向上を支えており、本学の基本理念と教育研究の目的を達成する上で適切と言える。

観点 2-2-1： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

京都大学の基本理念には「教育研究組織の自治を尊重する」ことが明確に述べられ、全ての学部と大学院研究科等には教授会等が設置されているが、その構成は各部局に任されている（表 2-7）。本学は大学院に重点を置く大学として、大学の管理運営については大学院部局が中心となることから、全学的には部局長会議と同研究科長部会において全学的な方針・事項に関する連絡、調整、協議が行われ、さらに大学全体にわたる重要事項に関しては教育研究評議会において審議の上、総長が決定する体制がとられている。

各大学院・研究科等においては、専任の教員で構成され、主に組織及び管理運営に関する重要事項を審議決定する教授会の他、教育課程や学位等の学事を審議決定する研究科会議等が教授会の下に設置されることが多く、研究科会議等には、必要に応じて、協力講座教員も含まれている。一方、学部教授会は学部兼担当者から構成され、主として学部の学事について審議決定を行っている。

研究科・学部の教授会及び部局長会議、同研究科長部会、教育研究評議会はそれぞれ毎月定例日に開催されるが、工学部・工学研究科のような大きな規模の部局では審議事項が教授会等から大幅に委任された学科長会議や専攻長会議等の代議員による月例会議を併用し、円滑な運用を図っている。なお、学事に関しては全学組織である「教育制度委員会」が組織され、委員長は教育担当理事が務めている。ここでは教育・学位に関する重要事項の他、全学共通教育と学部教育との連絡・調整ならびに大学院教育についての必要な事項についての審議が行われている。

表 2-7

教育研究評議会及び各研究科の教授会組織の構成

組織名		構成員	構成員数
教育研究評議会		(1) 総長 (2) 総長が指名する理事 (3) 研究科長、地球環境学学長、公共政策連携研究部長及び経営管理研究部長 (4) 研究科(次号に定めるものを除く。)の教授 各2名 (5) エネルギー科学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、情報学研究科、生命科学研究科及び地球環境学学長の教授 各1名 (6) 附置研究所の長 (7) 高等教育研究開発推進センター、国際融合創造センター、フィールド科学教育研究センター、生態学研究センター、地域研究統合情報センター、学術情報メディアセンターの長及びこころの未来研究センターの長 (8) 附属図書館長	71名
文学部	文学研究科・文学部教授会	教授・准教授・講師	84名
教育学部	学部教授会	学部を兼任する研究科の基幹講座及び附属教育研究施設の専任の教授、准教授、講師	27名
教育学研究科	研究科教授会	研究科の基幹講座及び附属教育研究施設の専任の教授、准教授、講師	27名
法学部	法学部教授会	法学部を兼任する法学研究科及び公共政策連携研究部の教授及び准教授	72名
法学研究科	法学研究科教授会	(1) 法学研究科の教授及び准教授 (2) 法学研究科の担当を命じられた公共政策連携研究部の教授及び准教授	72名
法学研究科法曹養成専攻 (専門職学位課程)	法曹養成専攻会議	(1) 法曹養成専攻の専任の教授及び准教授(平成15年文部科学省告示第53号第2条第2号の規定により法科大学院の専任教員とみなされる者を含む) (2) 法曹養成専攻を兼任する法政理論専攻の法学系講座の教授及び准教授 (3) 公共政策連携研究部に配置された法学の教授及び准教授であって、法学研究科の担当を命じられたもの	66名
経済学部	経済学研究科教員協議会	研究科基幹講座の専任教授、准教授、講師	51名
経済学研究科	経済学研究科会議	研究科基幹講座の専任教授、准教授、講師及び協力講座の専任の教授、准教授、講師	70名
理学部	理学部教授会	理学研究科基幹講座及び附属施設の教授、准教授、理学部兼任の教授及び准教授	167名
理学研究科	理学研究科教授会	理学研究科基幹講座及び附属施設の教授、准教授	154名
医学部	医学部教授会	医学部教授	95名
医学科	医学研究科医学教授会	教授	66名
保健学科	保健学科教授会	全教授	29名
医学研究科	医学研究科会議	基幹講座、協力講座、医学部附属病院、医学研究科附属施設等の教授等	92名
薬学部	薬学部教授会	学部を兼任する薬学研究科の基幹講座の教授、薬学部兼任を命じられた本学の専任教授	20名
薬学研究科	薬学研究科教授会	研究科の基幹講座の教授	18名
工学部	工学部教授会	工学研究科、エネルギー科学研究科、情報学研究科、学術情報メディアセンター、地球環境学学長、経営管理研究部の工学部を兼任する教授	186名
工学研究科	工学研究科工学教授会	工学研究科の各専攻及び各附属教育研究施設の専任教授	135名
農学部	教授会	農学部の兼任を命じられた学内専任教授	75名
農学研究科	教授会	研究科専任教授、研究科が委嘱した学内専任教授	67名
総合人間学部	総合人間学部教授会	○総合人間学部を兼任する人間・環境学研究科の教授、准教授及び講師 ○総合人間学部及び人間・環境学研究科から流動教員として移籍した教授、准教授及び講師	128名
人間・環境学研究科	人間・環境学研究科教授会	○基幹講座専任の教授、准教授及び講師 ○人間・環境学研究科及び総合人間学部から流動教員として移籍した教授、准教授及び講師	128名
エネルギー科学研究科	教授会	研究科の専任教授	18名
アジア・アフリカ地域研究研究科	教授会	基幹講座専任教授、准教授	23名
情報学研究科	教授会	基幹講座担当教授	40名
生命科学研究科	研究科会議	研究科の専任教授、研究科会議が必要と認めた研究科併任及び客員教授、学内専任教授	25名
地球環境学学長	地球環境学学長教授会	地球環境学学長、地球環境学学長専任教授	18名
公共政策連携研究部	教授会	(1) 公共政策連携研究部の専任の教授及び准教授(平成15年文部科学省告示第53号第2条第2号の規定により公共政策大学院の専任教員とみなされる者を含む) (2) 法学研究科長及び経済学研究科長 (3) 法学研究科において指名された研究科所属の教授又は准教授2名及び経済学研究科において指名された研究科所属の教授又は准教授1名	17名
公共政策教育部	教授会	公共政策連携研究部の専任の教授及び准教授(平成15年文部科学省告示第53号第2条第2号の規定により公共政策大学院の専任教員とみなされる者を含む)	12名
経営管理研究部・教育部	経営管理研究部教授会	専任の教授及び准教授	19名
	経営管理教育部教授会	専任の教授及び准教授及び専門職大学院特別教授、同准教授	23名

【分析結果とその根拠理由】

全ての学部・研究科等には教授会等が設置され、定例的会合により重要事項の審議と決定が行われている。また部局を越えても教育研究評議会、部局長会議、教育制度委員会により十分な連携が図られ、部局の自治に配慮しながら、大学全体として管理・運営・学事について適切な審議と決定が行われている。

観点 2-2-2 : 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

全ての学部及び大学院には、教務委員会あるいはこれに相当する委員会組織が設置され、教育課程、教育方法、教育評価、入学者選抜方法等について定期的な協議・検討が行われている。しかし、その運営方法や部局教授会における位置付けは、部局により異なっている。例えば文学部・文学研究科、教育学部・教育学研究科、法学部・法学研究科、経済学部・経済学研究科等では、学部と大学院が事実上一体となって運営されており、同一の委員会が学部と大学院の教務事項を取り扱っている。一方、理学部、医学部、工学部、農学部等では学部教育に限定した委員会が置かれ、兼担当教員の所属する理学研究科、医学研究科、工学研究科、農学研究科、人間・環境学研究科、エネルギー科学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科等の研究科教務委員会等とは独立している。これらの学部・研究科等の教務委員会はそれぞれの組織形態と規模に適した代議員により構成され、必要に応じて専門委員会や小委員会が組織され、部局によっては定例会議として、適切な頻度で定期的に行われ、学事の審議を行っている（表 2-8）。

全学共通科目にかかる教学面を担う委員会組織としては、全学共通教育システム委員会が設置され、年間に 4～5 回程度開催されている。図 2-3 の通り、この委員会の下には 4 つの専門委員会と 11 の科目部会があり、各委員会・部会の委員は各学部・研究科の教務担当者等から選出され、学部教育との連絡・調整、連携が図られている。

表 2-8

各学部・研究科における教務関係委員会の開催頻度

	委員会等名	開催頻度
文学部・文学研究科	第2委員会	7～8回／年
教育学部・教育学研究科	教務委員会	10回／年
法学部・法学研究科	教務委員会	2回／年
	教科委員会	2回／年
	制度委員会	1回／月
経済学部・経済学研究科	教科委員会	1～2回／月
理学部	学部教育委員会	1回／年
	常任委員会	随時(平成18年度は5回)
	教務委員会	月1回以上(平成18年度は14回)
	入試専門小委員会	1回／年
	全学共通教育委員会	1回／2ヶ月程度
理学研究科	大学院教育教務委員会	5回
	将来計画委員会	1回／月
	大学院教育小委員会	1回
	専攻教員会議	1回／月
医学部 医学科	教育体制委員会	3～4回／年(必要に応じて開催)
保健学科	教務・教育委員会	1回／月
医学研究科	研究科運営委員会(専攻会議・学務委員会を兼ねる)	4～5回／年
社会健康医学系専攻	専攻会議	1回／月
	教務委員会	1回／月
薬学部・薬学研究科	教務委員会	4～5回／年
工学部	工学部教育制度委員会	10回程度／年
工学研究科	工学研究科教育制度委員会	11回程度／年
農学部	学部教務委員会	1回／月
農学研究科	研究科教務委員会	1回／月
総合人間学部	教務委員会	1回／月
人間・環境学研究科	研究科教務委員会	1回／2ヶ月
エネルギー科学研究科	教育研究委員会	5～6回／年
アジア・アフリカ地域研究研究科	学務委員会	11回程度／年
情報学研究科	教務委員会	11回程度／年
生命科学研究科	教務委員会	6回程度／年
地球環境学堂・学舎	教務委員会	1回／月
公共政策連携研究部	教務委員会	必要に応じ、その都度開催
公共政策教育部	制度委員会	
経営管理教育部	教務委員会	1～2回／月

【分析結果とその根拠理由】

各学部・大学院においては教育課程や教育方法等を審議する教務委員会等の組織が、それぞれの部局の実情に応じて適切に配置され、運営されている。また、全学共通教育については全学共通教育システム委員会が設置されるなど、教養教育の充実を目指す全学的体制がとられている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

「多元的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献」することが本学の基本理念の冒頭で謳われているが、その実現のために、幅広い学域を包括する10の学部と専門職学位課程を含む17の大学院研究科等が教育研究組織として設置され、文系・理系、基礎研究・応用研究の極めて広い範囲で高い水準の教育と研究を行っている。さらに教養教育については、高等教育研究開発推進機構が全部局の協力を得て「全学共通科目」の企画・運営を行っており、水準においても多様性についても十分な実施体制が整っている。

【改善を要する点】

本学が欧米の基準での卓越した水準の総合大学を目指し、基本理念の「教養が豊かで人間性が高い」人材の育成を目指した場合、芸術系学部等の設置も将来の検討課題の一つと考えられる。

(3) 基準2の自己評価の概要

本学には総合人間・文・教育・法・経済・理・医・薬・工・農の10学部が、また文学・教育学・法学・経済学・理学・医学・薬学・工学・農学・人間・環境学・エネルギー科学・アジア・アフリカ地域研究・情報学・生命科学・地球環境の15研究科等の他、公共政策・経営管理を含む4つの専門職学位課程の大学院が設置され、文字通りの総合大学として文系・理系、基礎分野から応用分野及び社会連携に向けての教育と研究を行っており、本学の基本理念を体現する教育研究組織になっている。特に教育面では、本学の基本理念に謳われる「卓越した知」の継承を目指すと共に広い教養の涵養にも重点が置かれ、大学全体の組織的な取組として「地球社会の調和ある共存に貢献」し得る人材の輩出を目指している。総合大学の特性を活かし、学内の附置研究所や各種センター等の支援も得て教育研究活動を行っており、教育研究組織として適正と判断される。

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点 3-1-1：教員組織編制のための基本方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学の基本理念を達成するため、「国立大学法人京都大学の組織に関する規程」及び「京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程」により、教員組織編制の基本方針が制定されている。本学の教員組織はこれらの規程に基づいて、15 研究科（地球環境学堂を含む）、2 専門職大学院、10 学部、13 研究所、4 全国共同利用施設、10 学内共同教育研究施設、3 学内施設、6 機構から構成されている。本学は大学院に重点を置く大学として、医学部保健学科を除く全学部の教員は大学院のいわゆる基幹講座に在籍し、大学院課程の教育の中核を形成すると共に、兼担として学部教育の実施・運営に当たっている。また、研究所・センター等教員は本務の研究に従事する一方、協力講座や授業担当の制度を利用して学部及び大学院の教育に協力し、多様かつ柔軟な教員組織編制がなされている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の基本理念を達成するための教員組織編制を定めた規程が整備され、また研究所・センター等教員の教育への参画も制度として導入されるなど、柔軟な組織編制と教員の適正な配置が行われていると判断できる。平成 19 年 4 月から施行された学校教育法等の改正に対応し、本学でも平成 19 年度からは助教も活用した新たな教員組織編制に適正に移行している。

観点 3-1-2：教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

【観点到係る状況】

全学共通教育は全学共通教育システム委員会で調整を図り、実施責任部局の人間・環境学研究科及び理学研究科と、他の研究科、研究所・センター等が協力し、必要とする科目の提供と教育遂行上必要な教員の確保を行っている。また開講クラス数の多い数学や外国語科目等、専任教員の不足するスポーツ実習等の科目については、学外の研究者等を資格審査の上で非常勤講師として充当し、必要な教員を確保している。学部・研究科等においては、それぞれが定めた教員組織編制の方針に基づき、質と量の両面において必要な教員を確保する一方、必要に応じて協力講座等の制度を利用して研究所・センター等の協力のもと、必要教員の確保がなされている。また各学部・研究科等の立案するプロジェクトを審査し、特定有期雇用教員を雇用して教育の質の向上を高める制度も導入されている。

【分析結果とその根拠理由】

各学部・大学院の教育課程及び全学共通教育において、協力講座等による研究所・センターの教員及び学外の研究者等による非常勤講師も含め、全ての教育組織において教育課程を遂行するために必要な教員は確保されている。

観点 3-1-3： 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。**【観点に係る状況】**

大学院重点化以降は、法人化前の国立大学設置法施行規則第8条の2に従い、大学院の専任教員が兼任教員として学士課程教育の実施に当たっている。また、必要に応じて、研究所・センター等の教員の協力を得るなど、必要な教員の確保がなされている。また、全学共通教育は人間・環境学研究科と理学研究科を責任部局としつつ、全学の部局が協力して必要な専任教員の確保が図られている。

【分析結果とその根拠理由】

学士課程において、教養教育も含めた本学の基本理念と各学部教育の教育目的を達成するのに必要な専任教員が、質量ともに確保されていると判断できる。またこの専任教員数は大学設置基準を満たしている。

観点 3-1-4： 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。**【観点に係る状況】**

全ての研究科等において、専任教員は博士の学位またはこれと同等以上の学識と十分な研究業績を有することを前提に、教授・准教授・講師については、研究業績に裏付けされた大学院授業担当能力を有することを条件に、選考を行って必要な教員を確保している。特に教授については、博士後期課程における研究指導能力を選考基準に加えて選考している。また協力講座を構成する研究所・センター等の教員の選考においても、大学院教育における授業担当は必須の選考条件となっている。さらに各研究科等が、必要に応じて、専門分野毎に定める基準により、准教授・講師についても主任指導の資格審査も行っている。また、全研究科等では殆どの助教が研究指導補助に携わるなど、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されている。

表3-1

専攻等毎の教員数

研究科等	専攻	教員数				
		研究指導教員数	研究指導補助教員数	設置基準の定める必要教員数		
				計	指導教員	補助教員
文学研究科	文献文化学	25	13	6	6	
	思想文化学	12	5	5	3	2
	歴史文化学	14	15	7	4	3
	行動文化学	12	5	5	3	2
	現代文化学	7	1	5	3	2
教育学研究科	教育科学	15	15	7	4	3
	臨床教育学	5	6	6	3	3
法学研究科	法政理論	47	27	16	8	8
経済学研究科	経済システム分析	12	8	9	5	4
	経済動態分析	8	4	9	5	4
	現代経済・経営分析	13	8	9	5	4
理学研究科	数学・数理解析	31	50	9	9	
	物理学・宇宙物理学	38	79	14	14	
	地球惑星科学	30	61	11	11	
	化学	23	52	9	9	
	生物科学	37	79	13	13	
医学研究科	医学	81	131	71	71	
	医科学	12	9	12	6	6
	社会健康医学系	9	13	12	6	6
	人間健康科学系	29	36	12	6	6
薬学研究科	創薬科学	6	14	9	5	4
	生命薬科学	7	14	9	5	4
	医療薬科学	5	13	9	5	4
	医薬創成情報科学	7	7	9	5	4
工学研究科	社会基盤工学専攻	13	24	7	5	2
	都市社会工学専攻	12	23	7	5	2
	都市環境工学専攻	21	48	11	11	
	建築学専攻	14	24	7	6	1
	機械理工学専攻	15	27	7	6	1
	マイクロエンジニアリング専攻	7	13	7	4	3
	航空宇宙工学専攻	6	11	7	4	3
	原子核工学	10	26	7	4	3
	材料工学	10	18	7	4	3
	電気工学	10	22	7	4	3
	電子工学	10	21	7	4	3
	材料化学	8	15	7	4	3
	物質エネルギー化学	11	21	7	4	3
	分子工学	9	20	7	4	3
	高分子化学	11	26	7	5	2
	合成・生物化学	8	20	7	4	3
	化学工学	7	15	7	4	3
農学研究科	農学	9	24	8	4	4
	森林科学	18	37	8	8	
	応用生命科学	15	34	8	8	
	応用生物科学	12	31	8	8	
	地域環境科学	10	31	8	7	1
	生物資源経済学	6	11	8	4	4
	食品生物科学	6	14	8	4	4
人間・環境学研究科	共生人間学	36	24	7	7	
	共生文明学	33	19	7	7	
	関連環境学	17	23	7	6	1
エネルギー科学研究科	エネルギー社会・環境科学	6	11	7	5	2
	エネルギー基礎科学	14	24	7	6	1
	エネルギー変換科学	6	9	7	4	3
	エネルギー応用科学	7	18	7	4	3
アジア・アフリカ地域研究研究科	東南アジア地域研究	11	11	5	4	1
	アフリカ地域研究	6	8	7	4	3
情報学研究科	知能情報学	13	19	7	6	1
	社会情報学	10	20	7	5	2
	複雑系科学	9	9	7	4	3
	数理工学	10	7	7	4	3
	システム科学	15	11	7	5	2
	通信情報システム	9	19	7	5	2
生命科学研究科	統合生命科学	13	21	7	6	1
	高次生命科学	10	16	7	6	1
地球環境学舎	地球環境学	8	13	8	7	1
	環境マネジメント	9	17	8	4	4
合計		953	1533	595	438	157

【分析結果とその根拠理由】

各研究科等においては、質・量とも大学院課程に必要な研究指導教員及び研究指導補助教員を十分に確保し、主任指導（研究指導担当）については人事選考の際などに必要な資格審査等を行っている。さらに、研究所等の教員が協力講座担当教員として大学院教育に参画することで教育・研究の指導がより一層充実するよう努めている。これらの大学院教員数は、大学院設置基準を満たしている。

観点3-1-5： 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

【観点到に係る状況】

本学の専門職大学院は設置して日も浅く、設置基準を厳格に守って専門職大学院設置基準に定められる専任教員と、専攻分野における実務経験を有し高度の実務能力を有する教員を確保している。

表3-2

各専門職学位課程の設置年

専攻名	設置年	備考
法学研究科 法曹養成専攻	平成16年	平成18年度認証評価（予備評価）
医学研究科 社会健康医学系専攻	平成15年	
公共政策教育部 公共政策専攻	平成18年	設置中
経営管理教育部 経営管理専攻	平成18年	設置中

【分析結果とその根拠理由】

各専門職学位課程の設置目的が実現できるよう、必要な研究者と実務経験者は確保されている。

観点3-1-6： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

【観点到に係る状況】

本学の全ての部局では、教員組織の活性化には優秀な人材の確保が最も重要な要素と考えている。そのため採用や昇格に際しては、本学の基本理念に掲げられる「卓越した知の創造」に相応しい教員をそれぞれの学問分野の特質に配慮しつつ選考し、十分な研究業績に加えて、学部・大学院教育における高水準な教授能力及び研究指導能力を有することを条件としている。その上で、可能な範囲で年齢構成や性別バランスへも配慮し、また必要に応じて外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等の措置が、各部局毎の判断で図られている。また、全学的な女性研究者支援センターの設置による優秀な女性教員獲得のためのバックアップも図られ、教員組織の活動をより活性化するための適切な取組も行われている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の教員の採用・昇格における最も重要な基準は教育研究における卓越した業績であり、公募制を前提としつつも当該分野における最適の方法での選考が行われ、全ての部局で厳正な教員選考が行われており、部局の特質に応じて任期制、公募制及びサバティカル制度の導入、年齢構成や性別バランスへの配慮、外国人教員の確保がなされている。女性教員と外国人教員の数は増加傾向にあるが、最適任者の選考を最重視するため、このことのみを採用指針として掲げているところはない。なお、全学的には女性研究者支援センターの設置等、教員組織の活性化に向けた適切な措置が講じられていると判断できる。

観点 3－2－1： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点到に係る状況】

教員の採用・昇格の基準は、大学院設置基準等の定める一般的基準に準じる内容を成文化する研究科等もあるが、殆どの部局では画一的な選考基準の明文化をせず、これまでの数多くの教員選考の審議過程において合意されてきた基準を踏まえ、関係する専門分野の特質に配慮し、個々の教員採用や昇格を厳格に行っている。全ての部局で教員選考手続きは内規等で明確に定められ、選考経緯の透明性及び公平性・厳格性を担保している。学士課程及び大学院課程における教育研究上の指導能力は教員選考における必須の条件であり、各学部・研究科等とも例外なく審査基準に加えられている。

【分析結果とその根拠理由】

殆どの学部・研究科等が、一律の採用・昇格基準を設けることには積極的な意義を認めていない。公募制の導入や審査過程の透明性の確保を図り、過去の教員採用等において確立された教授会合意等を基準とし、各部局の内規等に沿って厳正な選考を行うことにより、適切な教員選考を担保している。また、教育・研究指導能力は選考における必須の条件であり、一部の学部・研究科では教材開発・作成、教育方法の開発も審査基準に加えている。

観点 3－2－2： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点到に係る状況】

本学の全学共通教育においては、平成 15 年度以降、19 回の授業評価・アンケート調査が実施され、その結果は報告書に取り纏められ担当教員等へフィードバックされている。授業評価、アンケート調査は企画から分析まで関係教員集団が自律的に進め、自己点検・評価とファカルティ・ディベロップメントが一体となった取組となっている。全学共通教育システム委員会及びその下部の部会では、調査結果に基づいて、必要な改善や授業内容・成績評価の見直し等を勧告している。

また、全ての学部・研究科等でも学生による授業評価やアンケート調査等を実施し、その結果は報告書に取り

纏められ、関係教員へフィードバックしている。調査等によって得られた事項は、各部局のファカルティ・ディベロップメントなど組織的対応に役立てられるが、個々の授業内容については、各担当教員による自律的改善への取組に重点を置いている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の全ての教育組織において、授業評価、アンケート調査等の実施が教員の主体的・自律的取組によって行われており、その結果の分析を通して自己点検・評価とファカルティ・ディベロップメントが一体となった取組が組織的に行われている。

観点3-3-1： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の基本理念では、研究面において世界的に卓越した知の創造を求める一方、教育面において卓越した知の継承と創造的精神の涵養を求めている。本学の各教員はこの要請に応えるべく、当該専門分野において最先端の研究を行い、得られた成果と知見を教育に反映させる努力を行っている。本学においては、伝統的に研究と教育を分離させないで教育研究を進めること、即ち、教育と研究の有機的関連を最も重要視しており、この考え方は、大学院課程のみならず学士課程教育にも反映されている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の教員選考では、全ての部局において、研究業績が最も重視されている。また、本学では伝統的に研究と教育を分離させず、教育と研究の有機的関連を重視している。以上のことから、本学では教育内容等と研究活動は不可分に行われていると判断できる。

観点3-4-1： 大学において編成された教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

本学の教職員は「京都大学の教職員像」（資料3-A）に則り、各自の職務を自覚して、その責務を遂行している。全学共通教育の支援組織の共通教育推進課には教務、総務、経理、施設管理を担当する職員が適切に配置され、全学共通教育に関わる全ての支援業務、および教育施設設備の維持管理を担っている。また、高等教育研究開発推進機構の経費により、科目の特性に応じて全学共通科目にTAを配置し、講義、実験実習の授業補佐、授業準備等に活用している。

学部・研究科等においては、それぞれの部局の規模や特性に応じ、総務、経理、教務、施設、図書等の系で構成される事務組織が設けられ、教育課程の展開に必要な事務職員、技術職員等を配置して教育支援を行っている。また、実験実習の授業補佐、授業準備等のために、修士及び博士後期課程の学生をTAとして配置し、活用を図っている。

資料 3-A

京都大学の教職員像

京都大学の教職員は、京都大学の基本理念の下に、その将来像の実現にむけて、教育、研究、支援業務、大学・部局の運営のそれぞれにおいて自らの使命を自覚し、その職責の遂行に全力を尽くす。

教職員は、最善の努力を傾けて、教育・研究の双方において能う限りの高い水準を目指す。学問の自由は、これを遂行するための最も基本的な要件であり、社会規範や倫理に十分な配慮を払いつつ、教育・研究のすべての場において尊重される。

教育は、学術・文化の継承と個々の学生の能力開発・人格育成の営みであり、その実施において教職員は、性、民族、宗教などによる差別をしてはならない。研究は、学術・文化の発展と人類共有の知的資産の蓄積に資すべき営みであり、その推進において教職員は、高い倫理性と清廉性を保持しなければならない。

教育・研究を支援し、大学・部局を運営していく業務は、その持続的発展のために極めて重要である。教職員は、大学が社会的存在であることを認識し、高次の専門的能力と総合的視野をもってその職責を全うできるよう常に自己研鑽に努め、教育・研究基盤の充実、大学・部局の円滑な運営と発展に寄与する。

(出典：京都大学ホームページ http://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/01_rinen/kyoshokuin.htm)

表 3-3

各研究科等で雇用されている TA 数

研究科等名	平成17年度				平成18年度					
	専門	共通	学術情報メディアセンター	計	専門	共通	学術情報メディアセンター	教職	KUINEP	計
文学研究科	35	8	6	49	36	6	3		1	46
教育学研究科	61	6	8	75	74	14	5	15		108
法学研究科	13	5	5	23	7	2	3			12
経済学研究科	80	0	3	83	76	5	3			84
理学研究科	185	80	3	268	178	76	2			256
医学研究科	91	3		94	86	4				90
薬学研究科	157	21		178	164	16				180
工学研究科	577	74		651	601	79				680
農学研究科	282	18		300	292	20				312
人間・環境学研究科	128	193	9	330	125	195	7		4	331
エネルギー科学研究科	68	8		76	62	10				72
アジア・アフリカ地域研究研究科	24	4		28	17	4				21
情報学研究科	151	30	12	193	146	43	11			200
生命科学研究科	32	2		34	33	1	1			35
地球環境学舎・学堂	26	13		39	17	9				26
経営管理教育部				0	34	0				34
合計	1,910	465	46	2,421	1,948	484	35	15	5	2,487

※ KUINEP…京都大学国際教育プログラム (Kyoto University International Education Program)

【分析結果とその根拠理由】

全学共通教育の支援に特化した事務組織として平成 15 年 4 月に共通教育推進部が設けられ (平成 19 年 4 月に教育推進部に改組)、また学部・研究科においてはそれぞれ規模等に見合った事務組織が設けられ、教育課程の展開に必要な事務職員や技術職員等の教育支援者が配置され、各組織の円滑な活動を支援している。また、必要に応じ、演習

や実験の補佐のため、TA を配置し活用が図られている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

高い水準の研究業績を重視した教員選考が全ての部局で行われ、それらの教員の研究活動と有機的かつ密接な関連を持ちながら、本学の教育は行われている。また「京都大学の教職員像」が明確に定められ、学問の自由が尊重され、教職員はそれぞれの職責を理解して教育研究の円滑な遂行を図っている。

【改善を要する点】

優れた女性教員と外国人教員の確保に向けて、一層の努力が必要である。

(3) 基準3の自己評価の概要

本学の教員組織編制は関係する規定によって厳格に定められる一方、個々の教員選考においては、本学の基本理念に掲げられる研究面での世界的に卓越した知の創造を目指し、当該学問分野における最適任者を選考する努力が行われている。本学では大学及び大学院設置基準で定められる必要教員数を量的に確保するのみならず、最高水準の教員の確保に努めて質の向上を図り、研究と有機的かつ密接に関連を持ちながら教育を展開し、基本理念に述べられる卓越した知の継承を行っている。また教育支援を本務とする事務職員・技術職員も確保され、明確に定められた京都大学の教職員像に則り、教員と事務職員・TA 等を含めた支援職員がその職務を全うし、適正な教育課程の展開が図られている。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-1： 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

全ての学部でアドミッション・ポリシーは明確に定められており、その内容は本学の基本理念の教育の項の条文と共に、学生募集要項に「望む学生像」として掲載されている。また高等学校生徒等を対象にした大学案内「知と自由への誘い」（別添資料 4-1-1、平成 18 年度は 45,000 部作成）にも、各学部のアドミッション・ポリシーは当該学部のカリキュラムと共に掲載されている。この他、大学院研究科等も含めて、全てのアドミッション・ポリシーは本学ホームページ「入学案内」の項に公開（<http://www.kyoto-u.ac.jp/top2/16-top.htm>）されるほか、各学部のホームページでも公開されている。なお、この本学ホームページの入学案内には平成 19 年 5 月末時点で約 1,380,000 回（平成 16 年 4 月からの累計）のアクセスが記録されている。

大学院研究科等においては、アドミッション・ポリシーを明確に成文化している部局もあるが、部局の目的を代用して望む学生像を暗黙の形で述べている部局もある。これらは上記の全学ホームページ「入学案内」による公開の他、部局ホームページ、研究科等紹介パンフレット、募集要項等を通して公表されている。さらに大学院研究科等では専攻毎のアドミッション・ポリシーも定められることが多いが、大学院における専門性の高さを考慮すると、これは志願者に対して一層有益な情報を与えているとも言える。

別添資料 4-1-1

「知と自由への誘い 京都大学大学案内 2007」

【分析結果とその根拠理由】

学部・大学院研究科等の全部局がアドミッション・ポリシーを制定しており、本学ホームページの「入学案内」のほか学生募集要項、部局案内パンフレット等により公開され、広く周知が図られていると判断される。ただし、大学院研究科等のアドミッション・ポリシーには、文学研究科等のように、部局目標を通じた形で受け入れる学生像について述べられているものもある。

観点 4-2-1： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到係る状況】

アドミッション・ポリシーに基づく学生受入の具体的施策は入学試験等の選抜方法である。本学では、学部一般入試については全学体制で実施され、学部の特別選抜・学士入学等と大学院入試は部局毎の体制で実施されている。

学部一般入試は大学入試センター試験と個別（第 2 次）学力検査からなっており、選択科目や配点等の選抜方法の細部は各部局がそれぞれのアドミッション・ポリシーに基づいて決定している（別添資料 4-2-1）。例

例えば医学部では医療従事者としての適性も可否判断に入れるために面接試験を実施している。工学部では学科によって要求する基礎学力が異なるため、理科の試験科目を物理・化学を指定する学科がある一方で、地球工学科のように地学・生物を含めた理科全般の中からの選択を認める学科もある。また、教育学部はいわゆる文系入試と理系入試を並立している。さらに、理学部や工学部の一部学科のように、定員の一部について理科及び数学に傾斜配点を行うことでアドミッション・ポリシーの実現に取り組む学部もある。

これらの入試教科・科目等の選抜方法の適切性及び機能性は、後述する入学者選抜方法研究委員会において全学的な視点からの検討が経常的に行われている。なお、学部の入学試験についての全学的な自己点検・評価は平成16年に行われ、機能的側面も含めて「京都大学自己点検・評価報告書V（入学試験）」

(<http://www.kyoto-u.ac.jp/kikaku/tenken5/top.html>)に纏められて公開されている(参考:観点9-1-4)。

大学院研究科等の入学試験は、その専門性の高さから、実施は各部局に委ねられている。各研究科等では本学の基本理念に謳われる「卓越した知」の継承と発展を目指し、それぞれのアドミッション・ポリシーに沿い、修士課程においては、概ね、当該専攻学術及び関連基礎事項に関する筆記試験と口頭試問を組み合わせる入学試験を実施している。博士後期課程ではその専門性が極めて高いことから、論文審査と口頭試問を組み合わせた試験を専攻毎に行う場合が殆どである。各研究科等の入学試験の適切性と機能性は、部局の教務委員会や入試委員会等で継続的に行われ、各研究科等の自己点検・評価の中で検証されている。

別添資料4-2-1

各学部・研究科等のアドミッション・ポリシー

【分析結果とその根拠理由】

学部（一般）入学試験については、文部科学省の通達や（社）国立大学協会の申し合わせ等に沿いつつ、本学固有のアドミッション・ポリシーの実現に向けて不断の努力が全学体制で続けられている。各学部のアドミッション・ポリシーは本学理念に謳われる「卓越した知」の継承等を担う人材をそれぞれの専門性の中で求めるものであり、本学に入学する学生の水準の高さが世間的に見て十分に高いことを考慮すると、現行の入学試験は本学の基本理念とアドミッション・ポリシーに沿う適切な学生受入方法が有効に機能しているものと判断される。

大学院研究科等では、入学試験の実施及び適切性やその機能性の検討は各部局に一任されている。各部局の自己点検・評価によれば、現行の受入方法は適切かつ機能的と評価されており、部局のアドミッション・ポリシーに沿って適切かつ機能的に実施されていると判断される。

観点4-2-2： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点に係る状況】

学部については、いずれの学部においても、留学生、社会人、編入学の受入を基本方針とはしていない。しかし、本学の基本理念には、「社会との関係」の項において、本学が国内的にも国際的にも開かれた大学として地域・社会との連携及び国際交流を深めることが謳われている。さらに現実の問題として、法人化以前から、我が国の最高水準の大学として、本学が海外からの留学生や多様な人材を広く受け入れることが国の政策の一つとして予算化されている。

このような事情から、多くの学部で留学生・編入生等の受入を本学の基本理念の実現と社会的使命の観点から実施している。これらに係る選抜の実施は、当該学部においてその一切を委ねている。平成18年度、19年度入学の留学生ならびに学士及び高等専門学校からの編入者の受入状況は、表4-1の通りである。

表4-1

留学生ならびに編入学等による入学者数（平成18年度・平成19年度入学分）

	学部	総合人間	文学	教育	法学	経済	理学	医学	薬学	工学	農学	合計
平成18年度	留学生	1	2	0	0	9	0	0	1	13	2	28
	編入学生	0	4	9	9	9	0	22	0	23	0	76
平成19年度	留学生	0	0	0	1	6	0	0	2	22	3	34
	編入学生	0	0	9	9	9	0	14	0	25	0	66

大学院研究科等においては、公共政策教育部等は社会人のリカレント教育を一つの柱としており、積極的な社会人の受入を部局ミッションとして行っている。また情報学研究科のように「多様なバックグラウンドを持つ学生を日本全国・世界各国から受け入れております。さらに社会人にも広く門戸を開いています」とアドミッション・ポリシーに留学生・社会人の受入を明確に記載している部局もある。しかし、殆どの研究科等ではアドミッション・ポリシーに留学生や社会人の受入に関する記述はない。いずれの研究科等も、学部の場合と同様に、本学の基本理念の実現と社会的使命に応える形で留学生や社会人の受入に取り組み、必要に応じて社会人選抜や留学生特別選抜等の制度を導入して適切な対応をとっている（表4-2）。

表4-2

研究科等における留学生・社会人の選抜方法等の対応

* 表中の○印は、アドミッション・ポリシーにその記述があることを意味する。

研究科名	留学生特別選抜等の実施	社会人特別選抜等の実施
文学	実施せず	実施せず
教育学	実施(修士・博士)	○ 実施(一部専攻)
法学	実施(修士)	実施(博士 平成19年度入試より)
経済学	留学生の可否判定は別扱い	実施せず
理学	実施せず	実施せず
医学	実施せず	実施(専門職大学院、博士後期(社会健康)・博士(医学))
薬学	実施(修士・博士)	実施せず
工学	実施(修士・博士)	○ 実施(修士(一部専攻)・博士)
農学	実施(修士・博士)	実施(修士(一部専攻)・博士)
人間・環境学	実施せず	実施せず
エネルギー科学	○ 実施(修士・博士)	○ 実施(修士・博士)
アジア・アフリカ	実施せず	実施せず
情報学	○ 実施(修士・博士)	○ 実施(修士(一部専攻)・博士)
生命科学	実施せず	○ 実施(修士(一部))
地球環境	実施(修士)	実施
公共政策	○ 実施	○ 実施
経営管理	実施せず	実施

【分析結果とその根拠理由】

いずれの学部も留学生・社会人・編入学の受入に関する記述をアドミッション・ポリシーに含めていないが、本学の基本理念の実現と社会的使命に応えるため、学部毎の体制で適切に対処している。

大学院研究科等においても、表4-2の○印の部局を除き、事情は概ね学部の場合と同様である。制度面では、アドミッション・ポリシーで明文化していない部局も部局の方針に沿って留学生特別選抜や社会人特別選抜等の

制度を導入して適切な対応が図られている。以上より、大学全体としては本学の基本理念の実現に向け、適切な対応が機能的に講じられていると判断される。

観点 4-2-3： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

学部一般入学試験は全学体制で取り組み、学生受入に関する中・長期的事項の検討は入学試験委員会、現行入試制度の評価・改善等は入学者選抜方法研究委員会、年度毎の実施のための実務は入学試験実施委員会という体制で、必要事項の審議・決定が行われている。この他に、大学入試センター試験実施委員会が別に置かれている（図 4-3）。出題は入学試験実施委員会の下に置かれる出題グループに一任され、出題委員は学部・研究科・研究所・センターの教員の中から年毎に選出されるが、その名簿は公開されていない。特に作題の最終過程では全教科の責任者が一堂に会し、一週間をかけて問題案の検討を教科・科目の枠を越えて行い、問題文の表現まで含めた入念なチェックが行われている。また出題ミス等を防ぐため、作題過程の全ての段階で複数の委員が独立にチェックするダブルチェックが行われており、各作業の終了は入学試験実施委員会委員長に対する文書報告が義務付けられている。監督・会場警備及び採点等の入試実施のための実務は研究所・センター等を含めた全学協力体制で行われ、必要教員数の割り当て等は入学試験実施委員会で決定され、部局長会議研究科長部会において確認されている。また、全ての作業には正確かつ公正を期するために全学共通マニュアルが用意され、公正かつ適切な実施体制が全学を挙げて整えられている。また、各学部に一任されている留学生特別選抜や編入学等の選抜では一般入試に準じた体制が当該学部でとられ、公正な実施が図られている。

大学院研究科等の入学試験はその全てが各部局に一任されその実施体制は部局により異なるが、殆どの部局では研究科入試委員会等を組織して運営体制を組んでいる（表 4-4）。協力体制も部局により異なるが、原則として協力講座である研究所・センター等の教員も協力し、部局を挙げた体制で実施されている。大学院入試についての公正性の判断は各部局の自己点検・評価に委ねられるが、全研究科等で適切かつ公正に実施されていると評価されている。

図 4-3

入試関係委員会組織

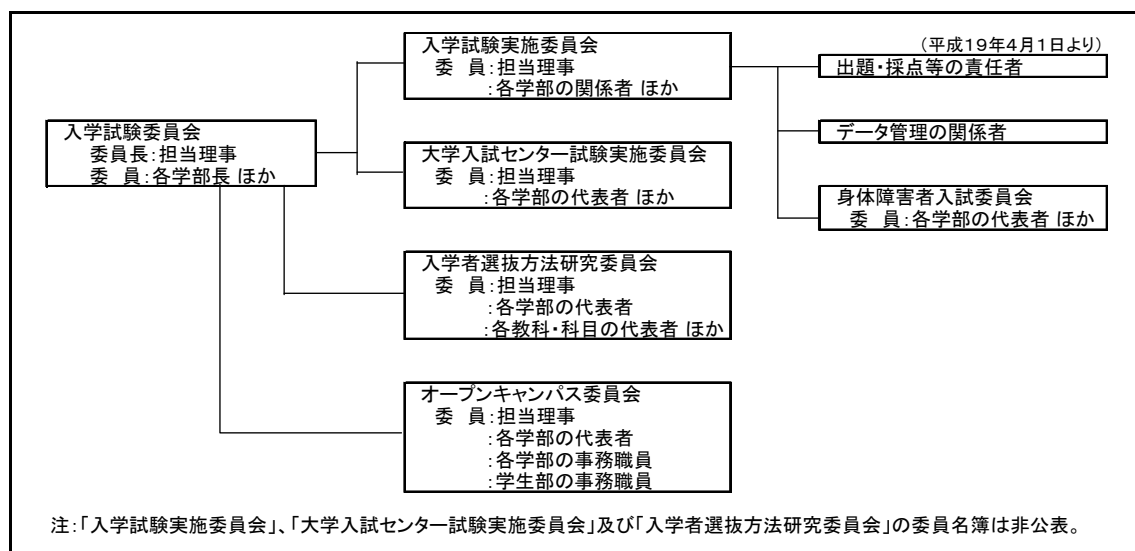


表 4-4

研究科等入試実施体制等

研究科等名	年間入試回数(含、2次募集等)		主たる入試の日程	実施体制	入試マニュアルの整備
	修士	博士			
文学	1回(1専攻のみ、年2回)	1回	部局内統一日程	入試委員会	○
教育学	2回	2回	部局内統一日程	教務委員会	× (出題チェック表作成)
法学	1回	1回	部局内統一日程	入試委員会	×
経済学	2回(一般選考及び国費留学生別途選考)	2回(一般選考及び国費留学生別途選考)	部局内統一日程	入試委員会	○(監督要領・採点要領・事務マニュアル)
理学	1回	1回	分散日程	専攻毎の入試委員	○
医学	1回	1回	部局内統一日程	入試委員会	○(出題・採点要領・監督要)
薬学	3回	2回	部局内統一日程	大学院小委員会	○
工学	2回	3回	分散日程	入試委員会設置	○
農学	2回	1回	部局内統一日程	教務委員会、入試委員会	○(実施要領、監督者心得、警備要領)
人間・環境学	2回	1回	部局内統一日程	入試委員会設置	×
エネルギー科学	1回(2専攻)、2回(2専攻)、1回(外国人留学生のみ、全専攻)	2回	分散日程	入試委員会設置	○
アジア・アフリカ情報学	3回	1回	部局内統一日程	入試委員会設置	○
情報学	3回	2回	部局内統一日程	教務委員会	○
生命科学	1回	1回	部局内統一日程	教務委員会(入試委員会)	○
地球環境	2回	2回	部局内統一日程	入試実施委員会	○
公共政策	1回(含：一般選抜・職業人選抜・外国人特別選抜)		部局内統一日程	入試委員会設置	○
経営管理	2回(一般・特別)		部局内統一日程	入試委員会設置	○(監督要領・採点要領・事務マニュアル)

* アジア・アフリカ地域研究研究科は5年一貫制を採用している。

【分析結果とその根拠理由】

学部的一般入試については入学試験実施委員会を中心とした全学体制により、公正かつ円滑に実施されている。大学院入試についても、各部局の自己点検・評価によれば、各部局でマニュアル等を整備して公正に実施していると検証されている。この他の種々の特別選抜等も含め、大学全体として公正な体制で実施されていると判断される。

観点 4-2-4： 入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

全学体制で実施されている学部一般入試の検証は、各学部での自己点検・評価に加え、全学委員会である入学者選抜方法研究委員会（入選研）で継続的に行われているが、特に大きな改善・変更を行う際には学部長等からなる入学試験委員会（平成 18 年度以降）でも審議が行われる。各学部は入学試験の各種データのほか追跡調査も利用し、入学者選抜方法がアドミSSION・ポリシーに沿うものかどうかの検証を継続的に行っている。各学部の検証結果や改善案は、学部及び入学試験に係る教科・科目の代表者からなる入選研において、本学の基本理念との整合性や高等学校教育に与える影響等の観点から全学的に審議され、再び各学部フィードバックされる。最近の改善事例では、「京都大学自己点検・評価報告書 V（入学試験）」（平成 16 年度）での指摘事項に基づき、入選研及び部局長会議研究科長部会での審議を経て、本学の入学試験の適正化のために、平成 19 年度入試より殆

どの学部の後期日程入試の募集定員を0としている。また同年入試より、教育学部はいわゆる理系入試の導入も行っている。

一般入試以外の学部の特別選抜及び大学院研究科等の入試は全て当該部局に委ねられているため、その検証も部局の自己点検・評価の中で行われている。全ての部局において入学試験データと在学生の追跡調査等を利用して、入試制度や選抜方法の改善が経常的に図られている。しかしながらアドミッション・ポリシーとの整合性を検証項目とするかどうかについては、生命科学研究科のように毎年この検証を行う部局がある一方で、検証の必須事項としていない部局もあり、部局による差が認められる。

【分析結果とその根拠理由】

学部一般入試については、各学部及び入学者選抜方法研究委員会での検証が経常的に行われ、アドミッション・ポリシーに沿った適切な入試へ向けての検証と改善のための体制が定着している。学部の各種特別選抜と大学院入試については、実施と同様に検証も当該部局に一任されている。アドミッション・ポリシーとの整合性の検証に限定すれば、その取組には部局による差異が認められるものの、各部局は様々なデータを活用して入学者選抜方法の適正化に向けての不断の努力を行っていることがそれぞれの自己点検・評価の中で示されている。以上より、本学の全ての入学試験についての検証は組織的に行われており、改善が図られていると判断される。

観点4-3-1： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

表4-5、表4-6の示す通り、全ての学部及び専門職大学院において、実入学者数は概ね入学定員通り（学部では100～108%、専門職学位課程では97～137%）であり、専門職学位課程の一部専攻を除いて適正である。

表4-5

各学部の実入学者数

		総合人間	文学	教育	法学	経済学	理学	医学	薬学	工学	農学	医療技術短期大学部
平成19年度	入学定員	120	220	60	330	240	311	243	80	955	300	
	実入学者数	125	223	61	337	250	317	256	88	977	325	
平成18年度	入学定員	120	220	60	330	240	311	243	80	955	300	
	実入学者数	124	227	62	335	259	312	259	88	970	312	
平成17年度	入学定員	120	220	60	330	240	311	243	80	955	300	
	実入学者数	123	225	64	333	255	312	247	86	976	318	
平成16年度	入学定員	130	220	60	330	240	301	243	80	955	300	
	実入学者数	132	224	63	336	256	302	248	86	977	312	
平成15年度	入学定員	130	220	60	360	240	301	100	80	955	300	180
	実入学者数	135	224	62	366	252	301	100	84	982	315	180

※ 医療技術短期大学部の改編に伴い、平成16年度に医学部に保健学科が設置された。

表 4－6

専門職学位課程の実入学者数

		法学研究科 法曹養成専攻	医学研究科 社会健康医学系専攻	公共政策教育 部 公共政策専攻	経営管理教育 部 経営管理専攻
平成19年度	入学定員	200	24	40	60
	実入学者数	203	33	43	58
平成18年度	入学定員	200	24	40	60
	実入学者数	202	32	46	64
平成17年度	入学定員	200	24		
	実入学者数	203	27		
平成16年度	入学定員	200	24		
	実入学者数	205	27		

大学院研究科等では、本学の基本理念の研究と教育に謳われる「卓越した知」の重要性に配慮するため、入学試験は定員に基づく競争試験の形態ではあるものの当該専攻学術に対する資格試験の要素も強く、また研究指導の資格を持つ教授等の定年や長期外国出張等の事情にも依存して、実入学者数の年度に差のある部局も認められる。この傾向は特に博士後期課程において顕著である。しかしながら、国立大学法人の中期目標・中期計画に基づく業務運営の評価の中では、学生数（収容定員の観点での充足率）の適正化が求められているため、入学定員と実入学者数の関係の適正化が順次図られている。例えば情報学研究科は博士後期課程の学生定員の一部を修士課程につけ換える概算要求を行っており、他の研究科でも学生定員そのものを見直す議論が行われている。

表 4－7

大学院研究科の実入学者数

【大学院 修士課程】

		文学	教育	法学	経済学	理学	医学	薬学	工学
平成19年度	入学定員	126	42	15	44	337	59	79	466
	実入学者数	106	48	15	28	319	56	98	669
平成18年度	入学定員	126	42	15	44	337	20	65	466
	実入学者数	108	43	16	39	325	21	84	687
平成17年度	入学定員	126	42	45	91	337	20	65	466
	実入学者数	108	44	43	77	312	14	81	693
平成16年度	入学定員	126	42	45	91	337	20	65	466
	実入学者数	113	47	39	91	319	21	88	643
平成15年度	入学定員	126	42	90	91	337	42	65	462
	実入学者数	104	44	63	86	260	34	86	608

		農学	人間・環境学	エネルギー科学	アジア・アフリカ	情報学	生命科学	地球環境
平成19年度	入学定員	263	164	109		168	75	29
	実入学者数	298	146	102		193	86	38
平成18年度	入学定員	263	164	109		168	75	29
	実入学者数	311	164	116		186	98	31
平成17年度	入学定員	263	164	109		168	75	29
	実入学者数	290	161	128		189	74	26
平成16年度	入学定員	263	164	109		168	75	29
	実入学者数	306	188	135		193	79	33
平成15年度	入学定員	263	164	109		172	68	29
	実入学者数	287	162	133		190	80	28

※ アジア・アフリカ地域研究研究科は一貫制博士課程のため修士課程が置かれていない。

【大学院 博士課程】

		文学	教育	法学	経済学	理学	医学	薬学	工学
平成19年度	入学定員	63	25	30	44	166	163	36	197
	実入学者数	55	31	19	33	133	161	35	130
平成18年度	入学定員	63	25	30	44	166	163	29	197
	実入学者数	61	30	18	41	161	183	41	183
平成17年度	入学定員	63	25	30	44	166	163	29	212
	実入学者数	54	34	20	51	161	171	36	168
平成16年度	入学定員	63	25	30	44	166	153	29	212
	実入学者数	56	33	14	44	164	193	36	182
平成15年度	入学定員	63	21	37	44	166	152	29	212
	実入学者数	66	25	16	55	180	179	19	156

		農学	人間・環境学	エネルギー科学	アジア・アフリカ	情報学	生命科学	地球環境
平成19年度	入学定員	120	68	49	26	74	33	30
	実入学者数	66	84	14	25	28	43	7
平成18年度	入学定員	120	68	49	26	74	33	30
	実入学者数	76	79	30	25	60	44	12
平成17年度	入学定員	120	68	49	26	74	33	30
	実入学者数	97	80	27	27	77	35	18
平成16年度	入学定員	120	68	49	26	74	33	30
	実入学者数	95	84	23	25	62	49	26
平成15年度	入学定員	122	68	49	26	76	31	20
	実入学者数	79	75	32	22	58	49	14

【分析結果とその根拠理由】

表4-5, 4-6の通り, 学部及び専門職大学院では入学定員に対する実入学者数の比率は概ね適正であると判断される。しかしながら, 大学院研究科等においては, 一部の部局を除いて, 入学定員に対する実入学者数の比率は適正とは言い難く, 博士後期課程においては実入学者数が定員を大きく下回っている部局が見られる。このような事情は教育の質の確保の点では問題はないが, 定員管理の観点では好ましいとは言えない。一部の研究科では博士後期課程から修士課程への学生定員の移動についての概算要求を行うなど具体的な適正化が図られているが, 大学全体の取組としては遅れが見られる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学部の一般入学試験は本学の基本理念と各学部のアドミッション・ポリシーに沿って全学協力体制で実施され, その検証体制も十分に確立されており, きわめて適切な学生受入体制になっている。

【改善を要する点】

大学院入学試験を含む学部の一般入学試験以外の入試の運営と検証が当該部局に委ねられており, 部局を越えた情報交換を検討することが望ましい。また, 大学院研究科等では, 工学研究科の修士課程において実入学者数が入学定員に対して約40%の超過が見られる一方, 博士後期課程においては, 実入学者数が入学定員を下回る部局が見られる。

(3) 基準 4 の自己評価の概要

学部学生の受入について、特に一般入学試験においては、本学の基本理念と各学部のアドミッション・ポリシーに基づいて全学体制で公正かつ適正に実施されている。また学生の受入体制の検証も組織的かつ経常的に行われ、改善の取組まで含めて、そのシステムが十分に確立されている。大学院の学生受入については、専門性の高さから実施も検証もその一切が当該部局に委ねられているが、各部局の自己点検・評価に見られる通り学部の場合に準じて適正に行われている。一部の部局で特に博士課程における入学定員と実入学者数とに差が認められるが、具体的な改善策の検討も見られる。以上を総合して、本学の学生受入の体制は、概ね適正と判断される。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点 5-1-1： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

【観点到係る状況】

本学の教育課程の編成は、京都大学通則第 15 条第 1 項「教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。」に従っている。その上で同第 16 条に基づき、開講科目による区分として「全学共通科目」と「学部科目」、教育目的・内容による区分として「教養科目」と「専門科目」により、系統的に編成されたものになっている。

「全学共通科目」は、A群（人文・社会科学系科目）、B群（自然科学系科目）、C群（外国語科目）、D群（保健体育科目）及びEX群（大学コンソーシアム京都単位互換科目）の 5 群の区分のもとに多種多様な科目が提供されている。また、全ての全学共通科目は、「対象回生（学年）別」の他「対象学生別」に全学向、理系向、文系向に分類され、学部の枠を超えて原則として全学部の学生を対象に開講されている（別添資料 5-1-1）。全学共通科目の卒業要件としての扱いは学部によって異なるが（基準 2-1 資料 2-A）、概ね、文系学部では人文・社会及び自然科学系の全ての科目を教養科目とし、理系学部では人文・社会科学系科目を教養科目としている。ただし、理系学部では自然科学系の全学共通科目のうちから当該学部の専門の基礎となる科目を「専門基礎科目」として指定し、その枠内からの履修も求めている。

医学部及び薬学部の一部を除く各学部は 4 年一貫教育を基本とし、全学共通科目の履修に年限を設けていないが、医学部は原則として全学共通科目の履修を 1・2 年次に課している。いずれにせよ各学部とも教養教育科目中心から専門科目中心に漸次移行していく課程を体系的に組みつつ、全学共通科目の履修においては学生が自らの学修意思に基づいて自由に選択履修するという本学の伝統的スタイルを尊重している。

「学部科目」は「専門科目」のみで構成され、各学部とも 1・2 年次には専門への導入等を意図した基礎的な科目、2・3 年次には専門的な講義、演習、実験・実習、ゼミを専攻学術を考慮して適切に提供し、4 年次にはそれらに加えて卒業研究を課すなど、段階的に履修できる体系となっている。これらの科目を履修するに当たっては、医学部は全てが必修科目となっており、医学部・薬学部以外の学部では選択必修科目を除いて、自学自習の精神を尊重して、学生に裁量権を与えるようにしている。その際、進路によって必要な科目の情報等はガイダンス等で指示している。なお、理系学部のなかには、80%を超える卒業生が大学院へ進学するという現状から、専門教育を大学院教育のための基礎的能力の養成を主眼とするいわゆる 6 年一貫教育を視野に入れたカリキュラムの体系化を図っている学部もある。

別添資料 5-1-1

全学共通科目授業一覧（「全学共通科目履修の手引き 平成 19 年度」P18～39）

【分析結果とその根拠理由】

本学の教養教育は、本学の基本理念に則り、人文・社会・自然諸学問分野にわたる基礎を幅広く学び、高い外国文化の理解と言語運用力の修得を目指した内容となっており、その実施は全学協力体制のもとで、全学共通科目として体系的に編成されている。

専門教育においては、各学部の専門分野の特性に配慮して、基礎的な科目から専門性の高い科目まで体系的に適切に配置されている。また全学共通科目と学部科目との履修単位のバランス、及び教養教育と専門教育を有機的に関連づけた教育課程の編成は、授与される学位に照らし体系性を十分備えたものと判断される。

観点 5-1-2： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

本学の教養教育の達成目的は、学術的教養、文化的言語力、基盤的知力の3点に整理されており、それを「全学共通科目」として具体化している。この全学共通科目はA～D群とEX群の5群に区分されているが、A群科目はさらに哲学・思想、歴史・文明、芸術・言語文化、行動科学、地域・文化、社会科学、複合の7系列に区分されている。各系列には講義科目の他、講義内容を発展させて論考・研究の実際に触れる少人数の基礎ゼミナール、講読、演習等もある。B群科目は、数学、物理学、化学、生物学、地球科学、情報科学等に分類される科目が多様に提供され、全学的に共通の教養科目のほか理系学部の専門基礎科目もある。C群科目として開講している外国語科目には、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、イタリア語、スペイン語、朝鮮語、アラビア語、日本語（留学生用）の10カ国語が提供され、それぞれ1回生用のクラスと2回生（以上）用のクラスに区分されている。英語教育は、大学や大学院での専門教育への出発点として位置付け、学術的教養の涵養を前提としながらも研究活動において求められる高度な英語運用能力を養うことを目指す「学術目的の英語」と位置付けられている。これらにより、個々の授業は本学の教養教育の目的を達成する展開を行っている。

「学部科目」は、各学部の教育目的に沿ってその科目が配置され、それぞれの学部の教育課程の編成の主旨を実現している。例えば、文学部では、6つの系と32の専修を擁して人文学の殆どの分野をカバーし、各専修の必修科目のうち、1・2回生も修得可能な「概論」は専門的な学習への基礎的内容であり、その上で特殊講義、演習、講読、実習等を通して専門に関する基本知識と方法・態度を養うようにカリキュラムが編成され、専修毎に多様な切り口の授業が用意されている。

法学部は、学生による科目選択の自由を尊重しつつ段階的・体系的学習を促すため、基礎法学・公法・民刑事法・政治学の4領域に分けて専門科目を体系的に整理している。

経済学部では、経済学・経営学を体系的に学べるよう科目が配当されている。また、学生が自主的に問題を設定して、自分で解決する能力を育成するため、演習を重視している。各演習科目は10人を履修者の上限としており、演習内容の充実を図っている。

理学部は一学科制であるが、部局の教育方針に沿って、1・2回生時では教養科目及び基礎的な内容を中心とした専門基礎科目からなる幅広い教育を行い、3・4回生時では学生の興味・意欲・能力・適性に応じて、7つの「系」に分属して専門科目の学修を行い、各専門分野の研究の最前線に接する課題研究を選択して学ぶという専門教育を実施している。

医学部医学科の「レベル教科」は、生体を分子、細胞、組織、器官、個体、と構成の点からレベルに分けて講述し、また「システム教科」は臓器ごとの学修を図り、従来の講座制の枠にとらわれない教育を実施している。また、臨床実習については、単なる医学知識の習得だけでなく、臨床現場に適応して責任をもって診療のできる

人材を育成する観点から教育を行っている。保健学科も同様に、医療従事者として共通する基礎的な事項と専攻毎の専門科目を学修し、臨床実習では臨床現場に適応した人材の育成を目指している。

薬学部は教育課程編成は積み上げ型を基本とし、これを徹底するため、各年次進級の前に学力の精査を行い、進級適性を判定し、不適と判定されたものは再学習を行うことになっている。

工学部は自然科学が解き明かした自然の仕組みを最大限に利用して、暮らしの利便性、地球環境と調和した安全で豊かな社会の実現のため、その教育を行っている。カリキュラムの編成は、専門性の違いから、各学科がその特色に即して系統的に組み立てている。

【分析結果とその根拠理由】

全学共通科目の科目群は、本学の基本理念を具体化する科目編成となっており、多様かつ系統的な科目提供となっている。学部科目は、本学の基本理念と各学部の目標に沿い、当該学部の教育方針を反映した多様かつ系統的なものとなっている。全学的に見て、本学の授業の内容等は本学の基本理念と各学部の目標の実現に向け、適切なものと判断できる。

観点 5-1-3： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学の学士課程教育を担う教員は、それぞれの専門領域において本学の基本理念に謳われる「卓越した知の創造」に従事している。本学では、伝統的に、研究と教育を分離させずに教育研究を進める「教育と研究の有機的連関」を極めて重要視しているが、この考え方は大学院課程のみならず学士課程教育にも反映されてきた。このような事情から、卓越した知に裏付けられた学識に従い、教員が独自に作成した資料等を用いる授業が約半数を占め（「京都大学自己点検・評価報告書Ⅱ」<http://www.kyoto-u.ac.jp/kikaku/tenken2/top.html>, 第Ⅴ章参照）、教員自身の最先端の知見や研究成果が平素の授業に反映されやすいようになっている。また、非常勤講師についても高い基準で選考を行い、概ね専任教員に準じる水準の研究者に依頼している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育は、専任及び非常勤教員のそれぞれの研究活動と有機的かつ密接な関連をもって行われることが伝統となっている。このため、授業担当者の研究成果や知見が平素の授業に生かされていると考えられる。

観点 5-1-4： 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点に係る状況】

各学部では種々のアンケートを通して、学生のニーズを把握し、教員の最先端の研究を通して時代の研究の動向を見極め、社会の要請にも十分応えつつ、学問の特質と部局の目標を考慮しながらカリキュラム編成の検討を

経常的に行っている。制度としての単位互換は行われていないが、大部分の学部では、京都大学通則第 20 条に従い、他大学での修得単位を卒業の単位として認定するなどの配慮がなされている。さらに、学生の必要と知的興味に応じて他学部の単位を取得することも可能であり、各部局の規定によってその一部は卒業に必要な単位として認定される。また、複数の学部において、学部と大学院との共通科目の開講、理系学部における最終学年学生の研究室配属等、学部教育から大学院教育へのスムーズな移行を意図した工夫がなされている。さらに工学部や農学部では社会との連携を重視して単位認定と関係したインターンシップも実施している。

全学共通科目においては、平成17年度から、財団法人大学コンソーシアム京都と単位互換に関する包括協定等を締結した他大学等が提供する授業科目のうち、本学が指定する科目を履修することができるように制度化したが、それらの科目の卒業要件における位置付けは学部によって異なっている（基準 2－資料 2－A）。

【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズや学術の発展動向を加味した教育課程の編制は、全ての学部で経常的に検討されており、学問分野に対応した社会のニーズ等も十分考慮されている。この取組は、各学部の自己点検・評価から見て取れる。また他学部や国内外の他大学で修得した単位の認定、インターンシップの導入、大学コンソーシアム京都を利用した単位互換等の制度も導入され、学生の多様なニーズに配慮した教育課程の編成がなされていると判断できる。

観点 5－1－5： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

本学の基本理念では自学自習が促されており、学習における学生個々人の自発自啓の基本精神が尊重されている。このため、全学共通科目の選択は基本的に学生の自由意思に委ねられ、幅広い自由選択を可能にした履修システムとなっている。過去には実質的には学習できない多くの科目を登録するという問題があったが、平成 15 年度から全学共通教育ガイダンスを強化し、科目履修、学習の在り方と本学の教育理念を結びつけた説明を丁寧に行うことにより、現在では学生の出席授業数は平均週 16 コマとなり、学習時間の点においての実質化が図られている。特に、時間と空間に拘束されない自律学習型語学教育 CALL (Computer-Assisted Language Learning) も活用されているが、これは能動的学習の点では一般の対面型授業より優れているという調査結果もある（別添資料 5－1－5）。

学部においては、法学部を除いて、制度として「学年毎の習得単位の上限」を定めていない。しかし、いずれの学部においても学習効果を考慮して、学年毎に専門科目を配置した体系的な授業計画を提示し、入学時や年度初めの履修ガイダンスや分属のための説明会等を通してきめ細かな履修指導を行い、単位の実質化の工夫がなされている。学部によっては、コアカリキュラムの導入や、科目履修の前提に先修科目の条件を課すことにより、専門科目の学習に十分な時間をとって単位の実質化を図っている。

別添資料 5－1－5

「特色ある大学教育支援プログラム事例集」（平成 15 年度版）（抜粋：P252-256）

【分析結果とその根拠理由】

各学年毎の修得単位の条件を制度として設けているのは法学部のみであるが、各学部とも部局の目標や専門分

野の特質を考慮しながら、履修可能な講義数の抑制、履修モデルコースの提案、助言を目的とした担任制度の導入、履修ガイダンスの強化等、個々の科目の学習時間を確保して単位の実質化を図るための種々の方策が取られている。全学共通科目では履修ガイダンスを強化する一方で自律学習型 CALL 教育を導入し、単位の実質化への工夫がなされている。以上を総合し、本学の基本理念の自学自習の精神を尊重しながら、学生が自律的に学習時間を確保して「単位の実質化」が図られる取組がそれぞれの学問分野の特質に配慮しつつ行われており、単位の実質化は全学共通科目、学部科目とも概ね適切に図られていると判断される。

観点 5-1-6： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-2-1： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。
（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

【観点到係る状況】

全学共通科目においては、各科目の特性に応じて講義、演習、実験、実習が行われるほか、少人数授業、情報機器・メディアを活用した授業及びフィールド授業等を開講している。特に少人数教育における本学の特徴として、各学部・研究科・研究所等の教員がフェイス・トゥ・フェイスの親密な人間関係の中で、フィールド実習など多様な形態の授業を行う「新入生向け少人数セミナー」を1回生を対象に開講している。外国語科目においては、CALLにより1対1の双方向型授業も可能となっている。

学部科目は、当該学部の教育目的を達成するに最も効果的と考えられている少人数による授業や対話型授業を重要視し、講義、演習、ゼミ等の中にバランスよく組み合わせて教育を行っている。また、マルチメディア機材等を活用した遠隔講義や、全国各地に点在する施設を利用したフィールド実習等も必要に応じて導入され、各学部の教育内容に応じた学習指導法に向けた種々の工夫が行われている。全学共通科目、学部科目とも、必要に応じてTAが配置され、演習やゼミ等の教育の質の向上に寄与している。

【分析結果とその根拠理由】

全学共通科目と各学部の専門科目の目標や目的に応じてシステム化された授業展開が図られ、内容・分野・目標に即した実効的な形態でそれぞれの授業は実施されている。また、入学時からの少人数教育の推進による実践力の養成、多様なメディア機材を活用した学習支援、TAの効率的な活用等が図られ、教育効果の高い授業形態や

学習指導法の工夫が施されていると判断できる。

観点 5-2-2： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

本学の全学共通科目のシラバスは、「全学共通科目授業内容」の冊子として学生に配付すると共に、全学共通教育教務情報システム（KULASIS）の Web 上でも検索が可能となっている。シラバスには開講曜時限等の当該科目の基本データの他、授業のテーマと目的、授業計画、成績評価の方法、コメント、履修要件、教科書、参考書等の欄が設けられ、各担当教員は Web による入力が可能である。学生は各種ガイダンスやこのシラバスを参考に、履修科目を選択して登録を行っている。

各学部では、学部毎の形式で学習目標と内容、スケジュール、参考文献、評価方法等が明記されたシラバスが作成されている。ただし、最新の学術成果や社会的話題をタイムリーに取り入れ題材化した授業展開を主とする科目については、シラバスにおける各回の授業内容の記載は概略にとどめ、授業中に事前・事後学習の具体的指針を適宜示すようにしている。またシラバスは学生全員に配付されるほか、多くの学部では Web 上の閲覧も可能になっており、学生の履修科目の選択に利用されている。

【分析結果とその根拠理由】

全学共通科目のシラバスはフォーマットが定められており、担当教員は全学共通教育教務情報システム（KULASIS）を利用して入力を行っている。オンラインシラバスは曜日・時限、科目名、担当教員名、開講期、群のそれぞれの項目から検索が可能であり、全学共通科目を履修するほとんどの学生が履修登録の際などに活用している。

学部科目のシラバスは、教育課程を構成する各学部毎の形式で作成されており、学生の履修及び予習・復習に活用するため配付・公表されている。一部のシラバスには、当該科目の特性等により、授業計画の記述が簡単なものや講義スケジュールが具体的に記載されていないものがあるが、概ね各部局の教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断できる。

観点 5-2-3： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

京都大学の基本理念の教育の項では、本学の基本理念として、自学自習が促されている。全学共通教育においては、自主学習への配慮として約 200 名の教員のオフィスアワーを全学共通教育教務情報システム（KULASIS）に掲載している。また、全学共通教育の授業が主に実施される吉田南構内においては、学生自習室、CALL 自習室、科目群別の学習相談室を整備すると共に、必要に応じてそれぞれに TA を配置し、学生の自学自習の支援体制を整えている。また全学共通教育においては、基礎学力不足への配慮として高校で物理を履修していない理系学生対象に「初修物理学」を、工学部学生の数学の学習動機を高めるために「自然現象と数学」を開講している。一方、毎年 1,500 人に及ぶ英語の再履修者を対象に、時間と空間に拘束されない自律学習型 CALL を正規の授業として導入している。

各学部においては、実習や演習等に TA を配置して学生が相談しやすい体制を導入し、ガイダンスや授業等の多

様な機会を捉えて事前・事後学習の自習を促す一方、観点7-2-1でも述べた通り、学習室の充実、図書室の利用時間の延長、研究室・講義室の開放等の環境整備に努めている。さらに、ゼミやクラス担任制を活用したきめ細かな履修指導を通じた自主・自律学習の奨励と基礎学力向上にも力を注いでいる。

【分析結果とその根拠理由】

本学では基本理念において自学自習を促しており、このため、観点7-2-1の分析の通り自主的な学習環境の整備は十分行われている。また基礎学力不足への対応としては「初修物理学」、「自然現象と数学」の開設、マルチメディア教材を用いた再履修外国語教育の質の向上、担任制等の助言体制等、多様な配慮が組織的に行われていると判断できる。なお、自律学習型CALLは、平成15年度の特色ある大学教育支援プログラムにも採択されている。

観点5-2-4： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点5-3-1： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点到係る状況】

成績評価の基準については、授業形態（講義、演習、実習等）に応じた評価方法が設定されており、合格・不合格の判定のほか、100点満点の採点評価では60点以上を合格とし、成績標語としては優、良、可、不可の4段階（学部によっては秀を加えた5段階）評価を、当該科目の特性を考慮して行っている。これらの事項は、全学共通科目履修の手引き、学生便覧、シラバスへの記載やオリエンテーション、授業を通して学生に周知している。卒業認定基準に関しては、学部毎に策定されており、学生便覧等に明記されると共にオリエンテーションやガイダンスで学生に周知されている。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の基準は科目の特性に応じて、卒業認定基準については学部毎に策定されており、種々の履修の手引きやガイダンスを通して、全ての学部で学生に周知されている。従って、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断できる。

観点 5-3-2： 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価は各学部とも、基本的に、個々の授業担当教員の裁量に委ねられており、各学部が定めた成績評価基準に従って教員が評価した評価結果に基づき、教務委員会あるいは教授会等でその適切性について審査の上、単位認定、進級判定が行われている。卒業認定に関しても各学部が策定した基準に沿って、最終的には各学部の教授会等の議を経て決定されている。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価、単位認定、卒業認定は各学部の策定した基準に基づいて行われ、必要に応じて教授会、教務委員会等での審議も行われ、適切に実施されていると判断できる。

観点 5-3-3： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

全学共通科目では、成績評価の正確性を担保する措置として、学生の成績異議申し立てを制度化しており学生に周知されている。学部科目については、成績異議申し立て制度の導入には学部によって差があるが、実質的には学生の申し立てに対して各部局の教務掛を通して適切な対応がとられている。

【分析結果とその根拠理由】

全学共通科目は学生からの成績評価に関する異議申し立て制度が整備され、機能している。平成 18 年度の申し立て件数は前期・後期を合わせて 529 件であり、制度に沿って適切に処理されている。学部科目については各部局で個別に対応し、各学部の自己点検・評価によれば、成績の異議申し立てに対しては適切に対応しており、概ね評価の正確性は担保されていると判断できる。

<大学院課程>

観点 5-4-1： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

大学院の教育課程の編成方針は、京都大学通則第 42 条の 2（資料 5-A）で定められている。研究科の教育目的と特質に応じて編成内容は異なるが、多くの研究科で専攻開設科目と他専攻開設科目の修得単位数についての条件を設け、専攻開設科目については講義科目、演習・実験実習科目の別や基礎科目と専門科目の別等の階層性をもたせるなど、教育課程の体系化が図られている。研究科共通科目をもつ研究科もある。博士後期課程にあっては、修了要件に単位修得を義務付けている研究科とそうでない研究科がある。

資料 5-A

教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設するとともに研究指導の計画を策定して、体系的に編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(出典：京都大学通則第 42 条の 2)

【分析結果とその根拠理由】

研究科毎に、あるいは修士課程と博士課程によっても状況は異なる。各研究科等の自己点検・評価によれば、体系的に編成された教育課程のもとで専門教育と研究指導を行うことで、当該専門分野の基礎的素養の涵養と先端学術の伝授を行い、当該学問分野の発展に資する、かつ、研究人材や高度職業人育成という職業分野の期待にこたえるという研究科の教育目的に沿った教育指導が行われている。

観点 5-4-2： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

本学の大学院課程では研究と教育は有機的に一体のものであり、本学の基本理念に謳われる卓越した知の創造と継承を目指して教育課程が編成され、科目の目的に応じて、学士課程の場合以上に教員の研究の成果や知見が授業の内容に反映されている。研究科ないし専攻毎にその目的と特質に応じて授業形態は一律ではないが、いずれの研究科・専攻においても、概説・専門基礎、専門・特論・研究、演習・講読、実験・実習等の名称をもつ多様な科目が設けられており、学年の進行に伴って基礎から順次高度な研究ないし実務の能力の修得に至るよう系統的に編成されている。また当該専門分野の基礎的内容の涵養を図ると共に、専門分野を超えた幅広い知見の獲得も目指している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の基本理念の実現を目指し、多様にして高度な授業が、各研究科等の特質に沿って体系的教育課程を形成している。また、専門的知識を深めると共に基礎的な内容の涵養と、関連分野についても幅広い知識が得られるように配慮されており、本学の大学院の授業は大学院設置基準に沿った教育課程編成と考えられる。

観点 5-4-3： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

【観点に係る状況】

前観点 5-4-2 でも述べた通り、全ての研究科等において、本学の基本理念に謳われる研究面における卓越した知の創造と教育面における卓越した知の継承に配慮して、様々な形式の授業が開講されている。これらの大学院科目は専門性が高く、教員の研究成果や、研究によって得られた高度な知見が直接に反映されるものとなっている。

【分析結果とその根拠理由】

特論や演習等の科目は、教員の研究成果を直接反映したものがほとんどであり、また概説講義等は最先端の研究で得られる高度な知見を反映するものとなっており、全ての研究科等において、授業の内容は担当教員の研究成果を反映したものとなっている。

観点 5-4-4： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

京都大学通則第 49 条で定められる修士課程修了要件の単位数は 30 単位であり、学生が十分に時間をかけて予習・復習を行って単位の実質化が図られるようになっている。また、全ての研究科等がシラバスあるいはそれに代わる授業資料の配付を行い、また履修ガイダンス等を通して、学生の主体的な学習を喚起している。博士後期課程では、指導教員の助言の下で、十分に時間をかけて主体的に研究に取り組むことを、本学では強く指導している。

【分析結果とその根拠理由】

十分に時間をとって各自の専攻学術についての取組ができるよう、教育課程編成上の配慮がなされている。また大学院での教育は、少人数教育もしくは個別指導を基礎としながら、学生の主体的な学習の促進を各研究科等において図っている。これらより、単位の実質化への配慮は十分なされていると言える。

観点 5-4-5： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-5-1： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。
 （例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

【観点に係る状況】

全ての研究科等で、当該の専門分野の特性に鑑み、基礎知識の習得を目的とする講義・特論等と、高度な研究遂行能力を開発する演習、実験、実習、フィールドワーク等をバランス良く組み合わせた授業を行っている。特

に本学では基本理念に沿い少人数授業による対話・討論型の授業を重視している。また文学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、情報学研究科等では、分野によってはフィールド型授業を実施し、教育の特徴となっている。

【分析結果とその根拠理由】

各研究科等のシラバスを分析すると、研究科毎の教育目的に応じて多様な形態の授業をバランス良く組み合わせ、またメディア・情報機器の活用、個別指導、インターンシップ、海外での実地教育等が導入され、適切な学習指導法も工夫されている。

観点 5-5-2： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

研究科等または専攻毎に統一された様式のシラバスまたはそれに代わる資料が作成され、冊子体の配付や Web を通して学生へ周知されている。特に、シラバスに含まれる参考文献の情報は、学生の自学自習における重要な情報となっている。

【分析結果とその根拠理由】

シラバスの様式は研究科毎に異なり、記載されている情報にも違いがあるものの、学生の自学自習の参考に利用されており、本学の教育課程の編成に沿って有効に活用されている。

**観点 5-5-3： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用し
て行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。**

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-6-1： 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の基本理念に沿って、対話を根幹として自学自習を促した研究指導が全ての研究科等で行われている。各学生には指導教員が定められる一方で、多くの研究科において、実質的に複数の教員による対話を重視した総合的な研究指導が行われている。修士課程においても、高い研究水準の達成に向けて、在学中の学会発表等が推奨され、こうした発表を経験する学生も少なくない。博士課程では、指導教員との討論や対話を通して、専門性の

高い研究指導が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

全ての研究科等で指導教員との対話の中で学生個々人の自学自習を促し、高い研究水準の達成を目指すきめ細かな個別研究指導と、また多くの研究科では複数教員による助言が行われ、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断される。

観点 5-6-2： 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

【観点到に係る状況】

本学では学生毎に指導教員を定めると共に、多くの研究科において複数教員による助言を受けられるシステムが導入されている。学生の研究テーマは、指導教員との十分な協議のもと、指導教員の助言の下で学生の自主性を尊重して選定されることがほとんどである。また教育や研究の補助の経験を通じて自己の教育・研究能力を育成するため、多くの研究科において、修士学生にはTAとしての活動を、博士学生には、TAまたはRAとしての活動を、研究科毎の基準で選考の上で行わせている。

【分析結果とその根拠理由】

対話を根幹とする個別指導を重視しつつ実質的には複数教員による助言も受け、学生の主体性を重視した研究テーマの設定が行われている。TA・RA 経験を通じた教育的機能等の訓練もなされ、全体として研究指導への取組は適切と判断される。

観点 5-6-3： 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

【観点到に係る状況】

全ての大学院生は、個別の研究テーマについて、指導教員により研究及び学位論文作成に向けた指導が行われており、多くの研究科では複数の教員による助言を受けられるように配慮されている。また、論文の審査・認定については、本学の通則と学位規定の下で各研究科等で運営細則等が定められている。特に博士後期課程では、例えば農学研究科や情報学研究科のように学位審査前に予備審査を実施し、論文審査に向けてより綿密な指導を行っている研究科もある。

【分析結果とその根拠理由】

全ての大学院生は指導教員による研究指導及び複数教員による研究上の助言のもとで、研究及び学位論文作成の綿密な指導を受けている。また、論文の提出・審査・学位認定については、本学の学位規定等と各研究科等の関係規程において明確に定められ、それに沿って適切に実施されている。これらにより、学位論文に係る指導体制が適切に整備され、機能していると言える。

観点 5-7-1： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

京都大学の基本理念に謳われる「多様かつ調和のとれた教育体系のもと」に、各部局や学問体系、授業形態毎に定められる基準の多様性を尊重し、定期試験、レポート、授業への参加度など多様かつ多段階のきめ細かな成績評価方法がとられている。修了要件は通則第 49 条、第 50 条及び各研究科等の規程等に明示され、便覧、ホームページの記載のほかガイダンス等を通じて学生に周知されている。

【分析結果とその根拠理由】

エネルギー科学研究科等複数の研究科等では、授業科目毎に成績評価基準を明記したシラバス等が策定されている。また教育学研究科等では試験内規を設けて学生に周知している。修了認定基準は種々の資料に記載されるほか、ガイダンス等で学生に周知されている。これらのことから、成績評価基準や修了認定基準は明確に策定され、各研究科等が有効と考える方法によって、学生に周知されている。

観点 5-7-2： 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価は各研究科等の定める規定と基準に従って行われている。例えば、理学研究科では単位認定を専攻会議で実施しており、経済学研究科では成績分布をとり成績評価基準の問題点を経常的に検討している。また、人間・環境学研究科では単位取得率を分析するなど、各研究科等の特質に沿って、単位認定や修了認定の適切さも経常的に検証されている。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価は主として担当教員によるが、成績分布や単位取得率等の調査に基づく成績評価基準の検証が多くの部局で行われ、成績評価、単位認定、修了認定については概ね適切に実施されていると判断される。

観点 5-7-3： 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

大学の通則及び学位規程の下で研究科毎に学位の授与要件や学位論文の審査体制等の規程が設けられ、学生及び教員に周知されている。論文審査は、3 名以上の論文調査員による論文調査と、多くの研究科では公聴会が実施され、適切に行われている。

【分析結果とその根拠理由】

研究科毎に設けられた規程と基準に従い、学生の所属専攻以外からの論文調査員を含めて論文審査の透明性を

高めるなど、学位論文に係る適切な審査体制が整備され適切に機能していると言える。

観点 5－7－4： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

授業科目の成績評価の正確性の担保として、複数研究科で成績評価に対する学生の異議申し立てを制度化している。また教育学研究科では、修士論文の評価について、教員が相互チェックのもとで点数調整を行い、最終的には研究科会議で承認するという手続きをとっている。

【分析結果とその根拠理由】

複数の研究科等で授業科目の成績評価に対する学生の異議申し立てが制度化されており、その他の研究科等でも評価の正確さを担保する様々なシステムがあり、成績評価等の正確さは概ね担保されていると言える。

<専門職大学院課程>

観点 5－8－1： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されているか。

【観点に係る状況】

本学の専門職学位課程は、本学通則第 53 条の 4 に「教育課程は、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする」と定められている通り、いずれの専門職学位課程においても、目的に合致した適切な科目が体系的に編成・配置されている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の専門職学位課程はいずれも修得すべき知識を基礎的な知識から応用的な知識へと体系的かつ段階的に履修させる教育課程をとっており、専門職大学院設置基準第 6 条（資料 5－B）の基準を満たしている。さらに、いずれの専門職学位課程も本学の基本理念の精神に則り、幅広い教養を身に付けさせることを重視している。

資料 5－B

専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（出典：専門職大学院設置基準第 6 条）

観点 5－8－2： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

全ての専門職学位課程において、必要な知識や事例研究の授業が体系的かつ段階的に配置されている。特徴的な事項としては、法学研究科法曹養成専攻では、双方向・多方向式授業や文書作成実習が行われている。医学研

究科社会健康医学系専攻では、知的財産経営学コース、臨床研究者養成コース、遺伝カウンセラー・コーディネータユニットからなる専門コースも設置し、独自の専門科目を開講している。公共政策教育部では、多様な学問的バックグラウンドの学生、社会人、外国人の受入を前提とした教育課程の編成を行っている。経営管理教育部では、社会人等を含め多様なバックグラウンドを有する学生に配慮する授業も行っている。

【分析結果とその根拠理由】

既存知識の多様性に鑑み、いずれの専門職学位課程も授与すべき学位に必要な共通の基礎的知識の修得を目的とする科目を展開し、段階的な履修に最大限留意した上で、最終的に実務と直結する応用的な科目を設けている。これらは、多様な学部出身者や社会人を受け入れ、専門的知識と実務を架橋して高度専門職業人を養成することを目的とする専門職学位課程にきわめて適合的であると判断できる。

観点 5-8-3： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

【観点に係る状況】

いずれの専門職学位課程も高い水準の研究業績をもつ教員が、それぞれの専門分野において、その研究成果に基づいて授業を実施している。特に医学研究科社会健康医学系専攻では、教員の研究活動を反映した授業の内容が、シラバス等により確認できる。

【分析結果とその根拠理由】

いずれの専門職学位課程も、優れた研究者教員と経験豊富な実務家教員が教育を担当しており、高い水準の授業が行われている。いずれの教育部、専攻においても教員は研究成果と実践的課題を架橋することに努力を傾け、また実務家教員との連携を通し、専門職大学院に相応しい授業を展開していると判断できる。

観点 5-8-4： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

法学研究科法曹養成専攻では、履修登録ができる科目は各学期につき 20 単位、各学年につき 36 単位（最終年次の 3 年次は、各学期につき 24 単位、学年につき 44 単位）を上限として、学生の自学自習時間の確保に務めている。医学研究科社会健康医学系専攻では、履修登録ができる単位数は 1 学年 26 単位と定めている。公共政策教育部では、履修指導制度が設けられており、全ての院生は、必ずいずれかの専任教員の履修指導下に入り、履修状況のチェック、履修上の問題点や困難についての相談と助言が制度として行われる。また、履修登録ができる科目は、学期毎に 18 単位までとなっている。経営管理教育部では、学期毎に 20 単位までの履修制限を設けるほか、スーパーバイザーによる個別履修指導を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

各研究部及び専攻の特性に配慮した上で学期毎の履修単位の上限が設けられ、さらに丁寧な履修指導を行っている。法曹養成専攻では多くの科目で履修人数に上限を設け、厳格な出席要件を課しているほか、他の 3 専攻に

あつては、積極的に少人数教育を行っている。以上を総合し、単位の実質化への配慮はなされていると判断される。

観点 5-8-5： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-9-1： 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

法学研究科法曹養成専攻では、法律基本科目の基礎レベルの理論知を獲得させた後、法的実践を踏まえた専門的及び実務的内容の学習に加え、責任感・倫理観の醸成を図っている。また選択科目を通して法学隣接分野及び応用的・先端的問題に関する理解を深めるような授業展開を行っている。医学研究科社会健康医学系の対象者は将来、保健・医療・福祉分野における専門職あるいは教育研究職につくことを前提として、それぞれの分野が多様な授業を提供している。公共政策教育部では、基礎的な理論的知識とその応用を学習した上で、実践研究・事例研究により、理論を踏まえた専門的な知識、思考力、分析力、表現力及び実務能力を養成している。また、実務教育助言委員会や外部評価委員会を設けて、最新の社会的要請を教育に反映させる体制をとっている。経営管理教育部では、現代社会の要請に応えるために「事業創再生マネジメント」「プロジェクト・オペレーションマネジメント」「ファイナンシャルリスクマネジメント」の3つのプログラムを有し、専門的かつ実務的な能力を修得させるために、基礎からはじめ展開科目へいたる体系的なカリキュラム構成と、ワークショップ等での理論と実務を融合した実践能力の向上を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

既に認証評価（予備評価）を終えた法科大学院はもとより、社会健康医学系専攻も過去にジョーンズ・ホプキンス大学による教育評価を、また公共政策大学院も公共的な領域を代表する識者の外部評価を受け、いずれも高い評価を受けている。以上を総合し、教育課程と教育内容の水準は、当該職業分野の期待に応えるものになっていると判断される。

観点 5-10-1： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。
（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

【観点に係る状況】

法学研究科法曹養成専攻では、クラス制をとる基礎的科目のほか教員と学生、あるいは学生相互の双方向形式・多方向形式の授業方法が採用され、科目の特性を考慮した適切な授業形態の組み合わせを行っている。社会健康医学系専攻では、それぞれの分野科目の特性に合わせ、講義形式、問題解決型学習、小グループ学習などのバランスを図っている。公共政策教育部では、必修の基本科目、展開科目、クラスター科目に科目を分類し、特に実践科目では高度専門職業人として必須のスキルを獲得させている。経営管理教育部では、（１）経営課題解決のための専門的知識と先端的な実務的な知識の融合（２）少人数・個別的な履修指導体制（３）経営現場に対応したカリキュラムの編成（４）実務家との共同担当科目の設定（５）先端的なマネジメント手法研究との連携の５点に配慮して、科目の特性を考慮した授業形態を組み合わせている。

【分析結果とその根拠理由】

いずれの専攻も、専門職大学院として実践的な知識を教授するために多様な授業形態の組み合わせやそれらのバランスが図られている。授業形態のバランスや学習指導法の適切化については、歴史の浅い専門職大学院としては、現時点まで多大の努力を行っている。

観点 5-10-2： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

科目の概要、授業形式、授業内容、成績評価方法、リサーチ・ペーパーの有無、参考文献、その他の各項目を含むシラバスが、各年度の初めに学生に配付されている。このシラバスは、学生の履修科目の選択等で活用されている。

【分析結果とその根拠理由】

専門職大学院設置基準第 10 条第 1 項（資料 5-C）の規定に従い、全ての専門職学位課程で適切かつ充実したシラバスが作成されている。また、いずれの専攻も、情報の公開性という観点からシラバスをホームページに掲載し、学生は履修科目の選択と自学自習の参考に利用している。

資料 5-C

専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

（出典：専門職大学院設置基準第 10 条第 1 項）

観点 5-10-3： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-11-1： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

法学研究科法曹養成専攻では、単位の認定について履修規程に定めを置いており、一部科目を除いて 100 点満点で評価を行い、60 点以上を合格とし、さらに当該科目の学習内容を越えた達成度を示す A+ からその最低限の水準も満たしていない F までのランクを併記している。これらはシラバスに掲載されており、成績評価基準が学生に周知されている。医学研究科社会健康医学系専攻と公共政策教育部でも、成績評価基準や修了認定基準はシラバス等に記載され、周知されている。具体的な成績評価も法曹養成専攻と同様に、一定の基準に基づいて点数により評価した上で到達度のランク表記を併記している。経営管理教育部では、内規により成績評価基準や修了認定基準が定められており、また、各科目の成績評価基準もシラバスに明記されて周知が図られている。成績評価は A~D の 4 段階で評価され、基礎科目では、D（不可）は概ね受験者の 30%程度とすることが決められ、一定の成績水準の維持に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や修了認定基準は、いずれの専攻も規定において明確に定め、シラバス等に記載することにより学生への周知を図っている。ただし、公共政策教育部では一般的な成績評価基準は周知されているが、シラバスに個々の各教員の担当科目の成績評価方法は記載されていない。

観点 5-11-2： 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

法学研究科法曹養成専攻では、履修規定に定めた成績基準に従い点数評価を行い、筆記試験採点の際には、受験者の匿名性が完全に確保されている。修了認定は、関係規定に従って、厳格に行っている。医学研究科社会健康医学系専攻では、シラバスに記載の成績評価基準に基づいて、コース毎の主担当教員により成績を評価し、単位認定している。修了認定は、修了認定基準に従い、審査委員会による審査及び研究科会議における審議により適切に実施されている。公共政策教育部では、成績評価と単位認定については定められた基準に従って行われている。経営管理教育部でも、成績評価及び単位認定に関して組織として成績評価に関する一定の基準を設けており、それに従った成績評価が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

いずれの専攻も履修規定等において成績評価基準や修了認定基準を明確に定めており、厳格に運用している。特に法学研究科法曹養成専攻は教員相互の調整や意見交換の場を制度的に設け、成績評価の適切性に向けた独自の取組も行っている。

観点 5-11-3： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点到に係る状況】

法学研究科法曹養成専攻では、成績評価基準に従うことはもとより、同一科目について複数クラスがある場合には担当者間で調整を行うなど、評価の正確性を図っている。その他の専攻では評価基準の明記・公開の上で、学生からの問い合わせについて、必要に応じ各科目担当者が説明を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

きわめて積極的・具体的に取り組んでいる法学研究科法曹養成専攻以外の専攻にあっても、成績評価は担当教員の専権事項であるという従来の考えは払拭され、学生からの問い合わせに適切に対応して、成績評価の正確さを確保している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学の基本理念には、「多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養につとめる」ことが述べられ、この実現と各学部・研究科等の教育目標の達成のために様々な配慮と工夫がなされている。例えば語学教育においては CALL と呼ばれる Computer-Assisted Language Learning システムがメディア教材を活用して導入され、履修者はいつでもどこでも自律的に学習が可能であり、このシステムを利用した学習は、学生の能動的な取組という点では一般の授業よりも優れているという調査結果もある。また自習スペースの確保や附属図書館の利用時間の拡大など、自学自習を支える学習環境も整備されている。また個々の授業は、それぞれの分野において世界的な知の創造に携われる本学の教員が、その研究成果と最先端の知見を背景に行われており、専門科目はもとより基礎的・教養的な科目においても高い学識に支えられた教育が授けられている。

【改善を要する点】

学生の自主性・主体性を尊重するため、単位の実質化を保障する制度の導入について、一部において遅れが見られる。

(3) 基準 5 の自己評価の概要

学士課程、大学院課程、専門職学位課程の全てにおいて、本学の基本理念に明記される「多様かつ調和のとれた教育体系」が当該部局及び学問分野の特質を活かして定められ、本学が授与する学位に相応しい体系的な教育課程が編成されている。本学では自学自習による自主的・主体的な学習が促されているが、これを支える学習環境の様々な整備や本学独自の学習指導法も工夫されており、大学の理念や各学部・研究科等の教育目標の達成に向けた種々の取組が教育課程の中に取り込まれている。さらに個々の授業は、卓越した知の創造に取り組む本学教員の研究成果や知見に基づくものになっている。また成績評価や学位の授与も、定められた基準・規程に沿って、厳格に行われている。これらを総合的に判断し、本学の教育内容と方法は適切であり、成績評価、単位認定、学位授与も適正と判断される。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-1: 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到係る状況】

本学の基本理念には、本学が「教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材」の育成が謳われ、各学部・研究科等はこの理念の具体化に向け、それぞれの学問分野等の特性に鑑み、学生が身に付けるべき学力や養成しようとする人材像等を、各部局毎に明示している。その内容は、各種のガイダンスや説明会等の機会を捉え、またホームページなど種々の媒体を使って、周知徹底が図られている。

達成状況を検証・評価するための実施体制は部局毎に異なるが、基本的には教務委員会等が授業アンケートや学生アンケート等を通して調査・分析を経常的かつ組織的に行っている。その結果はカリキュラム編成等へフィードバックされている。教養教育に関しては全学共通教育システム委員会が高等教育研究開発推進機構に置かれ、組織的に対応している。学生が教養教育を通して身に付けるべき具体的な学力等は、各種のガイダンスの機会を捉えて様々に明示され、達成状況の検証・評価は全学共通教育システム委員会の下に置かれる専門委員会等で検討され、達成状況の恒常的な改善が組織的に行われている。

【分析結果とその根拠理由】

本学及び各学部・研究科が養成しようとする人間像や達成しようとする基本的成果は明確に定められ、その実現に向けて各部局の特性に根ざした具体的な教育方針が立案・明示され、様々な機会と多種多様な媒体により周知されている。その達成状況の検証・評価システムは部局の自己点検・評価等により制度化され、それぞれの教育組織の特色を生かした適切な取組が行われていると判断できる。

観点 6-1-2: 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

学部における卒業率は、一部学部において 80%を下回るものの、理系の学部を中心に所定期間に 80%以上の学生が必要単位を修得しており、高い卒業率を示している。殆どの学部において卒業後の進路としての大学院進学率が 80%を超え、また平均して約 50%が博士後期課程まで進学している。これらにより、学部は基本理念で掲げられる「卓越した知の継承」の点で教育成果を上げている。修士課程の所定期間での修了率はほぼ全ての研究科等で 80%を超え、概ね評価の高い優れた論文を作成している。博士後期課程進学者の博士取得率は、課程 3 年以内で 50%前後であるが、多くの研究科では 5 年以内の学位取得率は 80%を超える。また、博士論文の多くが原著論文として海外の学術雑誌に投稿掲載されている。これらのことから、大学院課程においても、本学の基本理念に沿っ

て、教育の成果は上がっている。

【分析結果とその根拠理由】

多くの学部において、個々の学生の学習状況の調査に基づくきめ細かな指導によって卒業生の質の向上や留年者の減少に向け「卓越した知の継承」を目指して教育の成果が上がるよう、様々な取組が行われている。修士課程では所定年度内での学位取得率は高く、また在学中の学生の国内外の研究会での研究発表も多く、その教育成果は十分に上がっていると判断される。博士後期課程進学者の所定年度内での博士号取得率が50%前後にとどまっている理由は、多くの研究科で、国際学術雑誌に筆頭著者論文の掲載を学位申請条件として求めるなど、高い基準による学位審査を行っているためであり、5年以内での学位取得率は概ね高く、研究の成果も概ね満足できるものとなっている。以上を総合し、本学の教育の効果及び成果は、概ね適切と考えられる。

観点6-1-3： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学生による授業評価は、各教育組織の特性に配慮し、各部局が独自の方法を採っている。全学共通科目に対する学生のアンケートによる授業評価の結果は集計・分析して公表され、個々の授業担当教員が授業改善に大いに役立てていると共に、全学共通教育システム委員会において教育改善のための基礎資料となっている。学部専門科目に対するアンケート調査等は9学部中6学部で実施されており、他3学部も導入を検討中である。これまでの調査結果では、体系的、知的魅力、有益度、理解度への配慮、自発的学習の促進、教員の熱意等が学生により評価され、学生の目から見ても、概ね教育の成果は上がっていると評価されている。大学院については17研究科中の約半数で学生により授業アンケートが実施されているが、少人数で高い専門性をもつ大学院科目は、組織的で平均的なアンケートでは有意な評価を受けることが困難な場合も多い。

【分析結果とその根拠理由】

全学共通科目に対する学生の授業評価アンケート調査によれば、科目による差異はあるものの、70%以上がほぼ満足という評価を得ている。専門科目についても、調査を行った学部のデータによれば、約70%の学生の満足度は高いものの、内容が多くて消化できていない一部科目の存在も指摘されている。各学部とも批判的評価については内容を検討の上、授業改善に活かす工夫を行い、教育の効果や成果を上げている。専門性の高い学部科目や大学院科目では小人数教育が行われている場合が多く、一律にアンケートを行って評価することが適当ではない場合も多い。

観点6-1-4： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

表6-1によれば、理・薬・工・農学部では、大学院進学者が80%を超えており、6年一貫に準じた教育が行

われていることが分かる。修士課程修了後の進路状況をみると（表6－2－①）、工学・農学・エネルギー科学・情報学研究科では大半が就職するのに対し、理学・薬学・生命科学研究科では半数近くが博士後期課程へ進学しており、研究職志向が強いことが分かる。一方、文系学部をみると、文・教育学部では30％程度が修士課程に進学し、さらにその約60％が博士後期課程に進学している。法学部は、法科大学院設置（平成15年）後、大学院進学者が増加しており、70％以上の学生が学部卒業後就職する経済学部とは異なった傾向を見せるようになっている。総合人間学部、人間・環境学研究科は、ほぼ理系と文系の中間の特徴を示している。

博士後期課程修了者は、70％以上が就職している研究科が8つある一方で、修了後の進路と就職とが直結していない研究科も4つある（表6－3－①、②）。

表6－1

平成17年度学部卒業者の進路状況

(平成18年5月1日現在)											
	合計	総合人間	文	教育	法	経済	理	医	薬	工	農
進学	1,741	63	66	23	126	39	251	2	72	848	251
	61.5%	47.4%	31.3%	33.8%	30.7%	14.8%	87.2%	1.9%	84.7%	88.1%	83.1%
就職	667	55	108	36	118	194	26		3	82	45
	23.6%	41.4%	51.2%	52.9%	28.8%	73.8%	9.0%		3.5%	8.5%	14.9%
医師国家試験合格・研修医	98							98			
	3.5%							91.6%			
その他	324	15	37	9	166	30	11	7	10	33	6
	11.4%	11.3%	17.5%	13.2%	40.5%	11.4%	3.8%	6.5%	11.8%	3.4%	2.0%
合計	2,830	133	211	68	410	263	288	107	85	963	302

表6－2－①

平成17年度大学院修士課程修了者の進路状況

(平成18年5月1日現在)																
	合計	文学	教育学	法学	経済学	理学	医学	薬学	工学	農学	人間・環境学	エネルギー科学	情報学	生命科学	地球環境	
進学	594	50	23	12	33	136	15	33	68	76	66	7	27	41	7	
	27.8%	57.5%	56.1%	29.3%	37.9%	47.4%	78.9%	37.9%	11.0%	25.6%	42.9%	5.3%	15.0%	54.7%	19.4%	
就職	1,406	18	15	24	42	139	1	47	535	210	54	123	146	31	21	
	65.7%	20.7%	36.6%	58.5%	48.3%	48.4%	5.3%	54.0%	86.9%	70.7%	35.1%	93.2%	81.1%	41.3%	58.3%	
その他※	139	19	3	5	12	12	3	7	13	11	34	2	7	3	8	
	6.5%	21.8%	7.3%	12.2%	13.8%	4.2%	15.8%	8.0%	2.1%	3.7%	22.1%	1.5%	3.9%	4.0%	22.2%	
合計	2,139	87	41	41	87	287	19	87	616	297	154	132	180	75	36	

※「その他」の主な内訳

就職準備、無業者、家事手伝い、帰国留学生、修了後の進路について大学に届け出のない者

表6－2－②

平成17年度専門職学位課程修了者の進路状況

(平成18年5月1日現在)			
	合計	法学	医学
進学	16	5	11
	9.6%	3.7%	33.3%
就職	19	5	14
	11.4%	3.7%	42.4%
その他※	132	124	8
	79.0%	92.5%	24.2%
合計	167	134	33

※「その他」の主な内訳

新司法試験受験者、無業者、修了後の進路について大学に届け出のない者

表 6-3-① 平成 17 年度大学院博士後期課程修了者の進路状況

(平成18年5月1日現在)

区分	合計	文学	教育学	法学	経済学	理学	医学	薬学	工学	農学	人間・環境学	エネルギー科学	情報学	生命科学	地球環境
進学	16	0	1	0	1	12	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	2.1%	0.0%	4.8%	0.0%	2.0%	7.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	2.6%	0.0%
就職	402	14	10	11	16	135	3	13	51	38	7	19	39	37	9
	54.0%	21.5%	47.6%	84.6%	32.7%	83.3%	100.0%	72.2%	32.7%	57.6%	11.1%	70.4%	72.2%	97.4%	90.0%
その他※	327	51	10	2	32	15	0	5	105	28	56	8	14	0	1
	43.9%	78.5%	47.6%	15.4%	65.3%	9.3%	0.0%	27.8%	67.3%	42.4%	88.9%	29.6%	25.9%	0.0%	10.0%
合計	745	65	21	13	49	162	3	18	156	66	63	27	54	38	10

※「その他」の主な内訳

就職準備、無業者、家事手伝い、帰国留学生、修了後の進路について大学に届け出のない者

表 6-3-②

平成 17 年度大学院博士課程（一貫）修了者の進路状況

(平成18年5月1日現在)

	合計	医学	アジア・アフリカ地域研
進学	2	2	0
	1.3%	1.4%	0.0%
就職	124	116	8
	80.5%	82.9%	57.1%
その他※	28	22	6
	18.2%	15.7%	42.9%
合計	154	140	14

※「その他」の主な内訳

研修員、帰国留学生、無業者、
修了後の進路について大学に届け出のない者

【分析結果とその根拠理由】

大学院・専門職大学院への進学率の高さ、論文発表や学会発表における大学院生の研究活動の質の高さ、課程博士授与者の増加、大学院修了後の就職状況を鑑みると、本学がその基本理念で目指す「優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材の育成」が、各学部・大学院の特色を生かしつつ実現され、教育の成果・効果は概ね上がっていると判断できる。

博士学位授与者数がこの 12 年間で大幅に増え、特に課程博士の割合が高まり、またそれによる研究成果が質的にも高く評価されているにも関わらず、進路未定者が多いことは、教育上の問題というより、むしろ研究職ポストの少なさ、需給のアンバランス等によって生じていると言えよう。

表 6－4

博士学位授与者数の推移

	課程博士		論文博士		合計
平成6	323	49.1%	335	50.9%	658
平成7	410	55.6%	327	44.4%	737
平成8	442	54.1%	375	45.9%	817
平成9	511	66.6%	256	33.4%	767
平成10	492	63.3%	285	36.7%	777
平成11	558	66.5%	281	33.5%	839
平成12	579	68.2%	270	31.8%	849
平成13	626	70.6%	261	29.4%	887
平成14	663	69.3%	294	30.7%	957
平成15	680	75.2%	224	24.8%	904
平成16	724	77.7%	208	22.3%	932
平成17	729	80.6%	175	19.4%	904

観点 6－1－5：卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

法人化以前の平成 13 年度、本学では卒業（修了）生や就職先等の関係者を対象として大規模なアンケート調査を行い、その結果は「京都大学自己点検・評価報告書Ⅲ」の第 2 章に「卒業生から見た京都大学の教育」(<http://www.kyoto-u.ac.jp/kikaku/tenken3/contents1.htm>)として纏められている。ここでは本学の教育が卒業後の社会での活動に役立ったかが意見聴取されているが、専門教育や研究活動は役立ったという意見が 70%以上を占めたのに対し、外国語教育が役立ったと答えた者は全体の 29%に過ぎなかった。また、卒業（修了）生の就職先等の関係者を対象とした調査においても、基礎知識や教養を十分身に付け企画力や実行力に優れた人物を輩出しているという意見が大勢を占めたのに対し、英語によるコミュニケーション能力が不足しているという意見が寄せられた。このため、平成 14 年度から始まった 21 世紀 COE プログラム等を活用し、海外との院生交流などを通して大学院生の英語コミュニケーション能力の向上等が様々に図られ、また全学共通教育の英語部会は新しい教育プログラムを策定 (<http://www.z.k.kyoto-u.ac.jp/pdf/link/link0238.pdf>)し、平成 18 年度から高度な学術的言語技能の向上を目指して新しいカリキュラムを遂行している。

【分析結果とその根拠理由】

平成 13 年度の全学の自己点検・評価により、本学の卒業（修了）生の基礎知識や教養、さらには企画力や実行力といった資質・能力について高い評価を得た。一方、英語のコミュニケーション能力に関しては、卒業（修了）生当人及び就職先等の関係者の見解として、十分でないという指摘があった。この結果を踏まえ、学部・研究科等の教育組織毎に学生が身に付けるべき各種の学力の向上を目指し、幾つかの改善が図られている。

本学の教育の成果を判断するための全学的な調査は平成 13 年度以来行っておらず、そろそろ企画・実施する必要がある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

全学共通教育と多様な専門教育それぞれについて、各学部・研究科等の特質に沿って、達成状況の検証・評価システムが構築され、本学の教育成果及び効果の検証と、その結果を教育にフィードバックさせる適切な取組が行われている。その結果、大学院生が国際学会や国際的学術雑誌に筆頭著者として研究成果を発表したり、国内外のフィールドワークで成果を出し、教育の成果や効果が上がっている。また、博士学位授与者数がこの12年間で大幅に増え、併せて大学院生の研究成果が質的にも高く評価されている。

【改善を要する点】

一部の学部では留年率が高いため、改善を要する。

(3) 基準6の自己評価の概要

本学の基本理念には、「教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材」の育成が謳われ、この理念の下に、各学部・研究科等にはそれぞれの学問分野等に配慮して、輩出すべき卒業（修了）者像が明確に定められている。理科系を中心に大多数の学生は学部卒業後に大学院に進学しており、その教育の成果や効果は概ね良好である一方、一部の学部で標準年限以内に卒業できず留年する学生が少なからずいる。卒業（修了）生、及び就職先等の関係者への調査の結果から、教養教育、専門教育及び在学中の研究活動については教育の成果が十分に上がっていると言えるが、実践的な英語教育についてはやや成果が不十分であることが明らかになり、平成14年度以降に大学院教育、全学共通教育の双方で改善がなされている。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-1: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

学部新生に対しては、主として卒業要件等についての学部・学科等によるガイダンスと並行して、高等教育研究開発推進機構による「全学共通教育に係る新生ガイダンス」が行われている。ここでは教養教育・専門基礎科目・語学等の全学共通科目全般の履修について説明が行われている。学部在学学生については、前年度末から4月初旬に、当該学年配当の専門科目及び分属等についてのガイダンスが行われる。分属の時期・方法及び条件は学部によって異なるが、2年次あるいは3年次に分属を行う学部・学科等では、必要に応じて各セメスター毎に、分属に必要な単位数や条件等の説明がカリキュラムに沿って行われている。

大学院研究科等においても、新生を対象としたガイダンスが主に専攻単位で実施され、修了要件等を中心に説明が行われている。法学研究科のようにこのガイダンスを利用して論文執筆についての説明を行う部局もある。大学院では研究指導のための指導教員が学生毎に決められるが、専門性の高い科目等の選択についての説明は指導教員により行われることも多い。

【分析結果とその根拠理由】

学部・大学院研究科等とも、新生及び在学学生に対する科目履修や専門分野の選択についての必要なガイダンスは、それぞれの部局の事情に応じて適宜実施されている。例えば、薬学部の自己点検・評価によれば、進路決定についての情報提供を徹底に行ったところ、留年者が減少したことが報告されている。また情報学研究科では、学生アンケートにより修了要件の説明が分かりにくいとの指摘があったため、ガイダンス担当者についての研修も図られている。

このように本学では、各種のガイダンスは学部・研究科等の事情に沿って適切に実施され、ガイダンスの効果の検証やガイダンス自体の改善も学生のニーズに基づいて行われており、本学では必要なガイダンスが適切に実施されていると判断される。

観点 7-1-2: 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

学部新生は学部・学科等を単位として50人程度のクラスに分けられており、殆どの学部において各クラスにクラス担任が置かれ、学生が教員の助言を受けやすい制度が導入されている。また大学院研究科等ではチューター制を導入する部局もある。オフィスアワーの設定については、教育学部・同研究科や経済学部・同研究科等が部局として取り組んでいるほか、高等教育研究開発推進機構の全学共通教育教務情報システム（KULASIS）では、約200名の全学共通科目担当教員のオフィスアワーが登録されている（表7-1）。このほか電子メールはKULASISと各部局で活用され、教員のオフィシャルメールアドレスは学生に周知され、学生が教員に直接的なコンタクトを取りやすい環境が作られている。

このほか国際交流センターは、主として留学生を対象に、オフィスアワーを設定して学習相談等に応じている。また薬学部・同研究科は新生を対象とした宿泊形式の研修制度を導入し、きめ細かな助言体制を導入している。医学部・同研究科では医学教育推進センターに相談室を設け、専任の教員が常時対応する体制がとられている。

表 7-1

各学部・研究科等の担任・チューター制とオフィスアワーの状況

【学部】										
学部	総合人間	文	教育	法	経済	理	医	薬	工	農
クラス担任・チューター制	○	○	○	×	×	○	○(一部学科)	○	○(一部学科)	○(一部学科)
オフィスアワーの設定	×	×	○	×	○	×	×	×	○(一部学科)	○(一部学科)

【研究科等】										
研究科	文学	教育学	法学	経済学	理学	医学	薬学	工学	農学	人間・環境学
チューター制等	×	○(指導教員、留学生用学生チューター)	○(一部専攻)	○	○	○	○(留学生対応)	×	○(外国人留学生チューター)	○(一部留学生)
オフィスアワーの設定	×	○	○(一部専攻)	○	○	○(一部専攻)	×	×	×	×

研究科	エネルギー科	アジア・アフリカ地域研究	情報学	生命科学	地球環境学	公共政策	経営管理
チューター制等	○	○	×	○(指導教員制)	○	○	○
オフィスアワーの設定	×	×	×	×	○	×	○

【分析結果とその根拠理由】

学部新生が配属される“クラス”には多くの学部で担任が配置されているが、その活用は学部によって異なる。オフィスアワーは表 7-1 の通りの部局の対応の他に、高等教育研究開発推進機構に約 200 人の全学共通科目担当教員のオフィスアワーの登録がある。電子メールの活用も含め、全ての学部・研究科等には学生への相談・助言体制が整備されており、履修相談の他、専攻の選択や就職を含む進路相談に対応している。ただし、これらの助言制度だけを切り離した適切性の検証は難しく、客観的なデータによりこれらの制度の適切性を自己点検・評価している部局はアジア・アフリカ地域研究研究科のみである。また法学部では学生の自主性を尊重する観点から、学生が教員にコンタクトをとる制度は多様に導入されているが、教員が学生にアプローチする体制は控えている。以上を総合し、学生への学習等に関する助言制度は、各部局の事情に沿って多様に導入され、概ね有効に機能していると考えられる。

観点 7-1-3： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

学生のニーズの把握は、学習支援・生活支援に関わらず、担任制やチューター制を導入している学部ではこの制度等を通して、大学院研究科等では学生と教員の対話を通して、また部局によっては学生組織である学生自治会等と教員との意見交換や交渉を通して、経常的かつ組織的に行われている。さらに、ほとんどの学部・研究科等ならびに学生部では種々のアンケートを適宜実施し、さらに法学研究科ではいわゆる“目安箱”も設置し、学生のニーズの把握に努めている。国際交流センターでは非常勤講師へのアンケートを行い、留学生のニーズを間接的に把握する方法をとっている。

【分析結果とその根拠理由】

各学部・大学院研究科等はそれぞれの組織の実情に即し、学習を含む様々な支援に関する学生のニーズを汲み上

げる取組を組織的に行っており、学習支援に関する学生のニーズの把握の取組は概ね適切であると判断される。

観点 7-1-4： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 7-1-5： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

留学生に対しては、各学部・大学院研究科等とも、チューター制の導入、国際交流室の開設、留学生担当教員の配置等その支援に組織的に取り組んでいる。また、本学の国際交流センターでは初級日本語フォローアップクラスの設定、日本語教科書（書籍・電子メディア）等の貸与等により、留学生の日本語学習への支援を行っている。障害のある学生への支援は、当該部局においてノートテイク制度の導入や職員による教室間移動の補助、授業担当教員や教務委員の連携等の対応を行っている。また、全学体制としては身体障害学生相談室が設置されている。大学院の社会人学生については、平素の勤務様態と研究内容を総合的に考慮し、研究指導を週末に行うなどの対応が指導教員の判断によって行われている。

【分析結果とその根拠理由】

留学生については、各学部・研究科等と国際交流センターにおいて様々な取組がなされており、一定の学習支援体制はとられていると考えられる。障害のある学生に対する支援は、該当する部局等で教室間の移動、授業聴講に必要なサポート等、適切な対応がとられていると考えられる。以上を総合し、特別な支援の必要な学生への学習支援は、当該学生が本学で学習をする上で大きな支障がないよう、適切に行われていると考えられる。

観点 7-2-1： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

本学の基本理念では学生の自学自習が促され、その実現のための環境整備は大学全体の取組の他にも各部局がその学問分野の特性に応じて行っている。学部学生について言えば、自習室の確保には部局による差はあるものの、部局及び全学の図書室までを合わせるとパソコン等も利用できる自習用スペースが必要に応じて確保されており、

また、いずれの部局でも授業等に支障がない範囲で、演習室や教室を学生が自主ゼミやミーティングで利用できるように便宜を図っており、自主学習のための環境整備に配慮している。特に附属図書館は全学対象の施設としてかなり充実しており、自習スペースを含む閲覧室の利用時間は夜間や土曜日にも拡大している。大学院研究科等では、所属する専攻あるいは配属先の研究室に概ね自習用スペースが確保されており、さらに殆どの部局でパソコン等の情報メディア環境も整っている。なお、情報機器については学術情報メディアセンター及びそのサテライトにおいて、学生が自由に利用できるコンピュータが1,125台稼働している。

【分析結果とその根拠理由】

自主学習のための環境は全学及び各学部・研究科等とも総じて整備され、効率的に利用されており、本学の基本理念の実現を支えている。その環境整備の状況を学生アンケート等により検討している薬学部・同研究科やエネルギー科学研究科等のデータを見ると、学生も概ね満足していることが見てとれる。特に高等教育研究開発推進機構ではCALL（Computer-Assisted Language Learning）システムを導入し、約8,800人を越える履修者が英語の再履修等の自習に利用し、TAの支援も受けながら、このシステムが有効に利用されている。以上を総合し、本学の基本理念の自学自習を実現できるよう、様々な自習環境が十分に整備されていると判断される。

観点 7-2-2： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

サークル活動の支援には専ら学生部が対応しており、学生部公認団体は148団体を数える。この他にも様々な自主的な学生サークルが活動している。課外活動施設の維持・管理や活動のための各種経費（施設等の管理費や指導謝金など）として、平成17年度は5,594万円、18年度は8,027万円（施設等の管理費や指導謝金等）を支出した。施設、設備の老朽化への対応には学生部の改修計画に沿って順次実施している（例、平成18年度、琵琶湖のボート部艇庫及び合宿所の新築）。部局単位の支援の例として、医学部医学科には学部が独自に公認する25の団体があり、同窓会の援助に基づく支援を行っている。法学部では法律相談部等の法律系サークルに施設の利用面のみ便宜を図っている。

学生自治会が存在する部局では、自治会と部局との協議により、活動のための部屋の貸与等の便宜が図られている。高等教育研究開発推進機構は「学生の課外活動のための施設利用に関する申し合わせ」を定め、一定の条件を満たす団体には授業に支障のない限り、365日24時間、教室等の施設利用の便宜を図っている。

この他にも、毎年11月に開催される大学祭の「11月祭」の支援を行っており、平成18年度は約200万円を支援経費として支出した。

【分析結果とその根拠理由】

他大学での支援等と比較した検証は行っていないが、学生のサークル活動等についての学生からのニーズには学生部や関係部局が真摯に対応しており、学生の課外活動への支援は概ね適切に行われていると考えられる。

観点 7-3-1： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備さ

れ、機能しているか。

【観点に係る状況】

学生の健康管理は保健管理センターが対応し、定期健康診断ならびに診療活動を行っている（診察は無料、薬剤や検査は実費）。また学生生活一般についての相談には学生センターが対応し、ハラスメントや心理的な内容も含めた個人的な相談についてはカウンセリングセンターが対応する体制が整っている（表 7-2）。キャリアサポートセンターは平成 13 年に設置され、学生の進路・就職、キャリア形成に関する様々な支援を行っている。平成 18 年度には求人情報検索システムを稼働させ、メールマガジンの配信を開始した。

表 7-2

保健管理センター及びカウンセリングセンターの年度別診療・相談件数（延べ件数）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
保健管理センター（診療）	12,620	11,483	10,699	9,685	9,381
カウンセリングセンター（相談）	4,533	4,708	4,594	4,791	5,212

各種ハラスメントには、全学及び各学部・研究科等がその防止に向けての努力を重ねると共に、全学と各部局に相談窓口を設置し、カウンセリングセンターとも協力しながら対応にあたっている。

【分析結果とその根拠理由】

学生の平素の生活・健康管理・ハラスメントや心理的相談・進路支援等に対応する組織と制度は整っており、相談・助言体制は十分と判断できる。留学生に対しては国際交流センターの窓口でも対応し、必要な助言を行っている。理科系学生の就職については、学科・専攻単位で企業と連携する学校推薦の制度もあり、特に工学系の就職についてはこの制度は大いに機能している。

観点 7-3-2：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

学生部では学生支援のための基礎データを作成するため、経常的に学生生活実態調査（昭和 28 年より実施）を行い、学生生活の実態の把握に努めている。また、各学部・研究科等では、観点 7-1-3（学習支援のニーズの把握）の取組の中で、学生の種々のニーズの適切な把握を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

観点 7-1-3 と同様に、生活支援等についての学生のニーズの把握は適切に行われていると考えられる。特に経済学部・同研究科では平常のアンケート調査に加えて、生活支援等についての学生ニーズ調査を不定期（前回は平成 17 年度末）に行うなどの努力をしている。

観点 7-3-3：特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援

等行われているか。

【観点に係る状況】

観点 7-1-5 の学習支援の調査と連携しながら、留学生については国際交流センターが、障害者については身体障害学生相談室が、各学部・研究科等と連携を取りながら支援を行っている。具体的には、留学生には一般的な生活支援の他に奨学金等申請に係る助言と指導も行っている。また身体障害のある学生には、食事、トイレの介助、ベッドメイク、構内移動等の日常生活の支援も行っている例もある。

【分析結果とその根拠理由】

特別な支援が必要な学生には、国際交流センター及び身体障害学生相談室が各学部・研究科等と連携を取りながら対応している。一般的な生活支援についての本学の制度とあわせて、対応が可能な範囲で適切に支援を行っていると考えられる。なお、本学の基本理念に底流する“自主性”の精神から、留学生同士のサポートネットワークが形成されつつあり、後輩留学生を指導する留学生も現れ、本学の留学生支援体制の側面からの強化となっている。

観点 7-3-4： 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

授業料・入学料免除制度、各種奨学金制度（日本学生支援機構奨学金、地方公共団体奨学金、民間財団等奨学金）については、本学のホームページ（http://www.kyoto-u.ac.jp/student/04_hiyo/jugyo.htm，http://www.kyoto-u.ac.jp/student/04_hiyo/syogaku.htm），学生センターの掲示、各学部・研究科等のガイダンス等により、十分な周知が行われている。日本学生支援機構奨学金については一種、二種を含めて、学部学生では申請者の 86%（総学生数の 25%），修士課程申請者では 93%（総学生数の 47%），博士課程申請者では 98%（総学生数の 40%）に貸与されている。授業料免除は、全額・半額免除を合わせて、学部学生では申請者の 78%（総学生数の 5%），修士課程では 78%（総学生数の 22%），博士課程では 83%（総学生数の 41%）に実施されている。なおこれらの数字には、私費留学生分も含まれている。

ただし、学生寮については問題があり、寮の老朽化等改善が必要な状況になっている。学生寮の管理については本学の基本理念に底流する“自主性”を重視する観点から自治的運営となっているが、大学が責任をもって管理する体制とは言い難く、学生に十分支援し得る状況とは言えない。留学生に対する国際学生寮は、部屋数が必要数に比べて不足しているという問題がある。

【分析結果とその根拠理由】

授業料免除、奨学金、緊急時の小口短期貸与に関する体制が全学的に整備されており、各種奨学金の推薦も含めて、経済面の援助が必要な学生に対して概ね適切な援助が行われていると判断される。ただし、応募者数に比して免除を受けられる学生の数が限られており、十分とは言えないと判断している学部もある。特に、大学院生が勉学を継続するためには、諸外国の制度等も考慮すると、授業料免除や奨学金のさらなる充実が強く望まれる。また、留学生支援のための経済的な支援も、一層の充実が望まれる。学生寮は、建物の老朽化対策と管理運営の在り方等の点で、改善が必要と考えられる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

留学生に対しては単なる支援を越えたきめ細かい対応が行われており、留学終了後も本学及び本学の留学生間のコミュニケーションを促進するためのニューズレターが帰国者にも送付されている。さらに、教員組織として「国際交流後援会」が設立され、教員の会費によって自主的に運営されている。

経済面での支援では、一般的な奨学金制度や授業料免除の他に、緊急時の小口短期貸与の制度も導入されている。

【改善を要する点】

学生寮については老朽化した施設の改修や管理運営体制の再検討、国際学生寮の拡大等、学生に大学が十分な支援を行い得る体制を充実させることが望まれる。また、大学院生や留学生が勉学に専念するためには、授業料免除の拡大や奨学金等の一層の充実に向けた努力が望まれる。

(3) 基準 7 の自己評価の概要

学生支援の基礎となる学生のニーズの把握については、学習面・生活面を含め、学生部と各学部・研究科等が協力して経常的なアンケート調査等を行っている。さらに TA からの報告、少人数教育の際の学生と教員の日常的な懇談、留学生センター等の調査も加え、様々な角度から学生の多様なニーズを把握する取組が行われている。これらのニーズの把握と分析に基づき、学生の学習支援や生活支援についてのきめ細かな制度や組織が整備され、自己点検・評価による検証を行いながら適切な活動を行っている。また、履修や分属、専門分野の選択に必要な教員の助言制度も、各種ガイダンスの実施、クラス担任制、オフィスアワーと多様に実施されており、それぞれの学部・研究科等の事情に沿って適切に機能している。また、健康管理やハラスメントの相談、心理的相談に対応する体制も十分に整っている。

本学では基本理念において自学自習が促されているが、これを支えるための自習環境の整備も進んでおり、特に附属図書館は夜間や休日にも利用できるように便宜が図られている。また、留学生に対しては多様な支援プログラムが用意されていると共に、有志教員が国際交流後援会を組織し、大学の組織的支援を教員の個人的支援として側面から支えている。

学生寮については寮の老朽化や管理運営上の問題、国際学生寮の拡充など解決すべき課題が見られる。

以上を総合し、学生寮の課題を除いては本学の学生支援体制は組織的に十分機能しており、概ね適切に機能していると判断できる。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-1 : 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の校地は国内外の 186 ヶ所に位置し（別添資料 8-1-1-①）、総面積は約 2,600 万㎡（借地等約 2,300 万㎡を除く）に及び、その用途別分類は表 8-1 の通りである。

表 8-1

用途区分別土地面積

用途	校舎他	屋外運動場	寄宿舍	実験実習	職員宿舍	合計
面積(万㎡)	154	12	3	2,408	9	2,586

建物面積は約 116 万㎡であり、そのうち約 72%は教育・研究施設であり、その用途別分類は表 8-2 の通りである。昭和 56 年以前の旧耐震基準により建築された建物が約半数を占めており、現在は本学の耐震化推進方針に基づき順次耐震化を進めている（別添資料 8-1-1-②）。また、学部・研究科等（高等教育研究開発推進機構・学術情報メディアセンターを含む）の教育研究施設を分類すると、概ね表 8-3 の通りとなる。

表 8-2

用途区分別建物面積

用途	教育・研究施設	図書館	体育施設	支援施設	宿泊施設	附属病院	管理施設	設備室等	合計
面積(万㎡)	83	3	1	3	7	11	2	6	116

表 8-3

用途カテゴリー別教育研究施設

用途カテゴリー	講義	演習・ゼミ	実験・実習	研究	その他	計
部屋数	250	209	1,725	1,503	12,979	16,666
面積(万㎡)	3	1	10	6	33	53

施設・設備のバリアフリー化については、順次整備を行う一方、特に障害者が入学予定の場合には関係利用施設について優先的整備を進めている。最近の具体的な実績としては、保健管理センター、学術情報メディアセンター北館、法経済学部本館、理学部 5 号館等にてバリアフリー化を行った。

別添資料 8-1-1-①

国立大学法人等施設実態調査（京都大学団地所在地、京都大学施設案内図）

別添資料 8-1-1-②

京都大学耐震化推進方針〔概要〕

【分析結果とその根拠理由】

土地面積（約 2,600 万㎡【借用地は除く】）は、大学設置基準第 37 条の規定により算出される必要な面積（約 15 万㎡）を大幅に上回っており、建物面積（約 116 万㎡）についても大学設置基準第 37 条の 2 で規定される必要な面積（約 15 万㎡）を大幅に上回っている。講義、演習、実習・実験等、全ての教育課程に対して、そのための教室や施設が不足することなく割り当てられ、その利用率の平成 18 年度平均は、全学共通教育用施設では全体で 54% となり、例えば理学部・理学研究科での共同講義室では約 75% になっている。また総合大学に相応しい図書館、運動場、体育館等も整備されている。以上のことから、本学の教育施設・設備が十分に整備され、その利用率から概ね有効に活用されていると判断できる。施設・設備のバリアフリー化への配慮は進行中のものも含めて、適切になされている。

観点 8-1-2： 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学の情報ネットワーク基盤「学術情報ネットワークシステム (KUINS)」は情報環境機構が一元的に整備、運用に当たっている。KUINS は対外接続の柔軟性を重視した KUINS-II と、安全性を重視したギガビットネットワークシステム KUINS-III の 2 系統からなり、同機構が全学に総計 19,200 を超える情報コンセントを設置して運用している。またオープンスペース及び学生・留学生用宿舍等 14 地点に無線 LAN のアクセスポイントを設けている。不特定の人がアクセスできる情報コンセント・無線 LAN については、利用者認証を行った上で、暗号化による安全性の高い接続を提供している。吉田・桂・宇治の 3 キャンパス間は 10 ギガビットイーサネット等により高速接続し、高品位映像による遠隔講義も可能となっている。また、本学の基本理念に謳われる自学自習を支援するため、授業・自習用の PC 端末を学内に 1,125 台配置している。全学生・教職員は、各部署の定める手続きにより電子メールの利用や学内ネットワークへの接続が可能になっている。また全学規模の学務処理のための「全学共通教育教務情報システム (KULASIS)」も運用され、現在は全学共通教育のために利用されているが、シラバス閲覧、履修登録、採点登録、学生向け教務情報の提供等を行い、学生の携帯電話からのアクセスも可能とし、学生の利便性を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

全学の教育用コンピュータシステムには学部学生の 97%、大学院生の 79% が登録・利用している。（大学院生の登録率が学部学生より低いのは、大学院生は所属する研究科や研究室等の計算機環境を利用することが多いためである。）コンピュータネットワークを利用し、時間と空間の制約を受けない自律学習型外国語学習システム CALL の導入も図られている。学生の自習活動支援では、各自のコンピュータの学内ネットワークへの接続も重要であるが、これに関しては認証・暗号化による接続 (PPTP 接続) が月間で 2 万件に達し、有効に活用されている。全学共通教育教務情報システム (KULASIS) は、学生のアクセス件数が最高で 1 日で 24 万件に及ぶ。これらの状況から情報ネットワークは適切に整備され、有効に活用されていると考える。

観点 8-1-3： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。**【観点に係る状況】**

講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習あるいは語学学習のための諸施設は、各学部・研究科等の特性に応じて運用されており、その利用規定等は各部局の実情に沿って構成員に周知されている。情報環境機構が運用する情報ネットワークサービスの運用方針と利用規程は明確に規定され、同機構のホームページに掲載され、周知が図られている。特に学生に対しては教育用コンピュータの利用登録時に講習会の受講を義務付けている。留学生等のためには英語での利用登録講習を行っている。附属図書館及び部局図書館(室)はそれぞれ利用規程を明確に定め、閲覧スペースに常時備え付けると共に、「学生便覧」(http://www.kyoto-u.ac.jp/notice/05_kohou/kohho_binran.htm) やホームページにも掲載して周知している。

【分析結果とその根拠理由】

教育のための各種の施設・設備の使用規定は、管理する部局によって実情を踏まえて用意され、便覧やパンフレットへの掲載とホームページ等により、広く周知されている。特に情報ネットワークや附属図書館の利用等は、新入生のガイダンス等も利用して周知している。情報ネットワークの利用心得には、本学の基本理念を尊重して情報倫理に相当する内容も含まれており、利用者には利用心得への署名を求めてその意識の高揚を図っている。

以上より、施設・設備の運用方針は明確に規定され、構成員に周知されていると判断される。

観点 8-2-1： 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。**【観点に係る状況】**

全学で約 615 万冊の図書資料を所蔵し、附属図書館及び 50 余の部局図書館(室)で運用している。全学の図書委員会・選書委員会による系統的網羅的な選書により、年間約 15 万冊の資料を受け入れている。他大学から文献複写を受け付ける件数は本学から依頼する件数の 2 倍以上あり、所蔵資料の充足度は高い。また、学生用希望図書申込制度により、学生の希望に応じて選書するシステムも導入している。雑誌の所蔵タイトル数は 86,682 種であり、また、電子ジャーナルとして 18,863 タイトルが利用可能になっている。資料の目録情報については、コンピュータで検索可能な電子データへの遡及入力事業として、国立大学法人の第一期中期計画で 210 万冊の入力計画があり、順調に進行中である。貴重な古典籍等の電子化も進め、総資料数 3,357 点、44 万枚に及ぶ画像データが学内のみならず国内外から大いに利用されている。また、学内いずれの図書館(室)でも複写機を利用できる学内文献複写料金相殺制度や、学内現物貸借配送システムにより、利用者の便宜を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

キャンパスが広く遠隔地にも分散していることから、附属図書館の他にも分散型図書館体制をとって利用者の利便性を高めている。図書館機構が平成 18 年 4 月に発足し、電子ジャーナル、データベース、遡及入力、学生用図書充実、貴重資料の修復等の全学的図書関連事業を進め、資料検索回数は年間 200 万件を数えている。また附属図書館及び一部図書館(室)は夜間や土日に開館し、学生の自学自習を支援している。附属図書館及び総合人間

学部図書館の年間延べ入館者数及び貸出冊数は、それぞれ 77 万人、16 万人、14 万冊、7 万冊であり、図書館設備、資料は十分活用されていると判断できる。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

コンピュータウィルスや不正アクセス等、安全なネットワークへの要求が深刻化する中で、安全性を重視したギガビットネットワーク KUINS-III を整備して、多くのエンドユーザが安心して利用できる情報ネットワークを提供している。また、図書館資料は約 615 万冊で、年間約 15 万冊が増加し、充実した教育研究資料が整備されている。

【改善を要する点】

耐震補強が必要な建物面積が約 30 万㎡（平成 19 年 3 月現在）あり、早急な整備（耐震化）が望まれる。

（３）基準 8 の自己評価の概要

京都大学の土地は国内外の 186 ヶ所に位置し、その面積は約 2,600 万㎡（借地等約 2,300 万㎡を除く）に及ぶ。また建物面積については約 116 万㎡あり、そのうち約 72%が教育研究施設である。講義、演習、実習・実験等、全ての教育課程に対して、そのための教室や施設が不足することなく割り当てられていると共に、総合大学に相応しい図書館、運動場、体育館等も整備されている。また、バリアフリー化を順次進め、障害をもつ人への配慮も着実に進んでいると判断できる。

情報ネットワークに関しては情報環境機構が中心となり、安全性を重視したギガビットネットワーク KUINS-III を構築・運用しており、学内の 1 万箇所を超える接続点から利用が可能になっている。また、学生の自学自習を支えるため、1,125 台の PC 端末を学内に展開し、本学の教育ニーズを満たす情報ネットワークは効果的に整備されていると判断される。

図書館機構については、本学は蔵書数約 615 万冊（国内第 3 位）を誇り、毎年約 15 万冊に及ぶ新規資料を幅広い分野にわたり収集しており、教育研究環境として非常に恵まれている。電子ジャーナルやデータベースの充実、学生用図書充実、貴重資料の修復等の全学的図書関連事業が推進されており、図書館機構の充実は経常的に図られている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-1 : 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

教育活動に関わる情報の収集・蓄積等は、学部・研究科等のほか学生部を中心とする大学事務本部及び高等教育研究開発推進機構において、それぞれの必要・事情に応じて行われ、学部・研究科等では、教授会等の責任の下に、教務掛等の事務が協力・補佐して実施されている。蓄積される情報は学校基本調査や入試等の経常的な基礎データの他、カリキュラム改善のための情報や自己点検・評価等の際に必要な情報で、場合によっては関係する他部局等とも連携して、その収集を行っている。その具体的な内容は、学生に関しては履修状況・学習成果（含む、学位論文・進路等）等が、また科目に関しては担当教員・シラバス・履修状況・授業評価結果等が挙げられる。さらに工学部・工学研究科等では、JABEE への対応のため、関連する授業のテキストや資料、試験及びその答案等も蓄積対象としている。

収集された情報は個人情報を含むものは厳重に保管される一方、必要に応じて整理・分析され、部局便覧あるいは自己点検・評価報告書等の形で公表され、教育状況の把握や部局の意思決定のための基礎資料とされている。

【分析結果とその根拠理由】

教育活動に関わる基礎的な情報収集と蓄積は、各学部・研究科等、学生部及び高等教育研究開発推進機構等において積み重ねられており、必要に応じて整理・分析の上で各種印刷物等を通して公開と共有が図られている。これらのことから、教育関係の情報収集・蓄積は、本学の教育の円滑な推進のために適切に行われていると判断される。

観点 9-1-2 : 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点到係る状況】

学生からの意見聴取は、授業アンケート、各種の学生意識調査、学生自治会との連絡や少人数科目における教員と学生の懇談等を通じて、学部・研究科等の特性及び必要に応じて適宜行われている。

殆どの学部・研究科等で行われている授業アンケートは、当該部局の特色を尊重して全学的なフォーマットは定められておらず、評定項目、自由記述項目等の比重や内容も部局毎に異なっている。ただし、大学院研究科等では、授業等についての平素の意見聴取は少人数のセミナー等を通してできるため、授業アンケートはカリキュラム改定の際に限って行われることが多い。また大学全体としては「総長キャンパスミーティング」が開催（平成 18 年度は 5 回実施）され、学生が総長に自由に意見を直接述べる機会を設けている。この他、高等教育研究開発推進機構が学部 2 年次への進級時に実施している全学共通教育に関するアンケート等も、重要な学生からの意見聴取として挙げられる。

これらのアンケート等は実施主体によって整理され、必要に応じて部局の自己点検・評価書等に掲載されるほか、それらに基づいたシンポジウム・報告会等を開催して教育活動の点検機会を持つ場合もある。

【分析結果とその根拠理由】

学部・研究科等の状況に応じて、種々の授業アンケート、教育全般に関わる学生意識調査等が行われ、経常的かつ組織的に学生意見の収集が図られていると共に、総長が学生と直接対話するシステムも導入されている。授業アンケート等は整理した上で、原則的には担当教員にフィードバックされ、その他の調査も全体的な結果は公開あるいは自己点検・評価の基礎データとしての活用が図られている。また卒業研究や大学院等の少人数セミナーの機会に教員と学生が懇談しながら意見聴取が図られることもあり、これらは本学の教育全般に対する学生の忌憚のない意見を聴取する重要な場になっている。以上のことから、学生の意見の聴取は経常的に適切に行われ、教育の状況に関する自己点検・評価に反映されていると判断される。

観点 9-1-3： 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点に係る状況】

学外からの意見等は、卒業生、非常勤講師、共同研究者、就職先等関係者等からの直接の聞き取りや、卒業生等を対象とする各種アンケート調査、あるいは、外部評価等を通して実施されている。本学では大学院修了後に大学教員・研究者となる者が多く、また、非常勤講師や共同研究者として本学の教育研究活動に関与する機会も多いことから、このような繋がりを通して教育の状況に関わる情報や課題等を収集する事例も多い。また、大学院生から TA の経験を通して、学部教育の状況や課題に関わる情報が得られることも少なくない。更に、部局によっては医学部・薬学部及び工学部の諸学科のように、同窓会組織を活用して情報収集を図る場合もある。

これらの学外者からの意見のデータベース化の状況は部局によって異なるが、部局の自己点検・評価報告書の中にその一部は取り入れられる一方、学生の就職活動の上での参考情報として活用されている。

【分析結果とその根拠理由】

学外からの意見聴取は、卒業生調査、就職先人事担当者への調査、外部評価等の様々な形により、各学部・研究科等の状況に応じて積み重ねられており、その内容は自己点検・評価の基礎資料として役立てられた実績がある。以上のことから、学外からの意見聴取は適切に実施されており、自己点検・評価等にも反映されていると判断される。

観点 9-1-4： 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点に係る状況】

国立大学時代には京都大学評価委員会規程に則り、平成 13 年度から平成 15 年度の間に、主題を定めた全学的な自己点検・評価が行われた（表 9-1）。これらの評価結果は冊子体により広く公開されると共に、評価結果のフィードバックとして各種の改善が図られている。例えば平成 14 年度の「学生サービス」に係る自己点検の結果、学生の要望に応えるために教務系の事務窓口を昼休み中にも開くことになった。また、平成 15 年度の「入学試験」に係る自己点検の結果、平成 19 年度入試からは後期日程入試において殆どの学部では募集定員を 0 とし、入学試験の適正化が図られている。

表 9－1

京都大学自己点検・評価のテーマ

年度	テーマ
平成13年度	教育・研究と社会、国際交流
平成14年度	学生支援・学生サービス
平成15年度	入学試験

教育状況を把握するための各種調査結果は、殆どの場合、適宜分析も含めて報告書として纏められ、教職員等への周知が図られると共に、ファカルティ・ディベロップメント（FD）のための基礎資料として活用されている。最近では、情報教育に関する学生意識調査に基づき、全学共通科目における「情報」関係科目のカテゴリー化が行われた。また理学部では、在学生の追跡調査を分析し、進級制度の見直しが行われた。

【分析結果とその根拠理由】

各学部・研究科等の自己点検・評価書に見られる通り、収集されたデータに基づく評価により、教育の質の向上・改善や教育課程の見直し等が継続的に実施されている。また、その成果の一端として、特色ある大学教育支援プログラムや大学院教育イニシアティブが採択された学部・研究科等もある。以上から、収集された教育に関わる情報は適切にフィードバックされ、具体的な教育の見直しに活用され、殆どの学部・研究科等で評価と改善というサイクルが円滑に回ってきていると判断される。

観点 9－1－5： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図ると共に、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

評価結果に基づく授業改善は、殆どの学部・研究科等では、個々の教員の個人的な努力に委ねられている。しかしながら、学生による授業評価を実施する部局のデータを見ると、教員の「熱意」に対する評価は概ね高く、個人差はあるものの、本学の教員の一般的な傾向として継続的な授業改善及び向上を行っている判断される。なお、医学部医学科では個々の教員名も挙げた形式で授業評価を行って、部局として教授技術等の改善に取り組んでおり、地球環境学堂では授業アンケート結果等に基づく改善報告書の部局長への提出を求めている。

これらの個々の教員によって行われてきている工夫や改善の事例は、各種の教育シンポジウムや「FD 研究検討委員会」を通して、全学的な情報交換と共有化が図られている。

【分析結果とその根拠理由】

教員の授業の改善努力には個人差はあるものの、教育改善に係る各種のシンポジウム等での事例紹介や学生による授業評価を総合すると、プリント教材の充実や電子化教材等の充実も含め、個々の教員の授業改善の努力は継続的に行われていると考えられる。

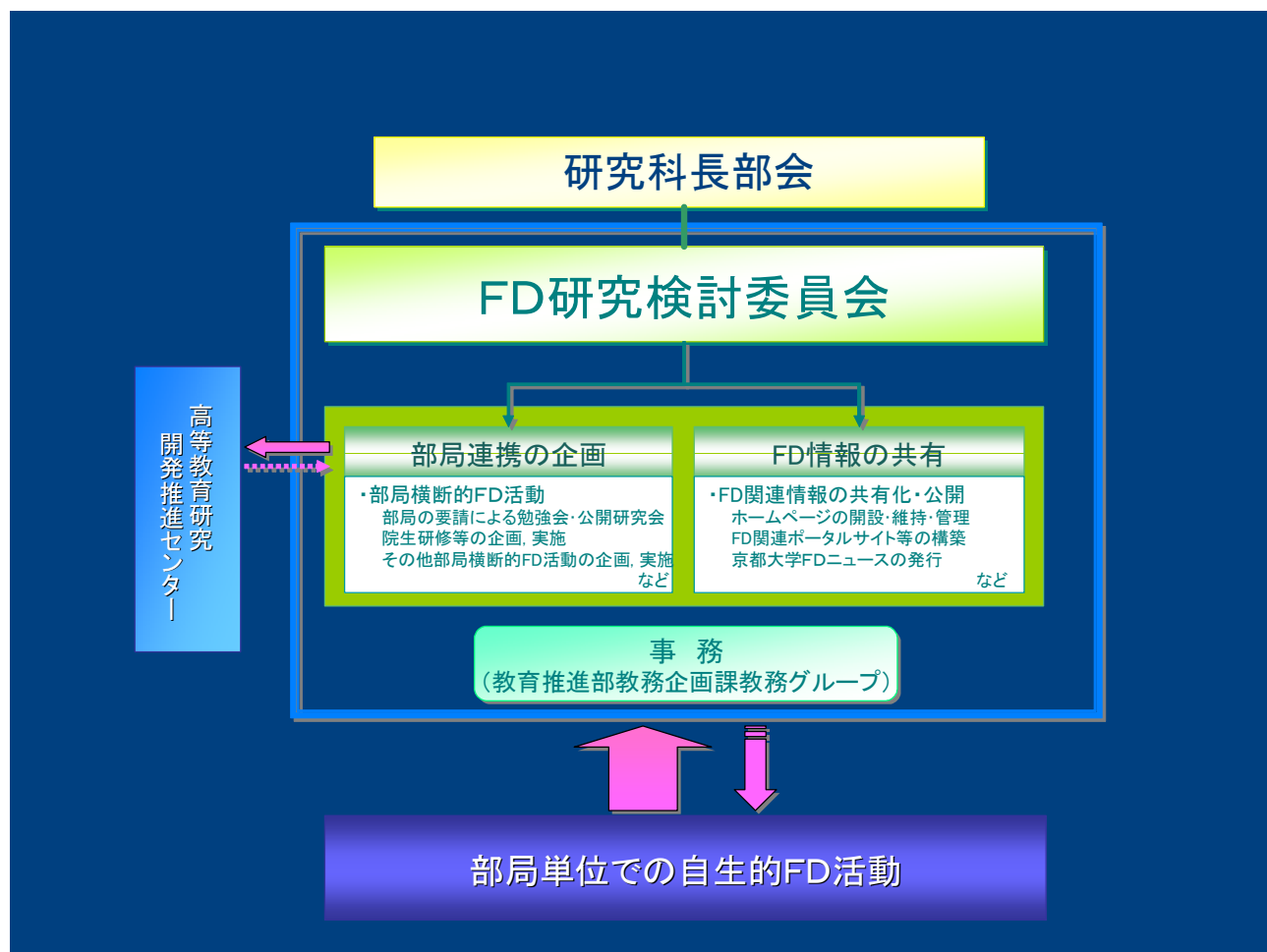
観点 9－2－1： ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

【観点に係る状況】

本学ではFD への組織的な取組は十分とは言えず、これまでは学部・研究科等の事情に応じて、自主的にFD の取組が企画・実施されるに留まっていた。しかし平成 18 年 12 月に全学的な視点から各部局のFD 活動の情報を交換するため、「FD 研究検討委員会」が組織された（図 9－2）。

図 9－2

FD 研究検討委員会の位置づけ



各学部・研究科等における授業アンケートや各種調査等を活用した教育の質の維持及び向上の取組は、各部局に任されてきた。今後は当該部局での対応に加えて「FD 研究検討委員会」での全学的な意見交換が進み、本学における組織的なFD のスタイルが定着していくものと考えられる。なお、全学的なFD を一つの目的とした研修機会として「全学教育シンポジウム」が200 人を超える教職員を集めて総長裁量経費により毎年開催され、総長・理事も出席して行われている。ここでの意見交換は総長を含む役員会の判断材料の一つにもなっており、大学全体の教育の質の改善・向上にも反映されている。例えば、平成 15 年の本学の基本理念の制定は、この全学シンポジウムでの意見交換が一つの契機となっている。

組織的なFD の推進にはFD についての基礎研究の積み重ねも必要であり、高等教育研究開発推進センターにおいては、公開研究会（毎回平均 25 名程度の参加）や 500 名を超す参加者の「大学教育研究フォーラム」を毎年継続的に開催している。

【分析結果とその根拠理由】

京都大学の全学的なFD活動は平成18年度の「FD研究検討委員会」の発足により、その適切な実施に向けて組織的に着実に進んでいる。また、「全学教育シンポジウム」では教職員から本学の教育の質の向上のための様々な意見が出され、そのいくつかは総長を含む役員会でも検討されている。従って学生・教職員のニーズに沿ったFDの組織的な取組は、ゆっくりではあるが着実に進んでおり、組織としても適切な方法でFDを実施する方向に改善が進んでいると判断される。

観点9-2-2： ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

各種の学生アンケート等に基づき、AV機器の導入、リレー講義の連携強化、実地研修やグループ討議の導入、教材等のインターネット配信等の他、化学実験や英語教育における授業改善事例がFDの事例として報告されている。各部局ともその自己点検・評価において、FD活動の取組に対する改善も指摘している。

【分析結果とその根拠理由】

学部・研究科等の自己点検・評価に従えば、FDの実行及び教育の質の向上に向けてのFDの組織的な活用にはまだ改善の余地があると考えられる。しかし、全ての学部・研究科等において各種のアンケート調査等に基づく具体的な教育の改善事例が報告されている。さらに工学部のFD活動に対する日本工学教育協会からの工学教育賞の受賞（平成14年度）は特筆すべき点である。このように、実質的なFD活動は継続的に実施されており、本学の教育の質の向上や授業の改善は平素より行われていると判断される。

観点9-2-3： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

【観点に係る状況】

事務職員については事務局の主催する各種の研修が実施される他、全学教育シンポジウムには各学部・研究科等から計50名ほどの事務職員が参加している。また、薬学部・薬学研究科では、教務掛員に海外研修の機会を与えている。技術職員については、それぞれの専門技術に関する全国的な研修会・講習会等に参加する機会を与えているほか、一泊研修等を企画・実施している部局もある。さらに、ハラスメント等に関するものも含めて、教育活動の向上のための研修機会をもっている学部・研究科等も多く見られる。

TAについては、担当教員による直接の指示・助言等を受けて授業の補助に当たっているが、実験補助など安全性に関わる場合や試験監督補助を担当する場合等については、研修会・説明会を各部局において実施している。

【分析結果とその根拠理由】

教育支援者、教育補助者に対する教育に関わる研修は、事務局・学部・研究科等において実情に沿ってその必要性を満たす程度には十分に実施されていると判断される。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学の基本理念に基づき、各学部・研究科の主体性を発揮した教育の質の向上へ向けた不断の取組が行われている。学生による授業評価を実施した部局のデータを見ても、各教員の教育に対する熱意が好感を持って受け止められている。ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動については、工学部の取組には日本工学教育協会から平成 14 年度に「工学教育賞」の最高賞が授与されている。また、組織的な FD の取組に向けた FD の基礎研究も積み重ねられている。

【改善を要する点】

教育の質の改善へ向けての努力が個々の教員の熱意と努力に帰される場合が多く、組織的な取組や検証に遅れが見られる部局もある。今後は全学の FD 研究検討委員会での情報交換を通して、各部局の FD 委員会等の組織的活動の活性化が望まれる。

(3) 基準 9 の自己評価の概要

高等教育研究開発推進機構や学生部等の大学全体の他、各学部・研究科では教務委員会等が実行主体となり、教育活動に関わる基礎的な情報の収集と蓄積が積み重ねられており、分析結果も含めて各種印刷物やホームページ等を通して公開され、情報の共有が図られている。具体的には、授業アンケート、学生実態調査、卒業生調査等の実施や、総長キャンパスミーティングも含めて学生や卒業生を交えた懇談による意見聴取も行われ、必要な情報収集が経常的に行われている。収集された教育関連情報は、教務委員会や FD 委員会等による整理・分析を経て自己点検・評価に用いられるほか、必要に応じて部局毎に開催されている教育シンポジウムや研修会等にも資料として活用されている。授業アンケート等は、原則的に、担当教員にフィードバックされており、各教員は授業教材の改善の参考にするなど、教育の質の向上のための基礎資料として活用している。またこのような授業改善の努力は、学生からは「教員の熱意」として好感をもって受け取られている調査結果もある。

本学はその基本理念のため、教育の質の向上への取組も各学部・研究科の自主性に委ねられ、個々の教員の不断の努力によって行われているが、ファカルティ・ディベロップメントとしての組織的な取組には部局による差が見られる。このような事情を改善するため、平成 18 年度には FD 研究検討委員会が全学委員会として組織され、部局を越えた意見交換が図られる体制も整備されている。

以上を総合し、本学にはその基本理念に沿った教育の質の向上及び改善のためのシステムがあり、時代が要請する組織的な取組の強化の点では改善の余地はあるものの、十分に機能していると考えられる。

基準10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点10-1-1： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学の平成18年度末現在における資産は、固定資産3,526億円及び流動資産450億円で、資産合計は3,976億円である。他方、負債は、固定負債905億円及び流動負債424億円で、負債合計は1,329億円である。また、資本合計は2,647億円であり、負債資本合計は3,976億円である。

資産については、国立大学法人化前に保有していた土地及び建物等を法人化に伴い、現物出資により国から承継しており、平成18年度末の保有状況は、土地1,660億円（面積25,841.658㎡）及び建物1,508億円（延べ面積1,145.372㎡）となっている。

負債内訳については、資産見返負債が498億円と最も多いが、寄附金債務を含めて返済を要しない負債が多くを占めている。また、長期借入金や国立大学財務・経営センター債務負担金については、附属病院における施設・設備の整備に伴うもので、文部科学省より認可された償還計画に基づき計画的に返済を行っている。なお、短期借入は行っていない。

別添資料10-1-1-①

貸借対照表

別添資料10-1-1-②

長期借入金償還計画

【分析結果とその根拠理由】

資産合計は3,976億円で、教育研究活動を安定して遂行できる規模の資産を保有している。債務については、国立大学法人会計基準特有の返済を要しない負債が多く、長期借入金等についても償還計画に基づき計画通り返済を行っており、債務は過大にはなっていないと判断される。

観点10-1-2： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本学の経常的収入は、国から措置される運営費交付金の他、授業料や入学料等の学生納付金収入、附属病院収入等の自己収入ならびに産学連携等研究収入等の外部資金により構成されている。平成18年度における運営費交付金収入は622億2,800万円で、本学の経常的収入の主要な財源となっているが、効率化係数及び経営改善係数の適用により今後運営費交付金の減少が予定されることから、教育研究活動の安定的な遂行のためには自己収入等の確保が重要となっている。なお、過去5カ年における主な自己収入等の実績は次表の通りである（表10-1）。

表 10－1

過去5カ年の主な自己収入等の状況

年度	学生納付金収入	附属病院収入	外部資金	
			産学連携等研究収入	寄附金収入
平成14年度	11,779	21,742	7,501	4,902
平成15年度	12,357	21,907	10,607	3,537
平成16年度	11,573	22,777	11,736	3,762
平成17年度	12,982	23,885	13,872	7,461
平成18年度	12,963	24,519	17,677	3,496

(単位:百万円)

授業料、入学料及び検定料の学生納付金の基礎となる学生数の確保については、現時点では適正な入学者数等を確保して安定した収入を得ている。なお、平成16年度においては、平成17年度授業料の改定に伴い、従来行っていた前倒し収納を行わないこととしたため、一時的に収入実績が減少したが、平成17年度以降の状況に影響を及ぼすものではない。

附属病院収入については、入院患者数、外来患者数の確保及び病床稼働率の向上に努めており、安定した収入が確保されている。

外部資金については、研究資金の獲得を戦略的に展開するため、部局長クラスの教員により、研究戦略等についてアドバイスを行う「研究戦略タスクフォース」、専門分野の教員により具体的な研究費申請支援を行う「研究戦略室」及び学術活動状況の調査・分析や外部資金に関する情報収集等を行う「研究企画室」を設置するなど、支援体制の強化を図っている。さらに、「国際イノベーション機構」を設置して産学官連携の推進及び支援活動を行うと共に、研究活動の公開にも努め、外部資金の受入促進を図っている。これらの取組により外部資金は安定して確保されていると考えられる。

また、これら経常的収入の他、科学研究費補助金等の競争的資金については、「研究戦略室」の「研究戦略タスクフォース」の活動の効果も得て、積極的かつ安定的な獲得が推進されている（表10－2）。

表 10－2

過去5カ年の主な競争的資金の受入状況

年度	科学研究費補助金	21世紀COEプログラム	厚生労働科学研究費補助金	科学技術振興調整費	戦略的創造研究推進事業
平成14年度	11,022	1,958	978	2,062	215
平成15年度	12,027	3,248	913	2,188	216
平成16年度	12,958	3,275	857	2,342	258
平成17年度	13,475	3,375	997	2,371	542
平成18年度	13,245	3,418	1,134	2,483	1,153

(単位:百万円)

【分析結果とその根拠理由】

経常的収入の確保については、学生数の確保、附属病院収入の安定化、外部資金の獲得に向けた様々な取組等により行っている。これらの結果、自己収入及び外部資金等は増加傾向を示しており、教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されていると判断される。

観点 10－2－1： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学は国立大学法人法の規定により、文部科学大臣から教育研究等において達成すべき中期目標の提示要請を受け、平成16年度から平成21年度までの6年間における「国立大学法人京都大学中期計画」を策定し、文部科学大臣の認可を受けると共に、毎年度の年度計画を策定して実施している。この中期計画及び年度計画においては、予算、収支計画及び資金計画を含めて策定されており、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の審議を経て総長が決定している。これら中期計画及び年度計画については、教授会連絡や学報等により学内教職員に周知されると共に、本学のホームページ（http://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/01_unei/mokuhyo.htm，http://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/01_unei/nendo.htm）を通して広く学外にも公表されている。

【分析結果とその根拠理由】

中期計画及び年度計画において予算、収支計画及び資金計画が法律に基づき策定されており、学内においては、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の審議を経てこれらを総長が決定している。またこれらの計画は、各種の広報やインターネットを通して広く公開されており、学生・教職員を含む国立大学法人京都大学のステークホルダー各位に周知されていると判断される。

観点 10－2－2： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学では毎年度の予算編成に当たり、収入見積額のもとに適切な支出予算を策定しており、この支出予算に基づき経費を計画的に執行していることから、短期的にも長期的にも支出超過になる可能性は極めて小さい。

平成18年度における本学の損益状況は、経常費用が1,199億1,000万円、経常収益は1,250億8,500万円で、当期総利益は50億9,400万円を計上している。また、収支状況は、収入が1,286億3,600万円、支出は1,243億3,100万円で、収入が支出を43億500万円上回っている。

別添資料 10－2－2

損益計算書

【分析結果とその根拠理由】

平成18年度の損益及び収支の状況については、当期純利益が計上されており、収入が支出を上回っているため、支出超過にはなっていないと判断される。

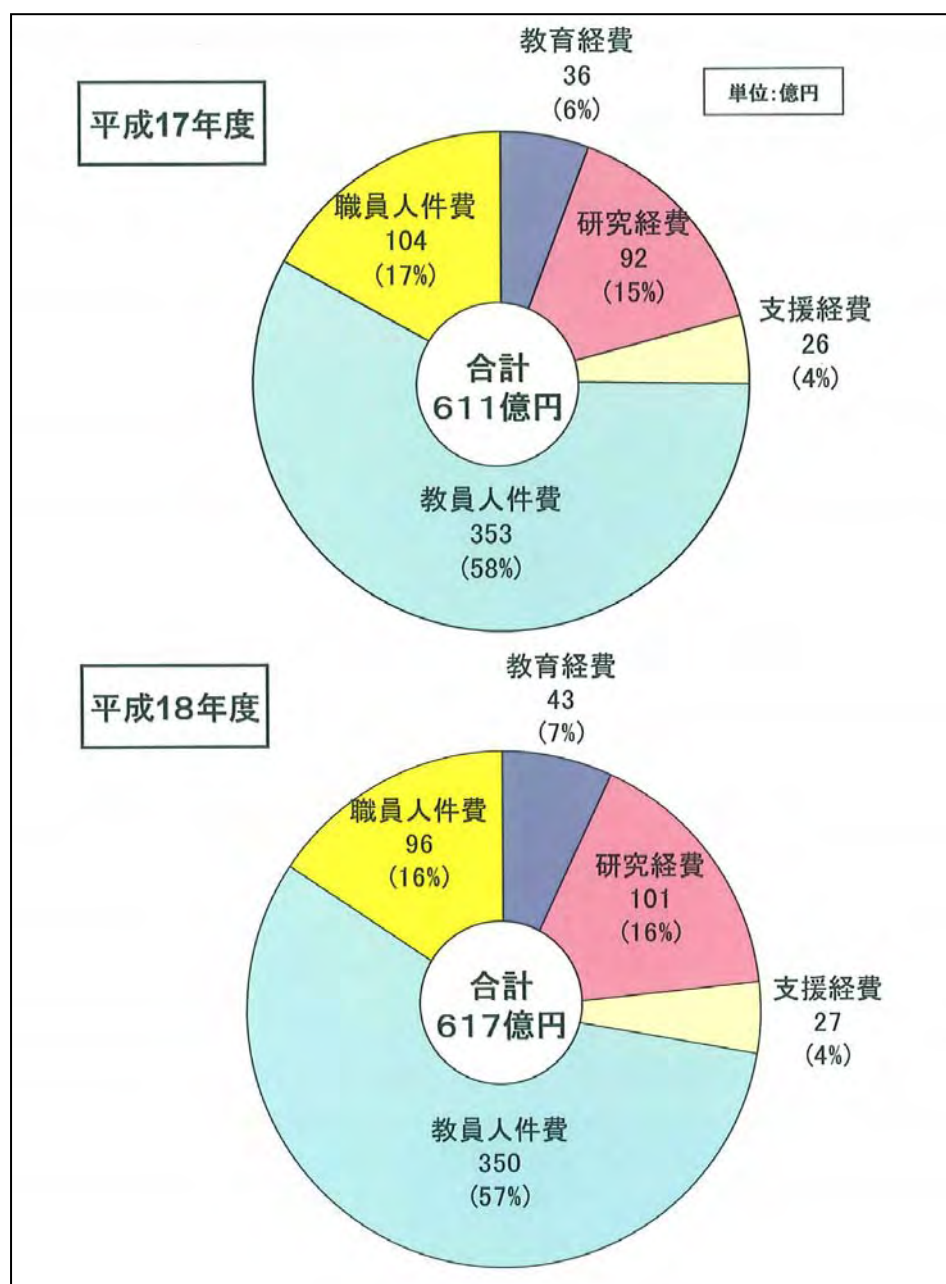
観点 10－2－3： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の予算の策定に当たっては、本学の基本理念に沿った教育と研究の実現に向け、予算編成方針を教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て総長が決定している。予算編成方針として、安定的な資源配分を図る観点から人件費と物件費を区分し、人件費の所要額を確保した上で、物件費を教育研究環境を維持するために必要な経費を義務的経費、及びその他の経費に区分し、前年度ベースを基本に安定的な教育研究活動を保障する予算配分に努めている（表10－3）。

表10－3

平成17・18年度の教育・研究経費の配分状況



この予算編成方針に基づく基盤的な教育研究経費の配分の他に、戦略的・重点的配分に必要な経費として総長裁量経費、戦略的・重点的配分経費等を確保している。総長裁量経費では、教育研究改革・改善プロジェクト等

のための経費や教育基盤設備の充実のための経費を配分している。戦略的・重点的配分経費は、学生に対する支援経費や若手研究者支援経費等に区分している。若手研究者支援としては、競争的資金の獲得に結びつく研究の取組が可能となるよう「若手研究者スタートアップ研究費」を配分している。

これらの他、寄附金及び間接経費の一部を活用した「全学共通経費」を確保し、教育研究環境整備、教育研究活動支援、社会貢献・連携支援等の全学的支援が必要な事業に重点配分している。

【分析結果とその根拠理由】

予算編成方針は教育研究評議会、経営協議会及び役員会で、本学の目的の達成も考慮に入れて、検討・審議の上で策定されており、その配分に当たっては教育研究環境の安定維持に配慮しつつ、総長裁量経費や戦略的・重点的配分経費による重点配分も実施している。以上のことから、本学の目的の達成を考慮した上で、教育研究活動に対して適切な資源配分が行われていると判断される。

観点 10－3－1： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の財務諸表等については、国立大学法人法の規定に基づき、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書ならびに決算報告書が作成され公表されている。これら財務諸表等は官報公告の他、本学のホームページ (http://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/01_data/kessan_2005.htm , 平成 18 年度版は平成 19 年 9 月掲載予定) にも掲載されており、一般の閲覧に供している。

また、本学の財政状況及び運営状況を財務諸表上の数値データだけでなく、その活動状況や成果について平易に解説した財務分析報告書「Financial Report 2006 財務報告書」(平成 17 年度決算分。なお、「Financial Report 2007 財務報告書」は平成 19 年 8 月発行予定) が取り纏められ、広く学内外のステークホルダー各位に配布されると共に、その内容は本学のホームページ (http://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/01_data/documents/financial_2005.pdf) にも掲載されている。

別添資料 10－3－1

Financial Report 2006 財務報告書

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等は官報広告とインターネットを通じて、広く公開されている。さらに他の国立大学法人に先駆けて財務報告書の作成・公開を行い、大学の財務状況について広くステークホルダー各位へ平易に公開しており、財務状況は適切に公表されていると判断される。

観点 10－3－2： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点に係る状況】

財務に対する会計監査については、監査室による内部監査、監事による監事監査、会計監査人による監査がそ

れぞれ定期的実施されている。

内部監査については、平成17年4月1日付けで総長の直轄組織として監査室を設置し、国立大学法人京都大学内部監査規程に従って、全部局を監査対象として業務監査及び会計監査を実施している（別添資料10-3-2-①～⑥）。監事監査については、国立大学法人京都大学監事監査規程に従って、監事が当該年度の監事監査計画を策定し、業務監査および会計監査を実施している（別添資料10-3-2-⑦）。会計監査人監査については、文部科学大臣から選任された会計監査人により、国立大学法人法の規定に基づき、監査を受けている。

なお、効果的、効率的な監査を実施する観点から、理事（財務担当、総務担当）、監事、会計監査人、監査室で構成する四者協議会を定期的に開催し、連携を図っている。

別添資料10-3-2-①・②

平成18年度監査年次計画書

別添資料10-3-2-③・④

監査実施計画書

別添資料10-3-2-⑤・⑥

監査報告書

別添資料10-3-2-⑦

平成18年度監事監査に関する報告書「監事監査の概要」抜粋

【分析結果とその根拠理由】

監査室による会計監査については、関係規程と計画に基づき、平成18年度は平成19年1月15日～3月9日の期間、全部局を対象に会計処理全般について実施し、その監査結果を総長等に報告した。改善を要すると指摘された事項等については直ちに改善措置等がとられている。

監事による会計監査についても、関係規程と計画に基づき、定期監査として実施されている。特に財務諸表等の意見陳述に当たっては、会計監査人の監査に立会い、担当責任者への面談等も実施されており、財務諸表の適正性の確保が図られている。

以上により、財務に対する会計監査は適正に行われていると判断される。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教育研究活動に対する資源配分について、基盤的な配分の他に総長裁量経費や戦略的・重点的配分経費といった戦略的・重点的な配分も図られており、教育研究改革・改善プロジェクトや教育基盤設備の充実、若手研究者支援等に対して配分されている。また、寄附金や間接経費の一部を活用して、全学的な教育研究環境整備事業等へ重点配分する制度も設けられている。

社会に開かれた大学運営を目指し、国立大学法人として全国初の財務報告書「Financial Report」を作成し、

本学の財政・運営状況を数値だけではなく平易に解説する努力を行うと共に、学内外へ広く公開している。

【改善を要する点】

本学の基本理念に沿った高度な教育研究活動を安定的に支えていくため、一般管理費の削減を図ると共に、教育研究経費の配分比率を高めていく努力が必要である。

（３）基準 10 の自己評価の概要

本学の資産合計は3,976 億円で、教育研究活動を安定的に実行可能な資産を有していると考えられる。債務については、国立大学法人会計基準特有の返済を要しない負債が多く、長期借入金等についても償還計画に基づき計画通り返済してきている。

経常的収入の確保については外部資金の獲得も含めて様々な取組を行っており、その結果として、自己収入は増加傾向を示していることから、質の高い教育研究活動を安定的に実行するための経常的収入が継続的に確保されている。

収支計画については、国立大学法人法により中期計画及び年度計画において予算、収支計画及び資金計画が策定されており、年度毎に教育研究評議会、経営協議会及び役員会の審議を経て総長が決定している。これらは、学内外に広く公開され、その透明性が図られている。

学内予算の配分は、本学の基本理念を考慮しながら教育研究評議会、経営協議会及び役員会で検討・審議の上で予算編成方針を策定しており、経常的な予算配分に当たっては教育研究環境の維持・整備に配慮し、さらに総長裁量経費や戦略的・重点的配分経費による重点配分も行い、適切な資源配分が行われている。

財務諸表等は一般的な公開方法のほか、学生・教職員を含む本学のステークホルダー各位の立場で平易に理解できる財務報告書を作成・公開し、財務状況の適切な公表に心がけている。このほか、財務に対する監査体制も確立されており、さらに損益・収支の状況においては収入が支出を上回っており、本学の財務状況は健全と考えられる。

基準11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

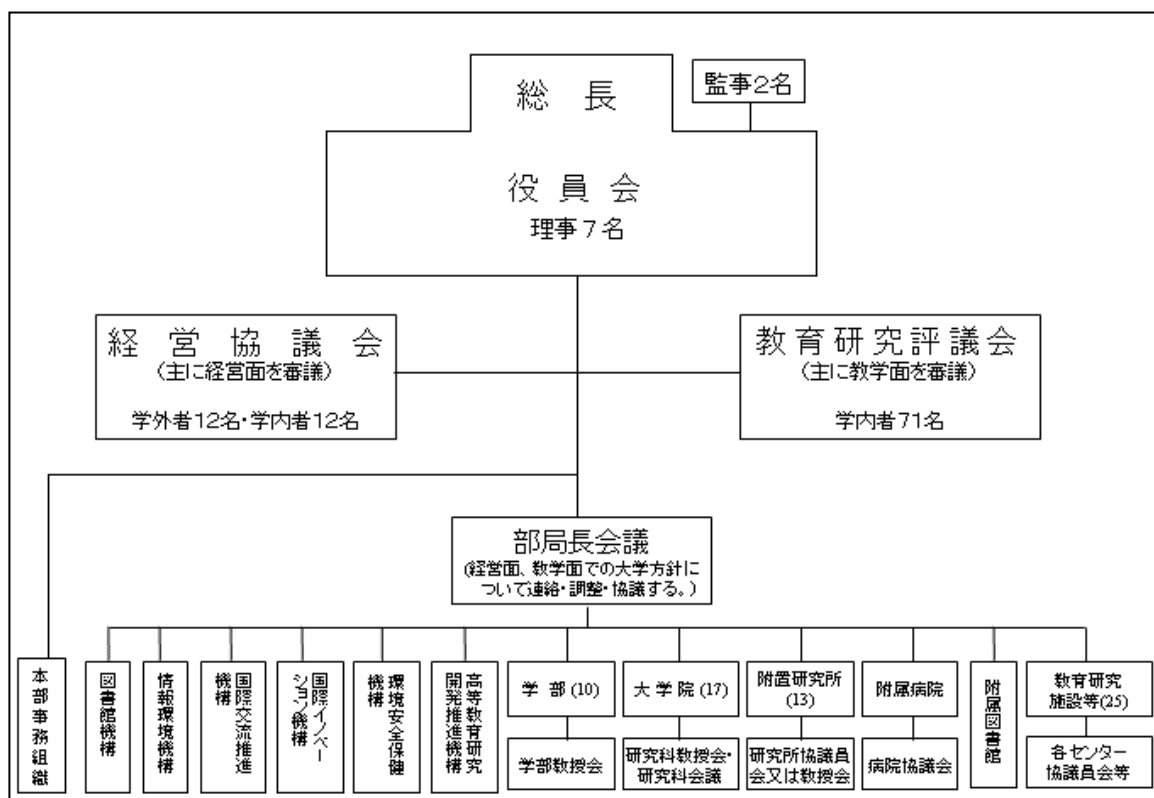
観点11-1-1： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

【観点到係る状況】

本学の基本理念には大学運営についても項を立てて記述されており、各教育研究組織の自治を尊重しつつ、大学全体としての調和のとれた運営を目指している。このため、国立大学法人法に基づく管理運営組織の「役員会」「経営協議会」「教育研究評議会」（図11-1）を設置する一方で、総長主権による部局長会議を設け、部局長と役員とが教育研究及び経営管理運営にかかる必要な事項の調整等を行っている。事務組織面では、1,418名の常勤職員（育児休業・休職者、再任用者、特定職員除く）、1,871名の非常勤職員（再任用者、オフィスアシスタント含む）から構成されており（平成19年5月1日現在）、本部事務局、各部局等の事務組織ならびに研究室等に秘書として配属され、大学の管理運営から教育研究までの幅広い支援を行っている。特に本部事務組織は、教育研究推進本部、経営企画本部、センター、秘書・広報室及び監査室から構成され、表11-2に掲げた事務を分担所掌している。さらに教育研究を支援するための組織として、高等教育研究開発推進機構、環境安全保健機構、国際イノベーション機構、国際交流推進機構、情報環境機構、図書館機構を設置し、教員と事務職員が連携をとりながら本学理念の実現に向けての支援任務を遂行している。

図11-1

管理運営組織図



(出典：京都大学ホームページ http://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/01_soshi/sosiki_kanri.htm)

表 11-2

本部事務所掌事務内容一覧

	部等名	課室名	所掌事務内容
総長直属の事務組織	秘書・広報室		総長・理事・監事等の秘書業務、情報の発信、ホームページの管理運用
	監査室		内部監査・監事監査の支援、公益通報の相談及び受付
	学生部	学生課	学生部・学生センター・キャリアサポートセンター・カウンセリングセンターの総務、学生部委員会の事務、厚生補導及び課外活動の総括・企画、課外教養行事に関する業務、学生ボランティアによる学校サポート事業、総長賞に関する業務
		入試企画課	入学者選抜方法の研究・検討、個別学力検査の実施、大学入試センター試験の実施、大学院入試に関する業務、オープンキャンパスの企画及び実施、入試広報(入試ガイドンス、入試広報誌の発行等)
	研究推進部	研究推進課	学術研究活動推進に必要なとなる支援業務、研究推進に関する企画・立案等、競争的資金・寄附金に関する業務
		産学官連携課	受託研究・共同研究等の受入れ等産学官連携の推進、国際イノベーション機構に関する業務、発明・特許等の知的財産権の管理と活用促進
	国際部	国際交流課	国際戦略推進に関する企画立案、国際交流推進機構に関する業務、海外の大学等との大学間学術交流協定に関する業務、海外の研究者・教育研究機関への情報提供、部局に対する国際化支援業務等、海外渡航関連業務、文部科学省・日本学術振興会・国際協力機構(JICA)等の国際交流事業、外国人研究者の受入れ業務、国際大学連合(AEARU、APRU等)に関する業務、京都大学国際シンポジウムに関する業務、海外の大学等学術機関との交流事業等
		留学生課	留学生の受入れに関する戦略的企画立案、学生の海外留学促進に関する戦略的企画立案、留学生ラウンジの運営等の企画、国際交流センターの総務、会計業務及び調査・連絡調整業務等、留学生への指導・助言等の窓口業務、留学生の受入れ業務、学生の海外留学・交流協定等の業務、国費留学生・KUINEP関係業務、教育プログラム実施に関する業務
	教育推進部	教務企画課	教育事業関係業務(高大連携、SCS、入式等)の式典関係業務、証明書自動発行機、ジュニアキャンパス、社会貢献事業業務(シニアキャンパス、オープンコースウェア(OCW)、名誉博士称号授与、身体障害学生支援)、教務関係業務(学籍電算処理、学位、他大学との交流協定、大学コンソーシアム京都との単位互換、学生証発行、学位授与証明書発行)、教育改革関係業務(教育に係る競争的資金、教免課程認定、非常勤講師任用枠、教育関係委員会(教育制度・教職・FD)の運営)
		共通教育推進課	高等教育研究開発推進機構・高等教育研究開発推進センター・教育推進部の総務・経理関係業務、吉田南構内の施設管理、学生の課外活動支援、KULASIS(クランス・京都大学全学共通教育教務情報システム)の開発、高等教育研究開発推進機構の情報システム管理・広報、全学共通教育に係る企画・調整及びFD/評価、全学共通科目に係る実施・運営
経営企画本部	総務部	総務課	事務の総括、経営協議会・教育研究評議会・役員会・部局長会議に関する業務、儀式・重要な行事に関する業務、文書類の接受・発送、大学文書館に関する事務、情報公開・個人情報保護に関する業務、組織の設置・改廃、学則などの制定・改廃訴務、制度・法規の総括等
		職員課	就業規則・服務・懲戒・労働組合・兼業・勤務時間・休暇等・栄典・表彰・労働災害保険等に関する業務
		人事企画課	任免・給与・諸手当制度に関する業務、研修・能力開発・人材育成、評価の策定・運用、事務系職員の採用・配置換え・昇進・人事交流に関する業務、教職員の処遇に関する業務
		事務改革推進室	事務合理化・効率化、事務組織の改革、事務職員の再配置
	企画部	企画課	教育研究組織の設置・改廃その他将来構想に関する業務、中期目標・中期計画及び年度計画に関する業務、教育研究組織に係る調査分析、自己点検・評価に関する業務、認証評価機関による第三者評価に関する業務、国立大学法人評価委員会が行う評価に関する業務、大学評価支援室に関する業務、大学評価に係る調査分析に関する業務
		社会連携推進課	百周年時計台記念館に関する業務、公開講座に関する業務、京都大学同窓会に関する業務、京都大学基金に関する業務、学外の機関等との連携、総合博物館に関する業務
	財務部	財務企画課	財務に関する企画立案、本部予算の要求・管理、概算要求に関する業務、予算管理
		財務戦略・分析課	決算に関する業務、財務諸表の作成、財務に係る調査・分析、内部取引に係る費用の付替え処理、資金・資産の運用
	施設環境部	施設企画課	施設環境部所掌事務に係る総括・連絡調整、予算管理・執行グループ、施設環境部の予算の経理、工事等の入れ及び契約、整備計画等に係る中長期計画の企画・立案、建築及び設備に係る専門的企画・立案
		施設整備課	施設整備工事実施に係る総括・連絡調整、建築工事及び土木工事の実施、電気設備工事及び機械設備工事の実施
		施設活用課	施設の維持保全・有効活用及び点検・評価、電気・ガス・水道等のエネルギー需要管理、施設の維持保全に係る事務のうち技術的専門事項に関する業務
	環境安全衛生部	環境安全衛生課	環境マネジメント・労働安全衛生等に係る企画・立案・推進業務
	情報環境部	情報企画課	情報環境機構・学術情報メディアセンターにかかる総務・経理関係業務及び連絡調整、学校基本調査等の大学諸統計調査取りまとめ、学術情報メディアセンター図書管理、学術情報メディアセンターにかかる外部資金関係、事務用電子計算機システムの運用及び維持管理、業務システムの企画・開発及び維持管理、国立学校汎用システムの維持管理及び連絡調整、事務本部等情報セキュリティに関する業務、電子事務局の推進
		情報基盤課	全国共同利用に関する業務、教育支援業務、学術情報メディアセンター南館・電話庁舎の維持管理、全国共同利用の電子計算機システムの調達・維持管理、学内外の研究者に対する研究支援及び利用相談、全学ネットワークシステムの調達・維持管理及びシステムの利用者対応及び相談、教育用コンピュータシステム・語学学習システムの調達・維持管理・連絡調整、サテライト設置機器の維持・管理、学生・教職員の利用対応及び相談、全国共同利用の電子計算機システムのデータベース・コンテンツサーバの維持管理、大学情報発信用サーバの維持管理、国内外との遠隔講義・遠隔会議、キャンパス間の遠隔講義・遠隔会議等に関する技術支援、各イベント等のネットワーク中継や映像記録に関する業務、全学情報セキュリティ対策に関する業務、情報環境機構にかかる情報セキュリティに関する業務
センタ―	学生センター		学生生活相談、福利施設(食堂、売店等)の管理、アルバイト及び下宿の斡旋、学生寮に関する業務、学生教育研究災害傷害保険・京都大学学生健康保険組合に関する業務、奨学金に関する業務、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関する業務、短期貸付金に関する業務、課外活動の支援(公認団体届の受付、課外活動施設の管理等を含む)、集会・掲示に関する業務
	キャリアサポートセンター		就職資料・情報の収集及び提供、就職ガイドンス等の企画及び実施、就職相談室等の運営
	競争的資金サポートセンター		競争的資金等の応募・交付申請・報告書等の書類の照査及び取りまとめ
	国際交流サービスオフィス		国際交流会館に関する業務、外国人研究者の在留資格認定証明書代理申請、外国人研究者・留学生への情報提供、留学生の宿舎に関する業務、留学生の各種補助
	広報センター		報道対応、大学の総合案内、広報刊行物の発行・配布
	人事・共済事務センター		教職員の任免・給与に関する業務、給与の支給・それに係る控除・源泉徴収税に係る法定調査及び各種届出・社会保険・労働保険・住民税に関する業務、共済組合(短期・長期・福祉)に関する業務、労働者財産形成貯蓄に関する業務、レクリエーションに関する業務、団体扱い生命保険に関する業務
	出納事務センター		収入及び支出に関する業務、資金及び債権の管理
	契約・資産事務センター		本部予算・共通経費の経理、特定調達契約・一括契約、旅費・謝金の経理、資産の管理、不動産の取得等、宿舎に関する業務、学内の警備取締り、防火に関する業務
	施設サポートセンター		吉田地区の基幹インフラ設備の維持・保全に関する業務、吉田地区(医学部附属病院を除く)の二次変電所の定期巡視に関する業務、エネルギーの巡視点検及び吉田地区の検針業務に関する業務、吉田地区(施設系技術職員を有しない部局)の施設の維持管理の支援に関する業務
	情報システム管理センター		ソフトウェアライセンス管理(ライセンス窓口、ライセンス契約、ライセンス管理等の業務)

【分析結果とその根拠理由】

「役員会」「経営協議会」「教育研究評議会」等の基本組織を設置するほか、本学の基本理念に掲げられる部局自治を尊重する立場から部局長会議を設け、円滑な管理運営体制を確立している。事務組織については、部局事務と本部事務に分かれて教育研究の遂行を支援し、平成17年度からは大幅な事務組織の見直しや仕事の平準化が図られ、効率的運用に向けた組織化が進んでいる。その他、大学独自の組織として6つの「機構」を配置し、教育研究の効果的な支援体制が整えられている。以上のことから本学の管理運営組織ならびに事務組織は、本学の基本理念に沿って、その目的達成支援という任務を果たす適切な規模と機能であると考えられる。

観点 11-1-2： 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

総長の下で大学運営の重要業務等ごとに担当の常勤理事が定められ、さらに任命を受けた副学長が総長を補佐する体制がとられている。また総長主催の部局長会議では、役員と部局長等が大学運営の基本方針についての調整・協議等を行い、本学の基本理念で謳われる大学運営の調和が図られている。さらに個別の重要事項を審議・答申する企画委員会、施設整備委員会及び財務委員会が役員会の下に設けられるほか、課題や任務に応じた各種委員会が適宜設置され、総長及び役員の効果的な意思決定に寄与している。

表 11-3

副学長の所掌職務一覧

	職務内容	備考
1	企画・評価担当	理事
2	教育・学生担当	理事
3	研究・財務担当	理事
4	総務・人事・広報担当	理事
5	法務・安全管理担当	理事
6	病院・施設担当	理事
7	国際交流・情報基盤担当	理事
8	国際イノベーション機構長	
9	高等教育研究開発推進機構長	
10	国際交流推進機構長	
11	工学研究科長(桂キャンパス整備・運営担当)	

【分析結果とその根拠理由】

常勤理事ならびに4人の副学長の合計11名よりなる総長補佐体制が図られ、的確な判断により総長がリーダーシップを発揮し得る体制が確立されている。また、部局長会議や各種委員会等を通して、総長のリーダーシップと部局や教員の意見・アイディアによるボトムアップ機能の融合が図られ、本学の理念に沿って総長が意思決定を行い得る組織形態となっていると判断される。

観点 11-1-3： 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

隔年の学生生活実態調査や、総長と学生が直接対話する懇談会「キャンパスミーティング」（平成18年度は5回開催）等により、学生の意見や要望を汲む機会が設けられている。教員については、部局長会議での各部局の意見交換の他、各種委員会における議論を通して、ニーズや要求が総長・役員に伝えられるシステムがとられている。事務職員等に対しては、職員人事シートや上司による面談により、要望や意向の把握が図られている。その他、各種アンケート調査等により、学内・学外の意見聴取に努める一方、理事や経営協議会委員に学外の有識者を登用する体制をとっている。

【分析結果とその根拠理由】

各種の会議、調査、懇談会等が重層的に整備されており、学内・学外の各階層からの意見や要望を汲み上げるシステムが整備されている。聴取された意見に基づき、例えば、平成19年度学部入試では殆どの学部で後期日程の募集人員が0となり、また現在はアカデミックカレンダーの変更の議論が続くなど、ニーズの把握が大学の管理運営に適切に反映されていると考えられる。

観点11-1-4： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

観点10-3-2でも述べた通り、監事は京都大学監事監査規程により、年度に係る監事監査計画を策定し、それに基づき監査を実施している（別添資料10-3-2-④、⑤、⑥、⑦）。この監査は業務監査と会計監査に分かれ、業務監査では役員会、経営協議会、教育研究評議会等への陪席、重要書類の閲覧、担当理事等との面談を通して、監事は業務の遂行状況をモニターしている。会計監査については、観点10-3-2の通りである。

別添資料11-1-4

国立大学法人京都大学監事監査規程

【分析結果とその根拠理由】

監事は、京都大学監事監査規程ならびに監事監査計画等に従い、監査を適正に実施している。監査結果は、会計監査の結果と共に「年度監事監査に関する報告書」として総長へ報告されると共に、ホームページ等により広く公表されており、監事として適切な役割を果たしていると考えられる。

観点11-1-5： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

正規の事務職員については、学内では本学が企画する多彩な研修（表11-4）を通して職員の質の向上を図ると共に、「自己啓発支援」により資格取得も奨励している。さらに、必要に応じて、国立大学協会や人事院等の主催する学外研修等にも参加させている。また各部局において事務上の研修のほか、ハラスメント防止のための研

修等に取り組んでいる。ただし、事務補佐の非常勤職員に対しては、規程や学内事務マニュアル等の変更の際の事務連絡を主目的とした研修と人権問題に関する研修を行うに留まっている。

表 11－4

平成 18 年度に実施された事務職員研修

研修名			実施回数	参加資格	参加者数
新採用職員研修			H18.4.4～4.10 H18.9.4～9.8	新採用職員	36名 25名
新採用職員実務研修			H18.4.11～4.28 H18.9.11～9.29	新採用事務職員	14名 16名
部課長級研修			H18.5.25～5.26	新任及び在任2年程度の 部課長級職員	21名
リーダーシップ研修			H18.7.5～7.7	掛長、専門職員級	36名
労働法連続講座			H18.11.15 H18.11.22 H18.11.29	人事事務を担当して3年未 満の事務職員	64名
グループ長研修			H19.1.23～1.24 H19.1.29～1.30	本部のグループ長	20名 25名
自己啓発支援	通信教育・eラーニング		H18.7.1～19.2.28	本学職員	218名
	放送大学		H18.10～H19.3	本学職員	5名
民間派遣研修(オムロン株式会社経営企画室経理部)			H19.1.5～1.30	中堅職員(財務部)	1名
文部科学省等派遣 研修	文部科学省関係機関職員行政実務研修		H18.4～H19.3	事務系職員	25名
	文部科学省関係機関職員国際業務研修		H18.4～H19.3	事務系職員	1名
	日本学術振興会国際学術交流研修		H18.4～H19.3	事務系職員	1名
総合技術部研修	技術職員研修(総合研修)		H18.11.21～11.22	教室系技術職員	41名
	技術職員研修(専門研修)	第1専門技術群(工作・運転系)	H18.9.11 H19.1.26	教室系技術職員	22名 14名
		第2専門技術群(システム・計測系)	H19.3.13	教室系技術職員	32名
		第3専門技術群(物質・材料系)	H19.3.15	教室系技術職員	27名
		第4専門技術群(生物・生体系)	H19.3.16	教室系技術職員	19名
		第5専門技術群(核・放射線系)	H19.2.22～2.23	教室系技術職員	40名
		第6専門技術群(情報系)	H19.3.14	教室系技術職員	23名
国立大学協会主催 研修	国立大学法人総合損害保険研修会		H18.5.31 H18.12.11	大学保険担当者	2名 2名
	国立大学法人等部長級研修		H18.7.20～7.21	部長級職員	3名
	国立大学法人等課長級研修		H18.8.8～8.9	課長級職員	3名
	大学マネージメントセミナー【企画・戦略編】		H18.10.2～10.3	役員・幹部職員	2名
	大学マネージメントセミナー【研究編】【教育編】		H18.11.21 H18.11.22	役員、副学長、部局長、事 務代表者等	8名 5名
国大協近畿地区支 部専門分野別研修 (幹事校:大阪大学)	労働安全衛生		H18.11.14	補佐から掛員までの実務 担当者	18名
	病院経営		H18.11.30	補佐から掛員までの実務 担当者	9名
	広報・個人情報保護		H18.11.24 H18.12.1	補佐から掛員までの実務 担当者	11名 26名
	総務・リスクマネジメント		H19.1.10	補佐から掛員までの実務 担当者	26名
近畿地区国立大学法人等パソコンリーダー研修(大阪大学主催)			H18.9.5～9.8 H18.9.12～9.15	実務担当職員	11名 10名
近畿地区国立大学法人等情報セキュリティ研修(大阪大学主催)			H18.10.2	教職員	51名
近畿地区国立大学法人等会計事務研修(大阪大学主催)			H18.11.14～11.17	会計事務実務者	12名
近畿地区国立大学法人等施設系職員研修(大阪大学主催)			H18.11.30	施設系職員	19名
人事院近畿事務局 主催研修	近畿地区中堅係員研修		H18.6.20～6.23	中堅係員	1名
	近畿地区上級係員研修		H18.9.5～9.8	上級係員	1名
	接遇のあり方に関する実務研修		H18.9.5～9.8	35歳程度までの職員	2名
	近畿地区課長研修		H18.12.5～12.8	課長級職員	1名
	近畿地区女性職員セミナー(キャリアアップ研修)		H19.2.14～2.16	女性職員	1名
大学アドミニストレータ研修(大学コンソーシアム京都開講)			H18.5.13～9.9	管理・監督職(係長クラス 以上)職員等	4名

【分析結果とその根拠理由】

職種や職責に応じた各種研修を組織的・系統的に開催すると共に、自己研鑽も奨励している。また各研修後にはアンケートを実施してその効果を検証し、研修や事務組織の質の向上に役立てている。以上のことから、管理運営に関わる全職員の質の向上のための取組が組織的に行われていると判断される。

観点 11－2－1： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の

責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

本学の基本理念には、運営に関する項も立てられ、各研究組織の自治を尊重した上での全学の調和が述べられ、また本学が人権や環境にも配慮することが明確に述べられている。また、この基本理念に基づき、学内関連規程を定めると共に重要な施策が策定されている。役員、部局長及び各種委員会委員等、管理運営に関わる者の採用・選考等については、国立大学法人法に規定されたもののほか、学内関係諸規定において定められている。さらに京都大学の教職員像（資料3-A）には、教育、研究、支援業務、管理運営の各々において、各構成員が自らの使命を自覚し、その職責の遂行に全力を尽くすよう明記されている。

【分析結果とその根拠理由】

「京都大学の基本理念」及び「京都大学の教職員像」により、大学として基本理念や方針が定められており、これらに基づき、関連諸規定が整備されている。役員等の選考や採用の方針、構成員の責務と権限等も明文化されている。

観点 11-2-2： 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報は、整理・分析されて文書等により教職員に周知されるほか、一般的な内容のものは京都大学ホームページに蓄積しており、大学の構成員が必要に応じて容易にアクセスできるシステムを構築している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の構成員によるホームページへのアクセス件数は増加の傾向にあり、データや情報は合理的に蓄積され、迅速にアクセス可能なシステムとして機能していることを示している。

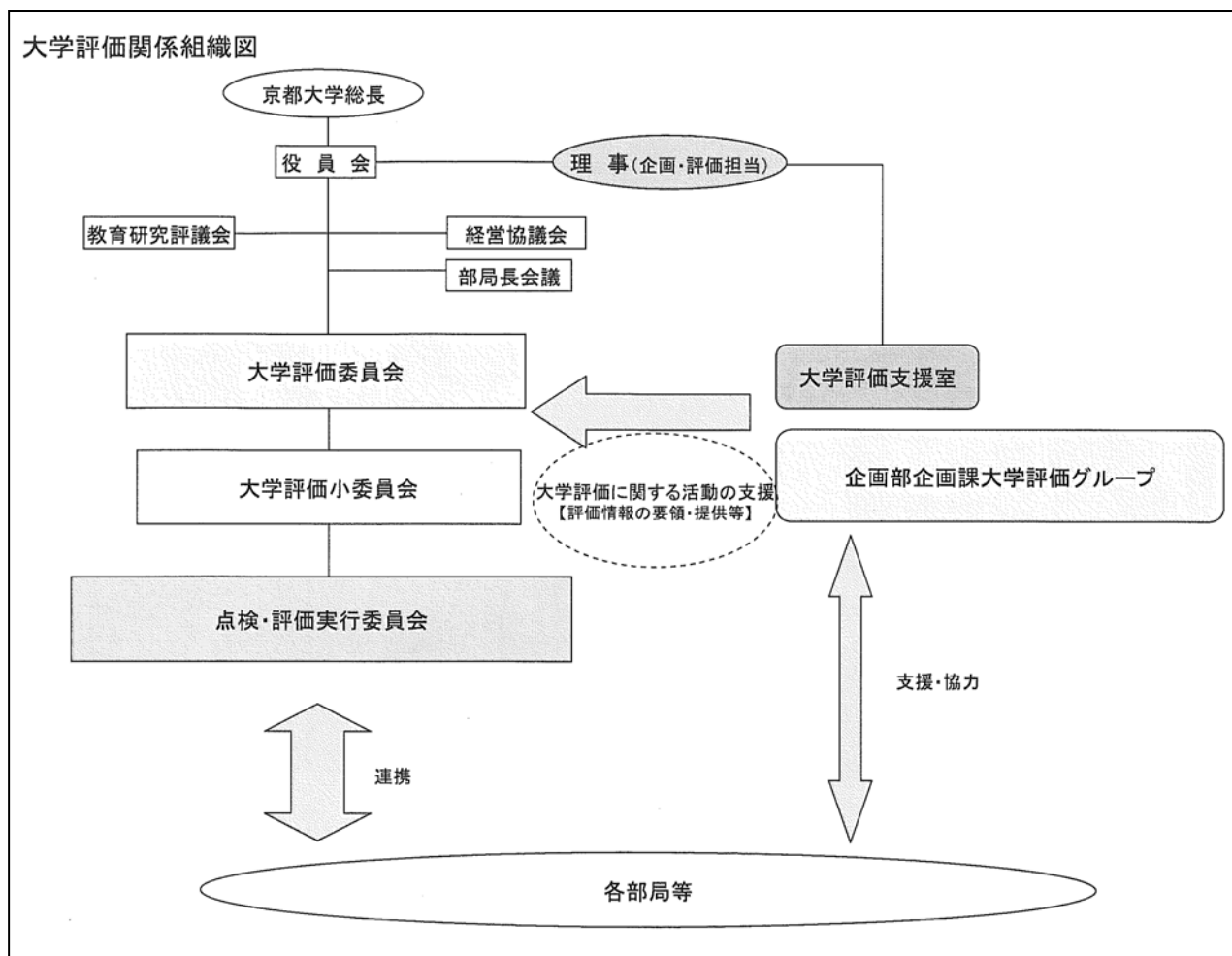
観点 11-3-1： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では関係法令に従い、各学部・研究科等で自己点検・評価を実施すると共に、根拠となる資料やデータを継続的に収集している。大学評価委員会等では、これらの自己点検・評価の結果及び全学的データを基に、大学の総合的な状況に関する自己点検・評価を行っている。各部局の自己点検・評価の結果は部局毎に冊子及びホームページ等で公表されている。

図 11-5

大学評価関係組織図



【分析結果とその根拠理由】

各学部・研究科において継続的に資料やデータ等を収集し、それを基に適切に自己点検・評価を行っている。これらの自己点検・評価の結果を踏まえ、大学の総合的な状況に関する自己点検・評価を実施している。

観点 11-3-2： 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

本学は、「教育研究活動及び業務運営に関する自己点検・評価及び外部評価の結果を社会に公表し、自己改善の取組に活用する」との国立大学法人第一期中期目標に沿って、学部・研究科を含む各部局の自己点検・評価報告書の学内外への配布・ホームページへの掲載等を各部局の実情に沿って行っており、自己点検・評価の結果の大学内及び社会への公開に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

冊子の配布やホームページへの掲載により自己点検・評価報告書の公開に努めており、自己点検・評価結果を学内及び社会に対して広く公開していると判断する。ただし、ホームページによる公開は、部局による差がある。

観点 11－3－3： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

法人化後は中期目標・中期計画に基づいて国立大学法人評価委員会が行う年度毎の業務実績評価が実施されている。また各学部・研究科の特性に応じ、独自の外部評価や21世紀COEの実施拠点に対する外部評価等、当該部局の特性に沿って実施もしくは計画している。

【分析結果とその根拠理由】

全学的には、国立大学法人評価委員会が行う年度毎の業務実績評価の他、21世紀COEの実施拠点や各部局の独自の外部評価が実施されており、本学では外部評価を着実に実施していると判断できる。

観点 11－3－4： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

全学的な評価結果については、国立大学法人評価委員会の年度毎の業務実績評価の結果を総長を中心に検討し、関係委員会で審議を行い、必要に応じて各部局の教授会等でも検討し、具体的な見直し・改善に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

大学評価委員会を中心とする点検・評価体制が整備されており、評価結果が適切にフィードバックされ、全学的な改善ならびに各学部・研究科単位での改善への取組がなされていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

「京都大学の基本理念」及びこの基本理念に基づく「京都大学の教職員像」により、管理運営等の基本方針が明確に定められている。またこれらの基本理念方針に則り関連諸規定が整備されており、明文化した規定に基づく管理運営がなされている。また、総長のリーダーシップと、教育研究に関わる部局の自治を根幹としたボトムアップ機能の融合を基本方針とし、管理運営組織は国立大学法人法が定める「役員会」「教育研究評議会」「経営協議会」等を設置するほか、役員と部局長が経営及び教育研究にかかる連絡、調整及び協議を行うための「部局長会議」や各種委員会を設置している。これにより総合大学の特色である広大な分野に存在する多彩な人材からの意見やアイデアを取り入れ構成員にとり主体的で責任ある決定を保証しつつ、正当性、実効性、機動性のある全学的視点に立った意思決定を行う点で特色がある。

【改善を要する点】

大学の管理運営体制は時代とその要請の変化に対応するため不断の検証・検討が必要である。部局長会議の構

成、教育研究支援組織としての「機構」について、検証を行うことが必要である。

(3) 基準11の自己評価の概要

京都大学では、国立大学法人法に基づく「役員会」「経営協議会」「教育研究評議会」等の基本組織を設置するほか、総合大学という本学の特性に応じて部局長会議を設け、役員と部局長が経営及び教育研究にかかる必要な連絡、調整及び協議を行い、円滑な管理運営体制を確立している。大学運営の重要業務・課題毎に担当の常勤理事を定め、総長に対する補佐機能の充実を図り、総長がリーダーシップを発揮しうる体制を確立している。また、教員の意見やアイデアを広く汲み上げ反映させるため、部局長会議以外にも企画・財政・施設整備委員会を始めとする各種委員会を設置している。以上、総長のリーダーシップと部局自治を根幹とするボトムアップ機能を融合することにより、効果的で責任ある意思決定が行える組織形態を採用している。社会あるいは様々な構成員からの意見・要望を汲み上げるため、各種の調査、アンケート、懇談会等が重層的に整備されており、これらの機能を活用することにより、管理運営に反映させている。事務組織については、部局事務と本部事務に人的資源を効果的に配分すると共に、本部事務においては機能に応じて効率的運用ができるように組織化されている。その他、大学独自の組織として6つの機構を配置し、研究教育を効果的に支援する体制を整えている。職種や職責に応じた各種研修を組織的・系統的に開催することや、自己研鑽を奨励する制度を確立し、管理運営に関わる職員の資質やモラルの向上に努めている。監事は、国立大学法人京都大学監事監査規程により、年度に係る監事監査計画を策定し、それに基づき監査を実施している。また監査結果は、「年度監事監査に関する報告書」として総長等へ報告すると共に、ホームページなどを通じ学内外へ公表しており、監事として適切な役割を果たしている。

本学においては、「京都大学の基本理念」及び「京都大学の教職員像」により、大学として基本理念や方針が定められている。また、これらに基づき、関連諸規定が整備されており、役員等の選考や採用の方針、構成員の責務と権限等も明文化されている。本学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報を京都大学ホームページに蓄積し、大学の構成員が必要に応じて容易にアクセスできるシステムを構築している。

自己点検・評価については、必要な資料・データを各部局及び全学で継続的に収集すると共に、これに基づいた自己点検・評価活動を系統的・計画的に実施している。評価活動の結果は、冊子の配布やホームページへの掲載により、学内及び社会に対して広く公開している。外部者による検証についても、国立大学法人評価委員会が行う年度毎の業務実績評価を実施すると共に、研究科・学部において固有のテーマにより実施もしくは実施を計画している。大学評価委員会を中心として点検・評価をフィードバックする体制も整備されており、全学ならびに各学部・研究科単位で改善に向けた取組がなされている。